

令和2年第7回小山町議会12月定例会会議録

令和2年11月30日(第1日)

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君  
3番 小林千江子君 4番 鈴木 豊君  
5番 遠藤 豪君 6番 佐藤 省三君  
7番 藺田 豊造君 8番 高畑 博行君  
9番 岩田 治和君 10番 池谷 弘君  
11番 米山 千晴君 12番 渡辺 悦郎君  
13番 池谷 洋子君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	天野 文子君	企 画 総 務 部 長	野木 雄次君
危 機 管 理 局 長	遠藤 正樹君	住 民 福 祉 部 長	小野 一彦君
経 済 産 業 部 長	高村 良文君	都 市 基 盤 部 長	湯山 博一君
オリンピック・パラリンピック推進課長	池谷 精市君	教 育 次 長	長田 忠典君
企 画 政 策 課 長	清水 良久君	総 務 課 長	池田 馨君
住 民 福 祉 課 長	勝又 徳之君	介 護 長 寿 課 長	山本 智春君
商 工 観 光 課 長	渡邊 辰雄君	フロンティア推進課長	湯山 浩二君
農 林 課 長	前田 修君	都 市 整 備 課 長	岩田 幸生君
上 下 水 道 課 長	遠山 洋行君	会 計 管 理 者 兼 会 計 収 納 課 長	渡辺 史武君
こ だ も 育 成 課 長	大庭 和広君	総 務 課 課 長 補 佐	渡邊 徹君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	後藤 喜昭君	議 会 事 務 局 書 記	池谷 孝幸君
会 議 録 署 名 議 員	9番 岩田 治和君	10番 池谷 弘君	

散 会 午後0時52分

(議 事 日 程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 発議第3号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書
- 日程第4 町長提案説明
- 日程第5 報告第23号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告について
- 日程第6 議案第106号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第7 議案第107号 工事請負契約（変更）の締結について  
（令和元年度 東富士演習場周辺無線放送施設設置助成事業 小山町防災行政無線（固定系）デジタル化整備工事）
- 日程第8 議案第108号 財産の取得について  
（令和2年度 小山町役場総務課公用車購入事業）
- 日程第9 議案第109号 土地の取得について
- 日程第10 議案第110号 小山町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第111号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センター及び小山町農村活性化センターの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第112号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第113号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第114号 小山町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第15 議案第115号 小山町無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第116号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第117号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第118号 令和2年度小山町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第19 議案第119号 令和2年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第120号 令和2年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第121号 令和2年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第122号 令和2年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第123号 令和2年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第124号 令和2年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第125号 令和2年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第126号 令和2年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 町長提案説明
- 追加日程第2 議案第127号 工事請負契約の締結について  
(令和2年度(仮称)すがぬまこども園建設工事)
- 追加日程第3 議案第128号 財産の取得について  
(令和2年度 小学校タブレット購入)

○議長（池谷洋子君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。新型コロナウイルス感染防止のため、議場内では、当局の説明並びに議員の発言の際も含めて、マスクを着用することとします。

議 事

午前10時00分 開会

○議長（池谷洋子君） ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、令和2年第7回小山町議会12月定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に入る前に、議長における諸般の報告をします。概要につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池谷洋子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、9番 岩田治和君、10番 池谷弘君を指名します。

---

日程第2 会期の決定

○議長（池谷洋子君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの17日間にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月16日までの17日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

ただいま、町長と議員から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

---

日程第3 発議第3号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

○議長（池谷洋子君） 日程第3 発議第3号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。11番 米山千晴君。

○11番（米山千晴君） おはようございます。ただいま議題となりました発議第3号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書の提出につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回提案の意見書につきましては、静岡県交通基盤部から意見書の採択を求める依頼があり、11月12日の議員懇談会において全議員の了解を得た上で、11月20日の議会運営委員会において本会議に提案することに全員の可決を得ました。

それでは、以下、意見書の朗読により提案理由の説明とさせていただきますので、お手元の意見書を御覧ください。

意見書第2号。

防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書。

近年、気候変動の影響の顕在化により、全国各地において水害が激甚化、頻発化しており、令和2年7月豪雨では記録的な大雨により、多くのインフラの被災、広範囲の浸水や交通網の寸断などが発生しました。

このため、切迫化する大規模地震とあわせて、災害から町民の生命・財産を守ることは、喫緊の課題となっております。

加えて、新型コロナウイルス感染症拡大により、人々の健康や暮らし、経済活動など、あらゆる分野において大きな影響が出るなど、国難とも言うべき時代に直面しております。今後は、感染症の拡大防止とともに、経済活動の活性化の両立を図り、「新たな日常生活」「新たな社会」を構築していくことが求められております。

このような状況下におきまして、安全で安心な町民生活と経済活動を確保するためには、被害を最小限に留め、速やかに機能回復できるインフラなどの社会基盤と新たな投資がもたらす持続的に成長する経済基盤からなる「強靱な国土構造」の構築が必要でございます。

このため、今後は、国と地方公共団体が団結し、総合的かつ計画的にハード・ソフト一体となりました国土強靱化対策を加速化していくことが不可欠と考えております。

以上を踏まえまして、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記。

一つ。令和2年度末が期限とされている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に続く財政的な支援措置を講じるとともに、支援対象の拡大や支援要件の緩和などの制度拡充を図ること。

二つ。地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の確保を図ること。

三つ。物流・観光等の経済活動復興や、分散型の国土利用のための道路ネットワークの整備を図ること。

四つ。急速に進行する社会基盤の老朽化への対策を効率的、効果的に行うための必要な予算と新たな財源を確保すること。

五つ。災害発生時における迅速かつ円滑な復旧を支援する災害対応力の強化のため、国の地方支分部局等の人員体制の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年11月30日、静岡県駿東郡小山町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官、法務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣。

以下のとおり提出するものでございます。

提出者、米山千晴。賛成者、室伏 勉、室伏辰彦、小林千江子、鈴木 豊、遠藤 豪、佐藤省三、藪田豊造、高畑博行、岩田治和、池谷 弘、渡辺悦郎、池谷洋子。

よろしく御審議のほど御承認を賜りたくお願い申し上げます。

○議長（池谷洋子君） 提出者の説明は終わりました。これから質疑を行います。提出者の説明に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

米山千晴君提出の発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 町長提案説明

○議長（池谷洋子君） 日程第4 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました報告第23号から議案第126号までの22議案について、町長から提案説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君） おはようございます。令和2年第7回小山町議会12月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただき大変ありがとうございます。

今回提案をいたしましたのは、報告1件、規約の変更1件、工事請負契約（変更）の締結1件、財産の取得1件、土地の取得1件、指定管理者の指定2件、条例の制定2件、条例の一部改正4件、補正予算9件の合計22件であります。

初めに、報告第23号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告についてであります。

本件は、小山町営住宅家賃管理条例第11条第1項に基づき、町営住宅の家賃に係る債権を放棄したため、同条例第11条第2項の規定により報告するものであります。

次に、議案第106号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の

変更についてであります。

本組合は、常勤職員の退職手当支給に関する事務及び議会の議員、その他非常勤の職員に対する公務災害に関する事務を共同処理している事務組合であります。

今回の規約変更は、当事務組合の構成団体である相寿園管理組合が令和3年3月31日をもって脱退することから、当事務組合規約を変更することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第107号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

本案は、令和元年度東富士演習場周辺無線放送施設設置助成事業 小山町防災行政無線（固定系）デジタル化整備工事の請負契約を変更するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第108号 財産の取得についてであります。

本案は、現在使用している中型バスの老朽化に伴いマイクロバスを取得するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第109号 土地の取得についてであります。

今回取得します土地は、町道2416号線道路改良舗装工事の事業用地として取得するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第110号 小山町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

本案は、本年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、小山町一般職員、任期付職員の給与等に関する条例の改正を行うものであります。

次に、議案第111号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センター及び小山町農村活性化センターの指定管理者の指定についてであります。

小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センター及び小山町農村活性化センターの指定管理者を株式会社ふじおやまに指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第112号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定についてであります。

小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者を観光開発株式会社指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第113号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本案は、令和2年度税制改正による地方税法の改正により、延滞金の特例基準割合の引下げ等が行われたことに伴い、関係条例を一括で改正するため条例を制定するものであります。

次に、議案第114号 小山町森林環境譲与税基金条例の制定についてであります。

森林整備及びその促進に関する財源として、森林環境譲与税が町に配分されたことから、税を

受け入れるための基金設置について新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第115号 小山町無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、防災行政無線のデジタル化整備に伴い、施設の種別及びその設置箇所、並びに設置箇所の名称を明確にするなど、小山町無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第116号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、令和3年1月1日に施行される地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、小山町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第117号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、須走地内の町営住宅滝の台団地の用途廃止に伴い、小山町営住宅条例第3条第2項に規定する戸数を改正するものであります。

次に、議案第118号から議案第126号までは、一般会計のほか7つの特別会計と水道事業会計の補正予算であります。

それぞれ現時点における決算見込額を把握し、これに伴う予算の整理及び人事異動による増減、育児休業者等に係る減額、給与改定に伴う人件費関係の補正が主なものであります。

また、特に一般会計においては、新型コロナウイルス感染症の影響による入湯税及びゴルフ場利用税交付金などの歳入の減額を見込むとともに、歳出においては、感染症拡大防止のため見合わせる事とした事業などの減額による補正をするものであります。

初めに、議案第118号 小山町一般会計補正予算（第9号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ8,280万6,000円を追加し、歳入歳出総額を144億3,197万5,000円とするとともに、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債を補正するものであります。

次に、議案第119号 令和2年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

人件費の補正のほか、決算見込みにより不足する還付金及び償還金を予備費で調整するもので、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1,076万1,000円を減額し、歳入歳出総額を20億3,860万3,000円とするものであります。

次に、議案第120号 令和2年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ57万5,000円を追加し、歳入歳出総額を2億4,444万2,000円とするものであります。

次に、議案第121号 令和2年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

人件費の補正に伴い、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ26万1,000円を増額し、歳入歳出総額を2億2,339万7,000円とするとともに、下水道事業公営企業法適用移行事業について基礎資料の収集及び整理作業に不測の時間を要し、年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものであります。

次に、議案第122号 令和2年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,073万7,000円を追加し、歳入歳出総額を21億4,135万9,000円とするものであります。

次に、議案第123号 令和2年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ7,474万9,000円を減額し、歳入歳出総額を1億8,822万8,000円とするものであります。

次に、議案第124号 令和2年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ999万7,000円を追加し、歳入歳出総額を7,949万6,000円とするものであります。

次に、議案第125号 令和2年度小山町小山P A周辺開発事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。人件費の補正に伴うもので、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ85万1,000円を減額し、歳入歳出総額を4億3,734万円とするものであります。

次に、議案第126号 令和2年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。収益的支出を34万4,000円減額するものと、資本的収入を4,575万円及び資本的支出を5,103万9,000円それぞれ減額するとともに、併せて企業債などの補正をするものであります。

以上、今定例会に提案いたしました22議案につきましての提案説明を終わります。

なお、各議案の審議に際し、議案第106号、議案第119号、議案第121号及び議案第125号を除きまして、関係部長からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

---

日程第5 報告第23号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告について

○議長（池谷洋子君） 日程第5 報告第23号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告についてを議題とします。

報告を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 報告第23号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告についてであります。

議案書は3ページであります。

本件は、町営住宅の家賃に係る債権を、小山町営住宅家賃管理条例第11条第1項の規定に基づき放棄をいたしましたので、同条例第11条第2項の規定に基づき議会に報告をするものであります。

今回放棄した債権の件数は20件、金額は423万828円であります。

その内訳は、表に記載してありますように、小山町営住宅家賃管理条例第11条第1項第2号に該当する破産法等により債務者が家賃につきその責任を免れたものが1件、同条同項第4号に該当する家賃の時効が完成し、債務者が行方不明等で所在が明らかでないものが19件であります。

報告は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 部長の報告は終わりました。本報告は、小山町営住宅家賃管理条例第11条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

---

日程第6 議案第106号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

○議長（池谷洋子君） 日程第6 議案第106号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第106号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第107号 工事請負契約（変更）の締結について（令和元年度 東富士演習場周辺無線放送施設設置助成事業 小山町防災行政無線（固定系）デジタル化整備工事）

○議長（池谷洋子君） 日程第7 議案第107号 工事請負契約（変更）の締結について（令和元年度 東富士演習場周辺無線放送施設設置助成事業 小山町防災行政無線（固定系）デジタル化整備工事）を議題とします。

補足説明を求めます。危機管理局長。

○危機管理局長（遠藤正樹君） 議案第107号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。議案書は5ページからとなります。

本案は、令和2年3月小山町議会定例会におきまして議決をいただきました、令和元年度東富士演習場周辺無線放送施設設置助成事業 小山町防災行政無線（固定系）デジタル化整備工事におきまして、一部工事内容に変更が生じることから、工事変更請負契約を締結いたしたく、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

変更の主な内容は、アナログ無線用の無線ユニットを交換する計画でしたが、既存の無線ユニットで対応が可能であることが判明し、新規無線ユニットの設置を工事内容から外すことといたします。また、外部の個別電話から親局装置につないで、録音し、放送ができる機能を持つ地区遠隔制御装置も設置する予定でしたが、こちらも改めて有効性を検討した結果、同様に工事内容から外すことといたしました。工事請負契約を当初の1億2,980万円から157万3,000円減額し、1億2,822万7,000円に変更するものであります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第107号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第108号 財産の取得について(令和2年度 小山町役場総務課公用車購入事業)

○議長（池谷洋子君） 日程第8 議案第108号 財産の取得について（令和2年度 小山町役場総務課公用車購入事業）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（野木雄次君） 議案第108号 財産の取得についてであります。

本案は、現在、町の事業等で使用している中型バスの走行距離が28万キロを超え、故障が多く発生していることから、新たにマイクロバスを購入するものであります。

契約の方法は、10月26日に5業者による指名競争入札を執行したところ、小山スズキ販売株式会社が、647万6,084円で落札決定し、消費税相当額64万7,608円を加え、712万3,692円で購入契約を締結するもので、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、事業の完了予定期日は、令和3年3月31日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第108号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第109号 土地の取得について

○議長（池谷洋子君） 日程第9 議案第109号 土地の取得についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長（高村良文君） 議案第109号 土地の取得についてであります。

議案書7ページからになります。

今回取得いたします土地は、町道2416号線道路改良舗装工事の事業用地として、一般会計通次繰越金により取得するものであります。

取得する土地の詳細は、小山町新柴字上滝沢9番4外2筆、取得面積は6,166.61平方メートルでございます。

契約の相手方は1者で、取得価格は1億791万5,675円であります。

説明は以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第109号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第110号 小山町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（池谷洋子君） 日程第10 議案第110号 小山町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（野木雄次君） 議案第110号 小山町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

議案書は9ページをお開きください。

本案は、地方公務員法第14条の情勢適応の原則により、本年10月に人事院から出された給与勧告に準じ、職員の期末手当の支給月数の引下げについて改正をするものであります。

初めに、給与改正についての背景や経緯について御説明いたします。

人事院では、国家公務員の給与水準について、民間企業の給与水準と均衡させることを目的に、全国1万2,000の民間事業所を対象に、4月分給与とボーナスについて調査をしました。

なお、本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、ボーナスのみ先行して調査され、昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績と公務員の年間の支給月数を比較した結果、公務員の支給月数が民間水準を上回っていることから、民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を引き下げる旨の勧告がなされたものであります。

具体的には、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数を0.05月引き下げ、期末手当、勤勉手当の合計支給月数を年間4.5月から4.45月に改正するものであります。

条例は、4条と附則で構成し、関連条例を併せて改正するものであります。

議案書の10ページを御覧ください。

第1条は、小山町職員の給与に関する条例の改正により、一般職の12月に支給する期末手当の支給月数を、0.05月引き下げるものであります。

第2条は、令和3年度以降の一般職の期末手当の改正をするものであります。

次に、第3条及び第4条については、小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正であります。

第3条は、特定任期付職員の12月の期末手当の支給月数を一般職と同様に0.05月引き下げるものであります。

第4条は、令和3年度以降の特定任期付職員の期末手当の改正をするものであります。

なお、附則では、施行期日を公布の日からとしておりますが、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行するものであります。

また、本年10月末に発出された人事院報告により、月例給については改定しない旨、報告がされたところであります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第110号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第111号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センター及び小山町農村活性化センターの指定管理者の指定について

○議長(池谷洋子君) 日程第11 議案第111号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センター及び小山町農村活性化センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長(高村良文君) 議案第111号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センター及び小山町農村活性化センターの指定管理者の指定についてであります。

議案書は11ページとなります。

本案は、小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センター及び小山町農村活性化センターにつきまして、地方自治法第244条の2第6項及び小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第1項の規定により、当該施設の指定管理者を、指定管理者の候補者であります株式会社ふじおやまとすることについて、議会の議決を求めるものでございます。

小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センター及び小山町農村活性化センターの指定管理につきましては、令和3年3月31日をもって現行の指定管理期間が終了となりますが、引き続き、当該施設の管理運営をより効率的、効果的に行うため、民間の能力を活用して、利用者へのサービス向上、経費の縮減等を図ることを目的に指定管理とするものであります。

提案の指定管理者につきましては、令和2年11月6日に開催されました小山町公の施設の指定管理者選定委員会で、指定管理者の候補者として選定されたものでございます。

選定に当たりましては、株式会社ふじおやまから提出されました申請書に基づき、施設管理及び自主事業に係る事業計画、並びに収支予算について、両施設の設置目的を効率的かつ効果的に達成するために地域の活力と能力を活用する体制が取れているか、町内の生産団体を活用し農産物の加工、販売等6次産業の取組を図り地域振興につながる内容となっているかを中心に、書面審査及びヒアリングを実施いたしました。

この結果、これまで道の駅「ふじおやま」地域振興センターで営業を行ってきた実績、地元農産物の加工品の製造から販売までを行う6次産業化への取組、レストランにおいての地元食材の利用、設備投資を含めた施設改善など、施設の適正な管理及び地域振興の拡大に十分期待ができるものとして、株式会社ふじおやまを指定管理者の候補者として選定したものでございます。

指定管理者の業務は、小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センター及び小山町農村活性化セ

ンターの施設の運営に関する業務、利用許可及び利用料の徴収に関する業務、附属施設を含む施設の維持管理に関する業務等でございます。

指定管理期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となります。

説明は以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第111号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第111号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第12 議案第112号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定について

○議長（池谷洋子君） 日程第12 議案第112号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長（高村良文君） 議案第112号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定についてでございます。

議案書は12ページとなります。

本案は、小山町道の駅「すばしり」観光交流センターにつきまして、地方自治法第244条の2第6項及び小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第1項の規定により、当該施設の指定管理者を、指定管理者の候補者であります観光開発株式会社とすることについて、議会の議決を求めるとでございます。

道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理につきましては、令和3年3月31日をもって現行の指定管理期間が終了となりますが、引き続き、当該施設の管理運営をより効率的、効果的に行うため、民間の能力を活用して、利用者へのサービス向上、経費の縮減等を図ることを目的に指定管理とするものでございます。

提案の指定管理者につきましては、本年11月6日に開催されました小山町公の施設の指定管理者選定委員会で、指定管理者の候補者として選定されたものでございます。

選定に当たりましては、観光開発株式会社から提出されました指定管理者指定申請書に基づき、施設管理及び自主事業に係る事業計画、並びに収支予算について、道の駅「すばしり」観光交流センターの設置目的を効率的、かつ効果的に達成するために地域の活力と能力を活用する体制

が取れているか、経費縮減に努めながらも地場産業の発展、地域振興につながる内容となっているかを中心に、書面審査及びヒアリングを行いました。

この結果、経営方針として、富士山をテーマとした道の駅をベースに清潔かつ地元素材を取り入れたレストランメニューや味のクオリティを重視したフードコートの運営、利用者がリラックスできる休憩所とサイクルスポーツの拠点として観光客の憩いの施設としての運営、周辺道路の雑草処理や構内の植栽管理の強化、関連会社が運営いたします隣接するゴルフ場と協力した管理運営など、観光客はもとより地元の方にも喜ばれる施設の運営、また、コロナ終息後は、外国人観光客も視野に入れた関連会社のノウハウを活かした取組を行うこととする計画内容となっており、施設の適正な管理、観光交流の拡大及び地域振興に十分期待ができるものとして、観光開発株式会社を指定管理者の候補者として選定したものでございます。

指定管理者の業務は、地域特産品販売コーナー、レストラン、研修室等を含む全ての施設の運営に関する業務、利用許可及び利用料の徴収に関する業務、附属施設を含みます施設の維持管理に関する業務等でございます。

指定管理の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となります。

説明は以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○12番（渡辺悦郎君） 議案第112号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定について質問いたします。

本件は、小山町が指定管理制度を設けて初めて指定管理者が変わっていく案件でございます。一番心配されるのが、3月31日まで現在の株式会社ピカの方が運営しているんですけども、4月1日から観光開発株式会社に移行するという事です。この移行がうまくいくかどうか、これがすごく気になる所なんですね。特に運営とか、そういうのは確かに選定委員会の方であったのかもしれませんが、私が心配しているのは、そこで働いている人間、またはそこに納品している人間、その辺がどういうふうになっているのか。どういうふうに移行していくか。そのところについて質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君） 渡辺議員の御質問にお答えいたします。

11月6日に行われました候補者の選定委員会後、選定の通知を先方に通知してございます。そこから、この案件につきましては、最終的に議会の議決をいただいてからのこととなりますけれども、その前にお互いの事業者にこういう結果を基にヒアリングを行って、引き継ぐ、現指定管理者の考え方、それから、これから引き継がれる予定の事業者の考え方の随時ヒアリングを行ってまいります。

その際に、御質問にありました、現在、事業者に従事されている、雇用されている方、そうい

った方々の雇用であるとか、当然、今納入していただいている業者の選定につきましても、どう  
いう考えを持っているのかということとちゃんと把握した上、最終的には三者で打合せを行いま  
して、事業について引継ぎを行っていくというような形を取りたいと考えております。

ですので、4月1日から、そういったことがちゃんと継続されるもの、それから新しくなるも  
の等々を整理して、これから調整を図りたいと考えております。

以上でございます。

○12番（渡辺悦郎君） 今の答弁を聞きますと、確かに一応分かるような気はするんですけど、よ  
く考えてみると、まだ分かんないよと。今現在雇用されている方、また納入業者の方は、どうな  
るかまだ分かんないよというような状況のように聞こえます。その辺がないと、議会としてそれ  
を認めていいんだろうか、どうだろうかという、物すごく疑念を生じるわけなんです。ぜひそ  
このところをはっきりした上で提案していただきたい。要するに、道の駅で働いている人、また  
は納入業者によっては、それが生活の糧の方もいらっしゃるわけなんです。「多分」、「だろう」と  
かそういう考え方じゃなくて、ある程度のところを、100%までいきませんが、確約とは言  
いませんけれども、それに近い形に持って行っていただきたいなど、このように思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁はよろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○11番（米山千晴君） 小山町道の駅「すばしり」の観光交流センター指定管理の指定について、  
ちょっとお尋ねしたくて登壇させていただきました。

まずをもちまして、この当該施設につきましては、今から10年前でございますが、非常にもめ  
まして、決定したと。その折に、地元との産業の振興ということで、地元の方々の関わりをどう  
したらいいかということがテーマになりまして、生産者、出荷組合は現在30名ほどいるそうでご  
ざいますが、その方を入れさせていただいたと。これは条件付ということでございます。

現在、そこの売上が、たしか私が9月頃ちょっと調査した結果では、約1,500万円ぐらい。その  
中において、町の特産品でありますコシヒカリを使った商品等々が非常に好評であるというこ  
とでございます。それ以外に、地元の須走の事業者さんが約9件、町内の事業所が12件、代表的に  
入れているというふうなことを聞き及んでおります。この中において、全体的な売上の約10%が  
町内に還元されているわけでございます。

その辺を考えてみて、今後その方々が、コロナ禍において、職業もしくは納品等ができなくな  
った場合、非常に大打撃と、このように察するわけでございますが、その辺を十分お考えになっ  
ているのか。また、今後とも相手の事業者さんと協議をしていく中において、優先的にしてもら  
えるのか。

そして、やはり一番なのは、雇用でございます。全体的にこの中で、約40名近くの方々が、  
スタッフとして、また社員として働いているそうでございますが、そのうちの75%が地元小山町  
の方々です。その方々の職を奪うということにもなりかねません。その辺を十分御考察の上、協

議をしていただければなど、このように思っておりますが、御回答いただければと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君） 米山議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの内容の説明にもございましたけれども、選定委員会におきまして、募集要項の中にも、地域の特産品の提供、並びに素材を活用した食の提供など地域産業の拠点づくりとか、それから、地域、周辺との連携、また一番最初に掲げなければならないのは、富士山を掲げた観光に寄与するというので、やはり地域の物産等、そういったものの開発というものも当然視野に入れていかなきゃならないと考えております。

そこで、地元の企業等の活用、それから雇用につきましても、今後、予定者候補者であります事業者と打合せを行いながら進めていきたいと考えております。

説明は以上です。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第112号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第112号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで10分間、11時15分まで休憩いたします。

午前11時05分 休憩

---

午前11時16分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第13 議案第113号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（池谷洋子君） 日程第13 議案第113号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。会計収納課長。

○会計管理者兼会計収納課長（渡辺史武君） 議案第113号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

議案書は13ページからとなります。

令和2年度税制改正による地方税法の改正により、延滞金の特例基準割合及び用語の見直しが

行われました。

内容については、延滞金の割合について、地方税法における延滞金の割合と同一とすることと、「特例基準割合」という用語を「延滞金特例基準割合」に見直すものであります。

本案は、この見直しを受け、延滞金の割合を規定している条例の規定を地方税と同一にするものであり、関係条例については、小山町税外収入督促等に関する条例、小山町育英奨学資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例、小山町国民健康保険出産費資金貸付事業条例、小山町介護保険条例及び小山町後期高齢者医療に関する条例であります。

なお、施行日は令和3年1月1日とし、同日以後の期間に対応する延滞金について適用いたします。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第113号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第113号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第14 議案第114号 小山町森林環境譲与税基金条例の制定について

○議長（池谷洋子君） 日程第14 議案第114号 小山町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長（高村良文君） 議案第114号 小山町森林環境譲与税基金条例の制定についてであります。

議案書は15ページからであります。

本案は、森林環境税と森林環境譲与税を創設することが閣議決定され、森林整備及びその促進に関する財源として、森林環境譲与税が市町に配分されることから、税を受け入れるための基金を設置するものでございます。

16ページをお開きください。

条例は7条からなり、第1条の設置では基金の設置目的について、第2条では基金の積立て、第3条は基金の管理、第4条では基金の運用益金の処理について定めております。第5条では基金の繰替運用について、第6条では基金の処分、第7条では委任規程について定めております。

なお、条例の施行日は、公布の日からとしております。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○1番（室伏 勉君） 1点お聞きします。

管理の部分ですけれども、「最も確実で有利な有価証券に換えることができる」とあります。額面割れした場合、運用益金ではなく運用損金になるかと思えます。どうするのでしょうか、お聞きします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君） 室伏 勉議員にお答えいたします。

現在、現金につきましての管理に、金融機関への預託、預金その他、最も確実、有利な方法によるということで管理をするということになっております。2項においてから、基金に属する現金は必要に応じて最も確実かつ有利な有価証券に換えることができることになっております。

現在のところ、この有価証券に換えるというようなことは考えておりませんで、換えることができる規程というような形で上程しているものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（遠藤 豪君） 1点お伺いします。

森林環境譲与税ということですので、当然、国からこれは来る税だと思うんですけれども、これの基本となるのは、例えば小山町の山林の割合とか、そういう面積においてこれは言っているのか。どういうことからこれが、何というんですか、基準の基になっているのか、その辺をお教え願いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 遠藤議員の御質問にお答えいたします。

この算出額の根拠でございますけれども、譲与基準でございます。市町村につきましては、総額の9割に当たる額を市町村にお支払いしますが、そのうちの10分の5が私有林の人工林面積割、それから、10分の2が林業就業者数、それから残りの10分の3が人口ということで、三つの項目で割合が決められております。

また、残りの10分の1は、総額の1割でございますけれども、県の方へ譲与されるというふうな仕組みになっております。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第114号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、議案第114号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第15 議案第115号 小山町無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(池谷洋子君) 日程第15 議案第115号 小山町無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。危機管理局長。

○危機管理局長(遠藤正樹君) 議案第115号 小山町無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は17ページからとなります。

本案は、現在整備を進めております小山町防災行政無線(固定系)のデジタル化に伴い、親局の設置場所などが変更になるため、条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、現行の「同報親局の位置、名称の改正」、「同報簡易中継局、同報再送信子局の位置、名称の追加記載」、「同報屋外子局22か所の位置、名称の追加記載」になります。

説明は以上であります。

○議長(池谷洋子君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第115号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、議案第115号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第16 議案第116号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長(池谷洋子君) 日程第16 議案第116号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長(小野一彦君) 議案第116号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は21ページとなります。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布され、国民健康保険税に関する

る政令は令和3年1月1日に施行されます。政令の内容は、平成30年度税制改正施行後、給与所得者や公的年金等の所得を有する者が2人以上いる世帯では、収入に変化がない場合でも、税制改正前と比べて国民健康保険税の均等割及び平等割の軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を抑えるものであります。

具体的に申し上げますと、税制改正では、基礎控除が33万円から43万円に引き上げられるとともに、給与所得控除及び公的年金等控除が10万円引き下げられます。国民健康保険税の軽減措置の判定は、給与所得控除及び公的年金等控除後の総所得金額を用いるため、給与所得者や公的年金等の所得を有する者の合計人数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えることにより、税制改正後の影響を抑えるものであります。

本案は、これを受け、小山町国民健康保険税の軽減措置の判定方法を改正するものであります。条例改正資料、新旧対照表の30ページをお開きください。

第23条第1号では、7割軽減の判定方法を改正するとともに、文言の定義付けをするものであります。

次に、32ページをお開きください。

第23条第2号及び第3号は、それぞれ5割軽減、2割軽減の判定方法を改正するものであります。

なお、附則において、令和2年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものとすると定めております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第116号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第116号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第17 議案第117号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（池谷洋子君） 日程第17 議案第117号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第117号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は23ページを御覧ください。

本案は、公営住宅法に定められた耐用年数を経過した滝の台団地、コンクリートブロック造り平屋建て8棟25戸を小山町営住宅等長寿命化計画に基づき解体をいたしましたので、本条例を改正しようとするものであります。

なお、今回の改正により、町営住宅の団地数は9団地、管理戸数は396戸となります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第117号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第117号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで職員の入退室を許可します。議員の皆様は、しばらくお待ちください。

---

日程第18 議案第118号 令和2年度小山町一般会計補正予算（第9号）

○議長（池谷洋子君） 日程第18 議案第118号 令和2年度小山町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（野木雄次君） 議案第118号 令和2年度小山町一般会計補正予算（第9号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ8,280万6,000円を追加し、予算の総額を144億3,197万5,000円とするとともに、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をするものであります。

初めに、7ページを御覧ください。

継続費の補正であります。

7款土木費、足柄SA周辺地区開発道路整備事業の事業総額、事業年度及び年割額の変更であります。

本事業は、開発事業者からの受託事業として進めておりますが、開発事業の営業開始予定が令和7年度となり、また、事業費の精査により全体工事費の増額が生じたことから、事業期間を3か年延長するとともに、令和2年度予算を増額し、令和3年度以降の年割額を新たに設定するものであります。

次に、8ページ、繰越明許費の補正であります。

8款消防費、同報系無線設備デジタル化整備事業の繰越額の変更であります。

本事業は、世界的なコロナウイルス感染拡大の影響により、録音機能付卓上型遠隔制御装置の関連機器の納品に時間を要しており、年度内の完了が見込めないため変更するものであります。

次に、9ページ、債務負担行為の補正であります。

延期となった東京2020オリンピック・パラリンピックのシティドレッシング業務等について、令和3年度までの2か年での委託に当たり、その業務委託に要する経費について、令和3年度の債務負担行為をお願いするものであります。

次に、10ページの地方債の補正であります。

急傾斜地崩壊防止事業は、県補助金の交付額に合わせて事業費を減額することに伴い、限度額の変更をするものであります。

中山間地域総合整備事業につきましては、起債協議により限度額の変更をするものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

12ページをお開きください。

1款1項1目町民税個人分を310万円増額しますのは、譲渡所得の増により増額するものであります。

同じく2目町民税法人分を975万円増額しますのは、見込みに比べ法人税割額が増加していることにより増額するものであります。

次に、同じく2項1目固定資産税を1,500万円増額しますのは、前年の設備投資による償却資産の増及び滞納繰越分の徴収増を見込むものが主なものであります。

次に、同じく3項1目軽自動車税環境性能割を260万円減額、それから次のページ、同じく4項1目町たばこ税を300万円減額、同じく5項1目入湯税を1,370万円減額しますのは、いずれも新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けてのものであります。

次に、8款1項1目ゴルフ場利用税交付金を1,400万円減額しますのは、コロナウイルスによる外出自粛により利用者が大幅に減少していることから減額するものであります。

次に、14ページ、15款1項6目土木使用料を90万円減額しますのは、新型コロナウイルス感染症の影響により都市公園の利用が減少していることから減額するものであります。

次に、16款1項1目民生費国庫負担金を1,652万9,000円増額しますのは、障害介護給付費などの増加が見込まれることから、障害者自立支援給付費負担金を1,445万4,000円増額するものが主なものであります。

次に、15ページにかけて、同じく2項2目民生費国庫補助金を1,669万円減額しますのは、特別定額給付金給付事業が終了し、事業費及び事務費が確定したことにより、事務費補助金を985万8,000円減額するものと、後期高齢者医療特別調整交付金から、民生費受託事業収入に組み替えたこととなったため、653万2,000円減額するものが主なものであります。

次に、同じく5目土木費国庫補助金を241万3,000円減額しますのは、町営住宅改修事業に対す

る社会資本整備総合交付金の決定に伴い391万3,000円減額するものが主なものであります。

次に、17款1項1目民生費県負担金を826万4,000円増額しますのは、障害介護給付費などの増加が見込まれることから、県負担金722万7,000円を増額するものが主なものであります。

同じく2項2目民生費県補助金を140万8,000円増額しますのは、訪問入浴サービス利用者の増加が見込まれることから、地域生活支援事業補助金55万円を増額するものと、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業として、民間こども園に対する追加交付を実施するに当たり、緊急包括支援交付金76万円を増額するものが主なものであります。

次に、16ページ、同じく6目土木費県補助金を809万5,000円減額しますのは、木造住宅補強計画一体型事業及びブロック塀等撤去事業の増加に伴い県補助金を合わせて189万5,000円増額する一方、急傾斜地崩壊防止事業費補助金の決定に合わせ県補助金を999万円減額するものであります。

次に、18款1項1目財産貸付収入を586万9,000円増額しますのは、東富士演習場貸付料の改定により土地貸付収入を増額するものであります。

次に、17ページ、19款1項2目総務費寄附金を500万円増額しますのは、須走彰徳山林会様の寄附申出額の確定によるものであります。

次の、同じく4目教育費寄附金を100万円増額しますのは、森村橋広場整備に対する寄附申出による増額であります。

次に、20款2項4目総合計画推進基金繰入金を3,000万円増額しますのは、新東名関連町道整備事業及び上野工業団地造成事業に充てるため増額するものであります。

次に、18ページ、22款5項2目民生費受託事業収入478万2,000円増額しますのは、後期高齢者医療特別調整交付金から、民生費受託事業収入に組み替えたことによるものであります。

次に、同じく5目土木費受託事業収入を4,375万円増額しますのは、足柄S A周辺地区開発道路整備事業における令和2年度事業費の増額に伴う受託事業収入の増額であります。

次に、19ページにかけまして、同じく6項1目雑入を1,156万8,000円増額しますのは、新型コロナウイルス感染症の影響による利用料等の減収を見込む一方、東京2020オリンピック・パラリンピック機運醸成事業に対する市町村振興協会助成金100万円、町道富士学校線における電線共同溝による無電柱化事業に対する電線管理者の占用者工事費負担金1,500万円などによる増額に伴うものであります。

次に、同じく3目過年度収入を197万8,000円増額しますのは、障害児入所給付費等国庫負担金の確定による増額が主なものであります。

次に、同じく2目土木債1,220万円を減額しますのは、急傾斜地崩壊防止事業費補助金に合わせて減額するものであります。

次に、歳出予算のうち、人件費関係の補正について御説明いたします。

4月以降の人事異動及び育児休業及び給与改定に伴う一般職などの人件費及び会計年度任用職

員の報酬について、決算見込みに合わせて補正するものです。

69ページを御覧ください。

給与費明細書、一般職の総括表をお願いいたします。

一般会計の一般職については、給与改定により、上段の表「総括」合計欄のとおり、3,585万9,000円の減額となります。

次に、人件費を除いた歳出予算についてですが、コロナウイルスの影響により中止となった事業等に関係するもの及び決算見込みよるものについての説明は、一部を除いて省略をさせていただき、その他の主なものについて御説明いたします。

まず、23ページ、2款1項4目財産管理費、説明欄(3)基金管理費を500万円増額しますのは、須走彰徳山林会様からの寄附申出額の確定により、須走地域振興事業基金積立金500万円を増額するものであります。

次に、31ページ、同じく7項4目広域行政組合管理費を469万7,000円増額しますのは、御殿場市小山町広域行政組合の補正予算(第2号)に伴うもので、早期退職による退職手当の増額に伴う負担金が主なものであります。

次に、32ページ、同じく8項1目、説明欄(3)東京オリンピック・パラリンピック推進事業費を246万3,000円増額しますのは、150日前に開催します機運醸成事業270万円と、町内を大会色に彩る都市装飾を行うシティドレッシング装飾業務149万2,000円が主なものであります。

次に、34ページから35ページにかけて、3款1項2目障害者福祉費、説明欄(5)自立支援給付費を2,895万9,000円増額しますのは、利用者の増加及び受給者のサービス利用量の増加に伴い、障害介護給付費を増額するものが主なものであります。

次に、説明欄(6)自立支援医療費給付費を548万4,000円増額しますのは、利用者の増加に伴い、自立支援医療費扶助415万円を増額するものと、国県負担金の確定に伴う返還金を増額するものであります。

次に、説明欄(7)地域生活支援事業費を220万円増額しますのは、利用者の増加に伴い、訪問入浴サービス事業委託費を増額するものであります。

次に、同じく4目国民健康保険費、説明欄(2)国民健康保険特別会計繰出金を1,076万1,000円減額しますのは、職員人件費の補正により減額するものであります。

次に、36ページ、同じく6目特別給付金費、説明欄(2)特別定額給付金給付事業費を1,124万7,000円減額しますのは、特別定額給付金給付事業が終了し、事務費及び給付金額が確定したことにより減額するものであります。

次に、39ページ、同じく2項2目介護保険費、説明欄(2)介護保険特別会計繰出金を794万5,000円増額しますのは、職員人件費の補正による増額が主なものであります。

次に、少し飛びますが45ページ、4款2項1目環境保全総務費、説明欄(8)広域行政組合衛生センター負担金を207万円増額しますのは、御殿場市小山町広域行政組合の補正予算(第2号)

に伴うもので、人件費の補正による負担金の増額であります。

次に、46ページ、同じく2目塵芥処理費、説明欄(3)広域行政組合富士山エコパーク負担金を92万9,000円増額しますのは、御殿場市小山町広域行政組合の補正予算(第2号)に伴うもので、再資源化センターにおいて処理業務委託の増加が見込まれることによる負担金の増額であります。

次に、48ページ、5款1項3目土地改良事業費、説明欄(7)町単独土地改良事業費を240万円増額しますのは、地区要望により確認された農業用水路の漏水などの修繕を実施するものです。

次に、同じく2項2目林道費、説明欄(3)林道整備事業費を448万円減額しますのは、林道金時線の改良工事に対する県負担金の減額であります。

次に、50ページ、6款1項2目企業立地推進費、説明欄(4)上野工業団地造成事業特別会計繰出金を999万7,000円増額しますのは、上野工業団地造成事業において分譲用地確定までの現地測量及び登記に係る工程を早期に着手する必要が生じたため、繰出金を増額するものであります。

次に、55ページ、7款2項1目道路橋梁総務費、説明欄(2)道路橋梁総務費を875万円増額しますのは、町道桑木新柴線外1路線における県の保全対策事業費の増額により、町負担金を増額するものであります。

次に、同じく3目町道整備事業費、説明欄(3)足柄S A周辺地区開発道路整備事業費を4,375万円増額しますのは、開発事業者からの受託事業として実施している足柄S A周辺地区開発道路整備事業における事業費の精査による工事費の増額によるものであります。

次に、56ページ、同じく4目公共道路整備事業費、説明欄(2)公共道路整備事業費を760万円増額しますのは、町道用沢大御神線の用地取得を進めるため、分筆登記事務委託、公有財産購入費、補償費を増額するものであります。

次に、説明欄(3)新東名関連町道整備事業費を2,000万円増額しますのは、町道3628号線ラウンドアバウトの暫定供用の開始に向け公安委員会と協議した結果、安全施設の追加設置工事を実施するものであります。

次に、同じく説明欄(4)道路構造物長寿命化事業費を550万円減額しますのは、防災安全交付金の決定に伴い工事費を2,050万円減額し、測量設計委託を500万円増額するものと、橋梁長寿命化修繕工事費について1,000万円増額することによるものです。

次に、57ページにかけまして、説明欄(6)無電柱化整備事業費を1,500万円増額しますのは、町道富士学校線の電線共同溝による無電柱化事業において、本体工事と同時に電線管理者の占用工事を実施するため、電線共同溝工事費を増額するものです。

次に、同じく5目急傾斜地崩壊防止事業費、説明欄(2)急傾斜地崩壊防止事業費を1,923万5,000円減額しますのは、急傾斜地崩壊防止事業費補助金の決定に合わせ、測量設計委託費を減額するものです。

次に、同じく3項1目河川費、説明欄(2)普通河川維持管理事業費を500万円増額しますのは、鮎沢川の落合橋から富士見橋の間における低水路設置による親水化環境整備の設計委託を実施す

るものです。

次に、58ページ、同じく4項2目都市計画費、説明欄(4)足柄地区拠点整備事業費を120万円増額しますのは、足柄駅交流センターの附帯工事として、外部の手すり設置及び案内看板の設置をするため、増額をするものであります。

次に、60ページ、同じく5項2目建築指導費、説明欄(2)建築指導費を423万円増額しますのは、決算見込みに合わせ、木造住宅補強計画一体型事業補助金を増額するものが主なものであります。

次に、8款1項1目常備消防費、説明欄(2)広域行政組合常備消防負担金を135万円減額しますのは、御殿場市小山町広域行政組合の補正予算(第2号)に伴うもので、人件費の決算見込みに伴う負担金であります。

次に、63ページから64ページにかけまして、9款2項1目学校管理費、説明欄(5)小学校施設整備費を354万円増額しますのは、各小学校のプールろ過機ポンプ修繕などを実施する修繕料が主なものであります。

最後に、67ページ、12款1項1目予備費を661万6,000円減額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長(池谷洋子君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第118号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、議案第118号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第19 議案第119号 令和2年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(池谷洋子君) 日程第19 議案第119号 令和2年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第119号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第119号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第20 議案第120号 令和2年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（池谷洋子君） 日程第20 議案第120号 令和2年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第120号 令和2年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

2ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ57万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億4,444万2,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。

6ページをお開きください。

4款2項2目還付金を57万5,000円増額いたしますのは、所得更正等により過年度分の保険料の還付が発生した場合に、還付した額と同額が静岡県後期高齢者医療広域連合から支給されますので、歳出に合わせて補正するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

7ページをお開きください。

2款1項1目保険料還付金及び還付加算金を30万円増額いたしますのは、所得更正等による過年度分の保険料の還付について、昨年度及び今年度前期の実績から増加が見込まれるため増額するものであります。

その下、3款1項1目予備費を27万5,000円増額いたしますのは、今回の補正予算の歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第120号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第120号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

それでは、5分間、12時05分まで休憩します。

午後0時01分 休憩

---

午後0時06分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第21 議案第121号 令和2年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（池谷洋子君） 日程第21 議案第121号 令和2年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第121号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第121号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第22 議案第122号 令和2年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（池谷洋子君） 日程第22 議案第122号 令和2年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第122号 令和2年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

予算書の2ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,073万7,000円を追加し、予算の総額を21億4,135万9,000円とするものです。

初めに、歳入から御説明いたします。

6ページをお開きください。

2款1項1目介護給付費負担金の41万円の増額は、歳出側の2款保険給付費の増額に合わせ、国庫負担金を増額するものです。

その下、2目地域支援事業交付金の63万7,000円の減額は、歳出側の4款地域支援事業の認知症総合支援事業の減額に合わせ減額するものです。

その下、6目介護保険事業費補助金の154万円の増額は、介護保険システムの改修経費に充てる補助金であり、補助率は2分の1であります。

次に、下段から7ページにかけての、3款1項1目介護給付費交付金の159万2,000円の増額は、歳出2款の保険給付費に対する支払基金からの交付金について、現年度分交付金を44万2,000円増額するものと、過年度分の精算分として115万円を増額するものであります。

次に、4款1項1目介護給付費負担金の20万5,000円増額、その下、2項1目地域支援事業交付金の31万8,000円減額は、歳出2款及び4款の増減に合わせ、県負担金及び県交付金を補正するものです。

次に、8ページにかけて、6款1項1目介護給付費繰入金を20万5,000円増額、その下、3目地域支援事業包括的支援等繰入金の31万8,000円の減額は、歳出2款及び4款の増減に合わせ町負担分を補正するものです。

その下、4目低所得者保険料軽減繰入金の37万4,000円の増額は、消費税率引上げに伴い実施した令和元年度分の保険料軽減に対する町の負担分であります。

その下、5目その他一般会計繰入金の768万4,000円の増額は、人件費などの増額に対する事務費繰入金であります。

次に、歳出について御説明いたします。

9ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費の説明欄(1)職員人件費の666万9,000円は、人事異動による増額です。

その下、(2)一般管理費183万1,000円増額の主なものは、次の10ページの12節電算システム改修176万円で、介護報酬改定及び認定期間延長に対応するためのシステム改修による補正です。

次に、下段から11ページにかけて、2款2項3目地域密着型介護予防サービス給付費の18節、92万9,000円の増額及び7目介護予防サービス計画給付費の18節、71万1,000円の増額は、いずれも給付費の決算見込みを受けての補正であります。

次に、12ページをお開きください。

4款3項7目認知症総合支援事業費を166万円減額する理由は、当初、認知症地域支援推進員の活動を3人体制で計画いたしましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により活動内容を見直し、2人体制としたため、1人分の報酬、期末手当、費用弁償に不用額を生じ、減額するものであります。

次に、5款1項2目償還金、説明欄(2)22節国庫負担金返還金3,285万5,000円の増額と、県負担金返還金133万9,000円の増額は、いずれも前年度の負担金確定により返還するものであります。

次の13ページにかけて、2項1目他会計繰出金の2,667万5,000円の増額は、説明欄(2)の27節一般会計繰出金(給付費等)の1,527万6,000円と、一般会計繰出金(その他)の1,139万9,000円であり、過年度分の2款の保険給付費、4款の地域支援事業費、1款の総務費の決算を受け、一般会計負担分を返還するものです。

最後に、6款1項1目予備費を5,868万1,000円減額し、今回の補正による歳入歳出予算の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第122号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第122号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第23 議案第123号 令和2年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（池谷洋子君） 日程第23 議案第123号 令和2年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第123号 令和2年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ7,474万9,000円を減額し、予算総額を1億8,822万8,000円とするとともに、地方債の補正をするものであります。

初めに、地方債の補正について説明をいたします。

補正予算書の5ページを御覧ください。

本年度計画しております大胡田地区宅地造成事業の財源として地方債を予定しておりましたが、既に分譲している区画の販売が順調なこともあり、地方債を起ささなくとも財源の見込みが立ったために、地方債を廃止しようとするものであります。

次に、歳入について御説明をいたします。

補正予算書の7ページを御覧ください。

1款1項1目分譲収入を4,674万9,000円減額いたしますのは、土地購入予定者の住宅ローンの審査に時間を要し、年度内での所有権移転が困難と見込まれるため減額をするものであります。

3款1項1目宅地造成事業債を2,800万円減額いたしますのは、地方債の補正で説明したとおり、起債を起ささないということとしたためであります。

次に、歳出について御説明をいたします。

8ページを御覧ください。

2款1項1目宅地造成費を513万8,000円減額いたしますのは、大胡田地区宅地造成事業の測量

設計費につきまして、設計施工一括方式によるプロポーザルの手法により事業を実施するために削るものであります。

最後に、4款1項1目予備費を6,961万1,000円減額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第123号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第123号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第24 議案第124号 令和2年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（池谷洋子君） 日程第24 議案第124号 令和2年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長（高村良文君） 議案第124号 令和2年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

補正予算書は別冊となります。2ページをお開きください。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ999万7,000円を増額し、予算の総額を7,949万6,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。

予算書6ページをお開きください。

1款1項1目1節一般会計繰入金を999万7,000円増額いたしますのは、この後、歳出で御説明いたします委託料の増額分に充当するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

7ページを御覧ください。

2款1項1目12節委託料を1,000万円増額いたしますのは、令和4年度末に完了予定の上野工業団地造成工事の進捗に合わせ、今後、分譲用地の画定に必要となる、事業区域内の外周境界確定測量及び分合筆等表示登記業務を実施するものであります。

説明は以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第124号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第124号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第25 議案第125号 令和2年度小山町小山P A周辺開発事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（池谷洋子君） 日程第25 議案第125号 令和2年度小山町小山P A周辺開発事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第125号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第125号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第26 議案第126号 令和2年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（池谷洋子君） 日程第26 議案第126号 令和2年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第126号 令和2年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算書の2ページ及び3ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の予算総額から収益的支出を34万4,000円減額し、予算総額を3億2,091万3,000円に、また、資本的収入を4,575万円及び資本的支出を5,103万9,000円それぞれ減額し、資本的収入の予算総額を1億9,604万8,000円に、資本的支出の予算総額を3億3,423万円にするとともに、これに伴う企業債及び議会の議決を得なければ流用することができない経費の補正を行うものであります。

それでは、続きまして、8ページを御覧ください。

初めに、収益的支出についてであります。

1款1項4目業務費及び5目総係費を合計34万4,000円減額いたしますのは、人事異動等による給与、手当などの職員人件費の変動によるものであります。

次に、資本的収入について御説明をいたします。

9ページを御覧ください。

1款1項1目備考欄、1節企業債を1,130万円減額いたしますのは、須走低区配水場整備工事に係ります防衛8条補助金の交付決定額によるものであります。

次に、1款4項1目備考欄、1節工事負担金を3,445万円減額いたしますのは、新東名高速道路側道配水幹線整備工事につきまして、高速道路本線との工程調整により本年度は実施をせず、来年度に延ばすこととしたため、中日本高速道路株式会社からの負担金を減額するものであります。

次に、資本的支出の主なものについて御説明をいたします。

9ページの下段を御覧ください。

1款1項2目備考欄、41節工事請負費を5,100万円減額いたしますのは、先ほど説明しましたとおり、須走低区配水場整備工事の国庫補助金交付決定額に合わせたことと、新東名高速道路側道配水幹線整備工事を延期したことにより、工事費を減額するものであります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（室伏 勉君） 1点教えていただきたいと思えます。

令和2年度の給水原価ですけれども、9月の見通しは、定例会では70.99円／立米でした。この補正で、給水原価はどのような形、幾らになるか、教えてください。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（遠山洋行君） 室伏 勉議員にお答えします。

今回の補正によります給水原価の算定についてであります。給水原価等の諸数値につきましては、当初予算の制定時と決算の時点でそれぞれ出しておりますので、今回の中間の補正予算では細かい数値については出しておりません。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第126号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第126号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。ただいま町長から、議案第127号 工事請負契約の締結について（令和2年度（仮称）すがぬまこども園建設工事）、議案第128号 財産の取得について（令和2年度 小学校タブレット購入）の2件の追加議案が提出されました。

これらを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第127号及び議案第128号の2議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案は既に配付されておりますので、よろしく願いいたします。

---

追加日程第1

町長提案説明

○議長（池谷洋子君） 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、議案第127号及び議案第128号の2議案について、提案説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君） 今回、追加提案いたしましたのは、工事請負契約の締結1件、財産の取得1件の合計2件であります。

初めに、議案第127号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、令和2年度（仮称）すがぬまこども園建設工事の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第128号 財産の取得についてであります。

本案は、小学校1年生から3年生の児童分のタブレット等を取得するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第127号及び議案第128号の提案説明を終わります。

なお、各議案の審議に際し、教育次長から補足説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上であります。

---

追加日程第2 議案第127号 工事請負契約の締結について（令和2年度（仮称）すがぬまこども園建設工事）

○議長（池谷洋子君） 追加日程第2 議案第127号 工事請負契約の締結について（令和2年度（仮称）すがぬまこども園建設工事）を議題とします。

補足説明を求めます。教育次長。

○教育次長（長田忠典君） 議案第127号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、令和2年度（仮称）すがぬまこども園建設工事の工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

本工事は、すがぬまこども園を菅沼地先に建設するものであり、工事内容は木造平屋建て、延べ床面積1,788.82平方メートルの園舎の建設、59台分の駐車場整備、遊具の設置等を行うものであります。

契約の方法は、今年25日に13業者による指名競争入札を執行したところ、芙蓉建設株式会社静岡支店が5億8,220万円で落札決定し、消費税相当額5,822万円を加え、6億4,042万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成予定期日は、令和3年10月29日を予定しております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○6番（佐藤省三君） 1点、すがぬまこども園建設工事の関係で伺いたいと思います。

入札で決まった契約の相手方が芙蓉建設株式会社となっております。この会社名は、私の不勉強であり耳にしたことがないわけですが、町内にもこういう園舎の建設工事ができる業者はあるかと思うんですが、どのようないきさつでこの会社に決まったのか。そのところについて伺いたいと思います。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○総務課長（池田 馨君） 佐藤議員の御質問にお答えします。

先ほど部長の説明にもございましたが、指名競争入札を13者で行いまして、この指名に当たりましては、町の指名委員会で、御殿場市、小山町で資格のあるAランクの会社を指名していただきました。その中で指名競争入札を行い決定されたものでございます。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありますか。

○11番（米山千晴君） ただいま議題となりました議案第127号 工事請負契約の締結、令和2年度すがぬまこども園建設工事について、今、佐藤議員も申し上げましたとおり、あまり聞いたことのない会社でございますが、私は入札制度を否定するわけではございませんが、本拠地といいますか、本社はどこなのか。

そして、小山町のAランクということでございますので問題ないかと思いますが、1、2点聞かせてください。

工事に最低予定価格というのがあるんですが、それはどのような感じだったのか。その辺がもし分かれば、ひとつ聞かせていただければと思います。

もう1点、最後に、地元の業者が取らないことによりまして、やはり県外の、静岡支店ということでございますが、本社がどこにあるか分かりませんが、その辺の、今後、終わった後の維持管理等がございますが、その辺のことも併せ持ちましてお答えいただければと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○総務課長（池田 馨君） 米山議員の御質問にお答えいたします。

芙蓉建設でございますが、本社は山梨県富士吉田市の下吉田でございます。

予定価格の方でございますが、通常どおり、町長の方に決めていただいた予定価格を採用させていただいているものでございます。

私からは以上でございます。（「最低制限価格」と呼ぶ者あり）

最低制限価格につきましては、ちょっと調べさせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○教育次長（長田忠典君） 米山議員の3点目の質問の、維持管理についてお答えさせていただきます。

この芙蓉建設でございますけれども、実績といたしまして、教育施設でありましたり、公共施設、立派な施設を造っているというような実績もございます。

また、本社が富士吉田市でございますけれども、維持管理につきましては支障がないというふうに、担当部署としましては考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○総務課長（池田 馨君） 先ほどの最低制限価格でございますが、通常、設計書から積算いたしまして、通常の計算式がございます。そちらの方を採用させていただいて、今回、最低制限価格を設定させていただいております。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 金額ですよ。総務課長、金額は分かりませんか。大体こうですよという、最低の金額が。お願いします。

答弁を求めます。

○総務課長（池田 馨君） 米山議員の御質問にお答えさせていただきます。

最低制限価格は設けておりまして、税抜きで5億3,888万3,000円とさせていただきます。

以上でございます。（「税込みで」と呼ぶ者あり）

申し訳ございません。税込みで、すみません、させていただきます。最低制限価格は6億3,677万1,300円でございます。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） よろしいですか。再質問ありますか。

○11番（米山千晴君） 今の数字を見させていただきますと、あまり最低限度価格と差異がないということでございますが、その辺は後々しっかりと、しこりが残らないようになっていると思いますけれども、再度お聞きします。

地元の業者じゃないということで、今後どういうふうになるか分かりませんが、しっかりとこの建物に対して継続的に面倒を見ていただける、そういうことを、ぜひこの会社と契約の折にはしていただければと思います。その辺について再度伺いたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○教育次長（長田忠典君） 米山議員の再質問にお答えさせていただきます。

今後、請負業者におきましては、工程会議等もございますので、その点をよく担当部署の方と話し合いをしていきたいと思っております。

また、維持管理につきましても、当然今後長いお付き合いになると思っておりますので、その点につきましても業者の方とよく話し合いをさせていただいて、継続的な維持管理に支障がないようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありますか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第127号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。もう一度願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立多数です。したがって、議案第127号は原案のとおり可決されました。

---

追加日程第3 議案第128号 財産の取得について（令和2年度 小学校タブレット購入）

○議長（池谷洋子君） 追加日程第3 議案第128号 財産の取得について（令和2年度 小学校タブレット購入）を議題とします。

補足説明を求めます。教育次長。

○教育次長（長田忠典君） 議案第128号 財産の取得についてであります。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、令和2年度小学校タブレット購入事業における財産の取得について、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、GIGAスクール構想の早期実現に向け、小学校1年生から3年生の児童分のiPad、キーボード一体ケース及びデジタルペンシルをそれぞれ478台整備するものであります。

契約の方法は、今月25日に7業者による指名競争入札をしたところ、株式会社スワベ商会御殿

場支店が3,482万7,000円で落札決定し、消費税相当額348万2,700円を加え、3,830万9,700円で購入契約を締結するものであります。

なお、事業の完了予定期日は、令和3年3月19日を予定しております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○12番（渡辺悦郎君） タブレットについては、4年生から中学校3年生までを導入するときもちよっと話があったんですけども、買取りがいいのか。それとも、どんどん児童数の変化に伴ってのこともありますので、リースがいいのかというのがやっぱりございます。リースについて検討されたかどうかというのを伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 今回のタブレット購入につきましては、買取りかリースの検討については、実施をしておりません。

理由といたしましては、前回、昨年度、タブレットを小学校4年生から中学校3年生までの台数を購入したときに、買取り、リースの検討をさせていただきまして、買取りの方がそのときは明らかに有利だったということもありましたので、今回は検討しておりません。

以上であります。

○12番（渡辺悦郎君） 児童数というのは年々変化していくんですね、今。子どもの数というのは、どんどん減っていくわけなんですよ。その辺をやっぱり含んで考えていかないといけないんじゃないかなと。そのままずっと同じ人数でいくわけでもございませぬし、当然今から増えるというような、これは増えてくれれば本当にありがたい話なんですけども、なかなか増えるような社会状況じゃない。こういうのを考えますと、費用対効果について一考いただければなど、こんなふうに考えます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○教育次長（長田忠典君） 渡辺悦郎議員の再質問にお答えさせていただきます。

本案におきましてですけれども、財源といたしましては、文科省の補助金、それから今回の臨時交付金等を充てまして、全額その補助金と交付金の中で購入ができております。

購入はしておるんですけども、当然iPadにおきましても耐用年数がございますので、その耐用年数のときに、その辺の状況を勘案しながら、見直し等を検討したいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第128号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第128号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、12月2日水曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

午後0時52分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議会議長 池谷洋子

署名議員 岩田治和

署名議員 池谷弘

令和2年第7回小山町議会12月定例会会議録

令和2年12月2日（第2日）

召集の場所 小山町役場議場  
開 議 午前10時00分 宣告  
出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君  
3番 小林千江子君 4番 鈴木 豊君  
5番 遠藤 豪君 6番 佐藤 省三君  
7番 藪田 豊造君 8番 高畑 博行君  
9番 岩田 治和君 10番 池谷 弘君  
11番 米山 千晴君 12番 渡辺 悦郎君  
13番 池谷 洋子君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	天野 文子君	企 画 総 務 部 長	野木 雄次君
危 機 管 理 局 長	遠藤 正樹君	住 民 福 祉 部 長	小野 一彦君
経 済 産 業 部 長	高村 良文君	都 市 基 盤 部 長	湯山 博一君
オリンピック・パラリンピック推進課長	池谷 精市君	教 育 次 長	長田 忠典君
企 画 政 策 課 長	清水 良久君	総 務 課 長	池田 馨君
くらし安全課長	鈴木 辰弥君	商 工 観 光 課 長	渡邊 辰雄君
フロンティア推進課長	湯山 浩二君	都 市 整 備 課 長	岩田 幸生君
建 設 課 長	山口 幸治君	上 下 水 道 課 長	遠山 洋行君
こども育成課長	大庭 和広君	生 涯 学 習 課 長	平野 正紀君
総務課課長補佐	渡邊 徹君		

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	後藤 喜昭君	議 会 事 務 局 書 記	池谷 孝幸君
会 議 録 署 名 議 員	9番 岩田 治和君	10番 池谷 弘君	

散 会 午後3時06分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

4番 鈴木 豊君

1. 町内に新たに完成した施設の活用について
2. 小中学校の将来の小規模化に対する町の対応について

6番 佐藤省三君

1. 高齢者の安全安心な移動方法について

8番 高畑博行君

1. 令和3年度当初予算編成の見通しは

1番 室伏 勉君

1. 駿河小山駅前交流センターの目的、運用コンセプトと駅周辺の活性化ビジョンについて

10番 池谷 弘君

1. 菅沼地区小山町有地等の活用について
2. 小山町の市街化区域と市街化調整区域の線引き見直しについて

3番 小林千江子君

1. 小山町の人口増加を含む移住定住促進に関して

9番 岩田治和君

1. 水道料金の引き下げについて

2番 室伏辰彦君

1. セットバック部分の占有の解消について

12番 渡辺悦郎君

1. 「おやま 秋のアートビレッジ」について

議

事

午前 10 時 00 分 開議

○議長（池谷洋子君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。新型コロナウイルス感染防止のため、議場内では、当局の説明並びに議員の発言の際も含めて、マスクを着用することとします。

また、議員の発言時間は、11月12日開催の議員懇談会で申し合わせたとおり、再質問等を含めて、15分以内とします。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で、一問一答方式の場合は、最初から議員側の壇で質問を行います。

当局側の答弁については、一括質問一括答弁方式の場合は登壇にて答弁し、一問一答方式の場合は、大項目の最初の答弁は登壇にて答弁し、次の質問からは自席にて答弁を行うこととします。再質問については、全て自席で答弁を行うこととしますので、御協力をお願いします。

---

日程第1 一般質問

○議長（池谷洋子君） 日程第1 これより一般質問を行います。通告順により、順次発言を許します。

最初に、4番 鈴木 豊君。

○4番（鈴木 豊君） おはようございます。まず、今回通告しました2件のうち、1件目の質問に入ります。

1件目は、町内に新たに完成した施設の活用についてであります。

小山町に残るレガシーとも成り得る建物が新たにリニューアルや建築されてきました。どれも立派で、他市町村に誇れる施設だと私は思っております。国登録有形文化財である豊門公園や西洋館、それと、森村橋、また、隈研吾氏設計の足柄駅交流センターや、誓いの丘、そして駿河小山駅前交流センターなどです。特に、足柄駅交流センターには、町外から多くの方々が訪れ、写真の記念撮影をされている姿も見られます。

これら立派な施設なども、正式に町民などに内覧会や一般公開など、ほとんど開催されてきておりませんし、一部の施設を除き、使用料を含む使用方法や活用方法が私どもには見えてまいりません。一部、足柄駅交流センターやグランファミリア落合などは、完成したとき、オープンイ

ベントや内覧会は実施しています。施工した関係者方や寄附者などの労をねぎらう観点からも、内覧会や一般公開などのセレモニーを行うべきではないでしょうか。

そこで、個々の施設についての公開や活用などについて質問いたします。

一つ目としまして、豊門公園や西洋館について、今年の「おやま 秋のアートビレッジ」開催など一部使用されておりますが、正式な内覧会など、開催する考えはあるのか。また、この施設の指定管理なども含めて、今後の活用方法はどのように考えているのか、お伺いします。

二つ目としまして、森村橋も外構含めて完成しますが、この橋の開通式を行う考えがあるのか。また、今後の活用方法も具体的な考えをお伺いいたします。

三つ目としまして、誓いの丘のオープンについては新聞報道がありました。オープンセレモニーも開催してもよいと思いますが、考えはあるのか、お伺いします。また、今後どのような活用を考え、観光交流の場としていくのか、お伺いします。

四つ目としまして、駿河小山駅前交流センターについて、10月31日から来年3月31日まで、観光協会により運営が開始されておりますが、有効な利活用や手法を研究すると申しますが、他人任せでなく、町長において、このセンターはこのような方向で活用するのだというビジョンはあるのか、お伺いします。

1件目の質問は以上です。

続きまして、2件目の質問に入ります。小中学校の将来の小規模化に対する町の対応についてであります。

平成28年度から令和7年度までの10年間の教育振興計画において、ソフト面については、詳細に現状と課題を挙げて将来施策をうたっておりますが、ハード面の将来の可能性についてあまりうたっていないように見えます。私は、将来において町の小中学校施設について、今後どのように整備していくのか懸念があります。

現在、統計によりますと、小山町の小学校の児童数は、平成22年度は1,163人在籍していたのが、令和2年度は913人と、250人も減となっております。中学校も、平成22年度590人が、令和2年度425人まで減少しています。今後、さらなる少子化が急速に進むことが予想される中で、学校の小規模化が進んでいくのではないのでしょうか。

文部科学省においても、少子化に伴う学校の小規模が予想される中、学校教育を保持する観点から、学校の適正配置の在り方の検討の必要性をうたっております。そこで、将来にわたって学校教育を保障する観点から、町の対応について質問します。

1点目としまして、まず、教育長は、今後将来にわたって、総合的にソフト面やハード面を含めた教育行政の方向性をどのように進めていきたいのか、お伺いします。

二つ目としまして、次に、児童生徒も徐々に減ってきており、また、学校の校舎も35年程度たちまして、建物が老朽化してきている中で、学校の小規模化に対する町の対応についての考えをお伺いします。

以上、2件について質問をいたしますので、よろしく申し上げます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） おはようございます。鈴木議員にお答えをさせていただきます。

初めに、町内に新たに完成した施設の活用についてのうち、内覧会などの開催についてであります。豊門会館及び西洋館については、既に幾つかのイベント等が開かれ、町民の皆様をはじめ、多くの方が訪れていることから、今のところ、内覧会などを実施する予定はございません。

次に、活用方法についてであります。この建物は保存と活用を両立すべき国登録有形文化財であります。そこで、手法を検討するため、本年1月に町内外の企業や個人事業主13組に対し、現地説明会を開催し、事業採算性の調査を行ったところ、「経済合理性を確保しつつ、地域活性化に貢献する活用ができる」との回答が8割に上ったことから、指定管理者制度よりも、民間裁量が発揮できる、民間貸付け方式を取り入れることとしたものであります。

貸付け先につきましては、公募による選定を考えておりますが、コロナ禍で大きく揺れ動いている社会情勢の中、新規事業に踏み出す企業があるかどうかなど、公募開始のタイミングは非常に難しい判断となっております。

今後、タイミングを見計らって、民間貸付け先の公募を実施したいと考えておりますが、議員御案内のとおり、豊門会館や西洋館を活用した民間イベントが実施されておりますので、イベント主催者へのヒアリングにより、施設の使い勝手やウィズコロナ時代の市場性の有無を確認しながら、公募条件の整理などの選定準備を進めてまいります。なお、民間公募の状況によりましては、条例の整理も視野に入れていかなければならないと考えております。

次に、誓いの丘公園のオープンセレモニーについてであります。

誓いの丘公園は、新たな公園を整備したのではなく、既存の公園を再整備したものであります。このことから、10月の定例記者会見を通して、再整備の完了を町民の皆様へ報告いたしました。また、11月1日の一般開放以来、町内外の多くの方が公園に立ち寄りされていることから、改めてオープンセレモニーを開催することは、今のところ考えておりません。

また、今後の活用についてですが、町内屈指の眺望を活かし、観光協会や民間事業者などと連携しながら、足柄峠から見る富士山の絶景の場所としてふさわしい公園となるように努めてまいります。

なお、今回トイレを整備いたしました。防犯上の観点、更に、トイレの維持管理費が多額になることから、トイレの有料化について検討してまいります。

なお、3月定例会において、誓いの丘公園の管理に関する条例等の制定と関係条例の一部改正案を上程しようと考えております。今後、適切な時期に御説明いたしますので、よろしく願いを申し上げます。

次に、駿河小山駅前交流センターの活用ビジョンについてお答えします。

まず、本センターにつきましては、2020年に予定されていた東京オリンピック・パラリンピック自転車競技の開催を契機に、鉄道の玄関口である駿河小山駅周辺の環境を整えるため、県補助金を活用し、令和元年度に「町の駅」として利用されていた旧観光案内所を含む「駿河小山駅前修景及び町の駅改修事業」として、設計施工一括公募型簡易プロポーザル方式で整備を実施いたしました。この公募実施要領において、次の2点を事業目的として示しております。

一つ目は、駅前を人を迎え入れるにふさわしい空間に修景整備すること。

二つ目は、サイクルツーリズムの拠点機能を持たせるとともに、魅力的なカフェ及び物販などができる施設にリニューアルすることにあります。

したがって、活用ビジョンは、駅を利用する町民や観光客に対し、良好な休憩の場とサービスを提供することと、サイクルツーリズムの拠点機能となることが、施設の基本的な考えであります。

次いで、本年3月に策定した小山町自転車活用推進計画におきましても、「誰もが気軽に楽しめるサイクルタウンの実現」を、目指すべき姿として明確にうたいました。この計画の目標にも、サイクルスポーツの振興による健康な町づくりの実現と、サイクルツーリズムの推進による観光立町の実現を掲げ、駿河小山駅前及び足柄駅前交流センターをその拠点と位置づけておりますので、この計画に沿って、両センターを活用してまいりたいと考えております。

その他の御質問については、教育長から答弁をいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 4番目の、森村橋の開通式と今後の活用方法についてであります。

初めに、開通式についてであります。

森村橋の復原工事並びに橋詰広場工事が先月30日に完了しました。名称は今後検討いたしますが、完成報告としての式典を開催したいと考えております。時期につきましては、来年1月末までに、新型コロナウイルス感染状況を考慮し、最小限の関係者等を招き、実施する予定であります。

次に、森村橋の今後の活用についてであります。森村橋の文化財としての価値を、町内外の方々に認識していただくためにも、森村橋をはじめとする富士紡績関連遺産に触れる機会の創出と観光面での誘客にも努めてまいります。具体的には、来年1月に町内の歴史ガイドボランティアと連携し、生涯学習課主催の町民講座において、森村橋に加えて、豊門会館や西洋館などの歴史を学ぶ講座を現地にて開催する予定です。

このような催しを今後も継続的に開催し、子ども達からお年寄りまで、文化財に触れ、学習できる機会を設けていきたいと考えております。

さらには、健康づくりのウォーキングに活用したり、観光協会と連携し、森村橋の富士紡績関連遺産を中心とした観光コースができるよう、ツアー業者にも積極的に働きかけるなど、町内外からの誘客につながる取組を進めてまいります。

以上であります。

次に、次の質問に移ります。

小中学校の将来の小規模化に対する町の対応についてのうち、初めに、将来にわたって教育行政の方向性をどのように進めていくのかについてであります。

本町では、子どもの実態や教育課程を踏まえて、小山町教育振興基本計画の中で、学校教育に係る施策として、「知・徳・体のバランスの取れた児童生徒の育成」に取り組んでおります。この「知・徳・体のバランスの取れた児童生徒」は、学級・学年といった集団で人との関わりや様々な学校の活動から育成されるものと考えています。

特に「知」の部分では、子ども達に確かな学力をつけるために、集団での学びから個の学びを深めようと、各学校で授業改善に取り組んでおります。また、朝から帰りまでの1日の中で、特別活動としての行事や児童会・生徒会活動を通して、心を豊かに育てる「徳育」にも意識し、バランスのよい子どもの育成に力を入れているところであります。

国は、新型コロナウイルスを踏まえた学びの在り方として、少人数学級を「令和のスタンダード」として推進することとし、子ども達を誰一人取り残すことなく学びを保障するために、より少人数での指導を提言しています。

町の教育委員会では、児童数が減少し、複式学級になる見込みとなった場合には、学校の統合について検討することとしております。現段階ではその見込みはなく、小学校及び中学校は統合することなく各地域の核となる学校として、引き続き維持していくことが地域活性化の大切な役割を担うと考えております。

実は小規模校で育つ良さは、一人一人の子どもが集団に埋もれることなく、学校生活の中で誰もが自己を発揮し、自信をつけていくことができます。誰もが主役になり、主体的に自分の良さを発揮できるような環境を整えやすいと考えております。

次に、学校の建物も老朽化してきている中で、小規模化に対する町の対応についてであります。

議員の御指摘のとおり、小中学校の児童生徒数は年々減少しております。また、小学校の校舎は昭和50年代後半から昭和60年代前半に建築されたものが多い状況であります。

昨年度、本町の小山町公共施設等総合管理計画に基づく学校施設の個別施設計画として、小山町立学校施設等長寿命化計画を策定しました。

一般的に、学校施設等長寿命化計画は、校舎等建築後80年間使用することを目標に、大規模改造周期を20年、長寿命化改修周期を40年で実施することを基本としております。本町の計画においても、改修等の時期にあっては、建築年数が40年を超えて劣化の進んでいる校舎から順番に、健全性を回復するための長寿命化改修を検討しています。さらに、町の公共施設全体の管理費用も考慮して、財政負担の平準化に努めながら、決定したいと考えております。

今後も小山町立学校施設等長寿命化計画にのっとり、小中学校の校舎は、少子化の動向を見据えた上で、施設の集約化・複合化等により適正化を図ってまいります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○4番（鈴木 豊君） それでは、再質問させていただきます。1件目の町内に新たに完成した施設の活用についてです。4点ほど再質問をさせていただきます。

1点目は、豊門会館や西洋館について、内覧会などの開催について、既にイベント等が開催されていて多くの皆さんが訪れているから開催しませんとの答弁ですが、私は本来、4億9,000万円をかけての大規模修繕をした建物を、町民や携わった関係者とも見ていただき、工事の完成を先に祝うべきだったと私は思っております。町民の人の中にも、なぜしないのかと言っている人もいます。私はぜひ行ってほしいし、納得いきませんので、再度開催についてどう考えるのかお伺いします。

また、活用方法について、経緯は回答で分かりましたが、豊門会館や西洋館の使用料の額や、使用管理がどうなっているのか、私どもに説明がありませんが、条例はどの時点で制定する考えなのか、再度お伺いします。

2点目は、森村橋の開通式式典は開催すると回答があり、安心しましたが、できれば小中学校児童生徒も学習的教材として一緒に参加されたらよいと思いますが、その点の考えをお伺いします。

3点目は、誓いの丘と足柄駅交流センターの設計は、国立競技場設計の隈研吾事務所により建築されたなどという観光PRもすべきと思いますが、どのような情報発信を考えているのかお伺いします。

4点目は、駿河小山駅前交流センターについて、指定管理は、先ほどの回答がありましたが、活用ビジョンを含めて提案し、ウェブ等の公募も考えられますが、どういう考えかお伺いしたいと思います。

次に、2件目の小中学校の将来の小規模化に対する町の対応についての再質問ですが、1点ほどお伺いします。

教育長が言われました、確かに小規模校のよさもありますが、弊害もあると私は思います。答弁で、現段階での統合は見込めないとっておられますが、小中学校における適正配置人数は何人以上と考えているのでしょうか、お伺いします。

また、私は今からでも児童生徒数が減った場合の将来人数を把握し、将来設計を検討すべきと思いますが、教育長の考えを再度お伺いします。

以上、再質問します。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 私の方から先に質問にお答えしたいと思います。

まず、森村橋の開通式に小中学生もというお話ですが、実は開通式は、先ほど申し上げましたが、コロナ感染状況を考慮し、最小限の関係者により開催したいと考えております。

本当は私も小中学生にぜひ一緒にと思っているんですが、4月、5月、学校がコロナで休みになったこともあったり、またはこの時期に、1月は非常に風邪がはやる時期ですので、子ども達に風邪を引かせたくないなど。そんなことも踏まえまして、今回は、小中学生は別にやっていきたいなと思っています。

学習的教材として、大変取り上げていくことは有効ですので、現地でその場へ行って歴史学習を学んだり、それから森村橋の歴史や文化的価値を書物によっても学ぶことができまして、そういう意味では小冊子を作りまして、子ども達にそれを配布し、学校側と調整して、いろいろ地域学習の一つとしたいと思っています。

それから、学校の関係ですが、鈴木議員が言われましたように、将来設計のことはということは本当に私達もいつも考えております。

教育委員会でも、いつも20年先まで、どのくらいの推計があるかということを出しておりまして、小山町は、今のところ複式になる可能性は非常に低いということになっております。やはり検討委員会の中で、複式になったときには考えていきたいというふうにしておりますので、今のところは現状でよろしいかなと思います。

ただ、適正人数といいましても、やはり国では1クラス8人以下になったときには複式をするという定数の法律がありますので、そのとき8人というのは一つの大事な人数だと思っています。そういうわけで、学校では、やはり8人以上いけば、それなりのすばらしい教育活動ができると思います。一人一人が主人公になって、勉強の分野だったり、運動の分野だったり、絵画の分野だったり、いろいろな分野で一人一人の子ども達が個性を発揮して、そして一生懸命学びに向かうことができると思っておりますので、そんな環境をこれからも整えていくようにしたいと思っています。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 鈴木議員の1点目の質問についてお答えいたします。

まず、内覧会等の開催についてでありますけれども、当局としましては、先ほどの町長答弁のとおりなんです、やはり議員御指摘のとおり、準備の面、それから判断の面、それから施工者の労をねぎらうという観点の面からも、若干反省すべき点があるのかなと考えております。

現在、豊門公園、誓いの丘公園等、町民の方をはじめとして、たくさんの見学の申込みであるとか、説明の要望とかありますので、今、都市整備課職員を中心に、できる限り対応してまいりますので、ぜひ御理解いただければと思います。

次に、豊門会館等の使用料の額、使用管理、条例がどうなっているかという質問ですが、今現在は、小山町都市公園条例という一つの条例で、町内の全ての都市公園の規定を定めて

おります。ただ、非常に分かりにくい条例でありまして、確かに鈴木議員おっしゃるように、見えないという御指摘はもっともだと思いますので、先ほど町長が答弁の中で条例の整理という言葉を使いましたけれども、私どもの方も誓いの丘公園ができるということで、都市公園条例以外に、個別の公園について、特に有料で使用を許可するというのが常態化している公園につきましては、それぞれ個別の条例を制定しようかなと考えております。今のところは誓いの丘、それから須走多目的広場、続きまして、民間公募等の状況によっては豊門公園も単独の条例で定めていこうかなと考えております。

議会への提案につきましては、先ほどの答弁のとおり3月議会を予定しておりますが、適切な時期に御説明をしたいと思っております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君） 鈴木議員の再質問のうち、3点目と4点目につきまして、お答えいたします。

まずは、誓いの丘と足柄駅交流センターのPRの仕方でございますけれども、こちらの施設につきましては、隈研吾先生が現地に訪れて、この地にこういったものを造っていきたいんだというようなことを、私も当時、現地で立ち会いながら聞いて、あの施設に至っております。情報発信につきましては、観光の面からもかなり大きな武器なんだということは承知しておりますので、広報おやまや、それからホームページ等を十分活用して、できる限り多くの方に目に触れるよう情報発信をしていきたいと考えております。

次に、4点目の駿河小山駅前交流センターの施設運営者の募集方法についてでございますけれども、ただいま試験的にやっておりますけれども、広報につきましては、議員御指摘のとおり、いろいろなホームページ等も活用して、いろいろな人が目に触れるよう、こちらも広く公に公募してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○4番（鈴木 豊君） 1点だけ再々質問させていただきます。

西洋館や豊門会館のリニューアル後のすばらしい建物は、内覧した人は少ないということですが、何とか方法考えて、イベントとしてでもよいですから、やっていただければ私は思っております。

それとあと、誓いの丘公園の管理でトイレを有料にすると言いますが、条例を制定することもありますけど、指定管理までの掃除の管理などは誰がどうするのかを、考えをもう一度お伺いしたいと思います。

あと学校の小規模化で、教育長が先ほどいろいろ言われましたけど、ずばり小山町での小中一貫校という考えもあります。教育委員会ではこのような考えをお持ちでしょうか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 鈴木議員にお答えをいたします。内覧会等につきましては、時期を逸してしまったというのは正直なところですので、やはり新型コロナウイルスの感染状況等も見ながら、何らかの形でお披露目するような機会は検討していかなければならないかなと思っております。

それから、誓いの丘のトイレの管理なんですけれども、今回、当初予算要求を通しまして、管理費を出したんですけれども、取りあえず委託をするつもりですが、ちょっと先ほどの条例の制定に関わるんですけれども、非常に額が高くなりました。いろんな経費がかかる。というのは、あそこは水道がないものですから、特別な形のトイレですので、その維持管理費が非常に高額になりましたし、防犯の面もありますので、ぜひ有料化を検討しなければいけないかなと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 小中一貫校はどうかというお話がありました。これはもうずっと長い間、何回も話題に出て検討しております。前々からいろんな地区で一貫校が始まっております。まだまだ検証がしっかりしてないことが一番原因です。

それから、小中一貫校になると、教員が行ったり来たりをするわけですね。小学校も中学校も。非常に学校の教員が減少するという状況が起こります。先生方にとっては非常に忙しい、更に忙しいという状況も生まれるということも聞いていますので、そうすると、それを町費でまた補うことが起きるといことも懸念されますので、これについてはもっともっと、いろんなところの、今実施しているところを検討して、検証してやっていくことが、小山町の場合は一番よろしいんじゃないかなと思っております。

○4番（鈴木 豊君） 以上で質問を終わりにします。

○議長（池谷洋子君） 次に、6番 佐藤省三君。

○6番（佐藤省三君） 私は、高齢者の安全安心な移動方法についてということで、一括質問ということでお願いいたします。

高齢者の運転による交通事故の増加が憂慮され始めてから、かなり久しくなりました。大きな事故が毎日のように報道されております。各方面でその対策が論議されていますが、なかなか進まないのが現状です。これは様々な条件が重層的に絡んでいるからかと考えます。

交通事故は、本人はもとより、家族にとっても大きな心配・不安の種であります。家族から高齢の父母に運転免許証返納を迫る例も多いと言われております。しかし、人からの説得には限界があり、自らの決断が必要であります。また、一旦事故が起これば、インターネットを中心に、加害者ばかりでなく、加害者の家族に対するバッシングも大変な攻撃性をもって語られていることも事実であります。高齢者の交通事故対策が、現在喫緊の課題であるということは、言をまたないわけでありませぬ。

そこで、取り上げられることは、やはり高齢者の運転免許証の返納ということになります。しかし、本町周辺の交通事情から見れば、一概に運転免許証返納はできないのが現状です。運転免許証を返納すれば、高齢者は直ちに買物難民、通院困難に陥り、生活の糧を得るべき野良仕事すらおぼつきませぬ。ましてや不要不急の温泉通いなど不可能となります。

また、交通事故の原因の一つとして、高齢者は運転操作の反応が遅くなり、判断力の鈍ることが言われています。このため、補助具の開発も進んでおり、ブレーキの踏み間違いや走行中の車線のふらつき対策、車と対象物との距離計測など、様々示されています。補助具の取付けに当たっては、国の補助金制度もあります。

一方、バス会社による路線バスの本数は、以前と比べるとはるかに少なくなりました。乗客が激減しており、やむを得ないことかもしれませんが、これに代わるべき町の公共バスも、空気を運んでいるかのような状態が長く続きました。

そこで本町では、今年4月よりデマンドバスの運行を始めました。町民が電話かアプリかにより、必要な時刻の1時間前までに予約をするだけで、基本的に、町内ならば自分の行きたいところに1回300円で出かけられます。ただ、現在、街を走るバスには人影があまり見かけられません。担当に伺うと、今年4月より9月まで、6か月間の利用人数は、デマンドバス3台合計で1,215人だったそうです。この人数をどのように評価するか。

また、現在のデマンドバスの範囲は須走地区を含んでおらず、須走在住の方々には大変な不便をかけています。また、他地区から須走に行くには、定時運行バス、あるいはバス会社の路線バスで、御殿場経由でないといけないということです。逆もまた同様です。

一方、町外のスーパーマーケットであっても、1か所、町から近いということで希望があれば、このバスで出かけられるとのことでもあります。

定時運行バスも、今年4月より、以前と比べ大幅にコースを運行時刻、時間帯ともに変更されました。その結果、今年4月より9月まで、6か月間の利用人数は、朝は3,760人、夕方は1,388人、日中は1,008人とのことでもあります。コースも時間帯も異なるために、以前と単純に比較することはできませんが、特に朝のコースは、全コース合計で、今年4月より9月まで、6か月間の公共交通バスの利用者の51%を占めているといいます。定時運行バスの利用者は、小中学生、高校生など、学生の利用が多いとのこと。今年度8,200万円余りの金額をかけてい

るほどには、全体としては活用できてないと感じます。このことをどのように評価したらよいのでしょうか。

以上の現状及び課題を踏まえて、以下の項目について具体的に伺います。

1、移動手段としての自動車をすぐに手放せないならば、補助の取付けが一つの解決法になります。昨年12月議会で、サポートカー補助金について、町として制度化できないかと伺いました。そのとき、近隣の市町の様子を見ながら検討したいという回答をいただきましたが、その後の進捗状況はいかがでしょうか。補助具の後づけを含めて、町独自の制度化が期待されています。

二つ目、デマンドバスの在り方について3点伺います。

まず、一つ目、デマンドバス利用者にはリピーターが一定数あると伺います。利用を始めれば、慣れによって利便性に気づき、利用増につながる可能性があります。利用者が増加しない理由の一つには、パンフレットが読みづらいという、食わず嫌いの新しいものへのアレルギーが考えられます。分かりやすいパンフレットの作成や町民への一層の広報が望まれますが、いかがでしょうか。

デマンドバスの二つ目、対象地区の範囲の拡大も必要と考えます。デマンドバスが走行しない地域があれば、その分利用者が減少します。この運行範囲を拡大することについて、改めて具体的な方針を伺います。

デマンドバスの3点目。全町、町外を含めて、目的地（バス停）を増やすことについて伺います。町民の切実な要望の一つは、地域中核病院への通院です。様々な検査や様々な機器を備えて継続的な診療のできるこの病院が、町外ということで、目的地に現在は加わっていないこと。また、町内に育児・助産施設がなく、子育てにとまどう場面も多いという声を聞きますが、町民人口維持・増加のためにも、町外の施設への往復も必要となります。これら町外の目的地を加えることについて、具体的な方針を伺います。さらには町内外の観光宿泊施設、公共交通機関への接続なども考えられますが、いかがでしょうか。

次に、大きく三つ目として、定時運行バスの在り方について2点伺います。

定時運行バスは大幅に縮小して、朝夕の学生の通学などの利用に限るなどすることはできないでしょうか。縮小して浮いた経費をデマンドの充実に充てることができると考えますが、いかがでしょうか。

定時運行バスの2点目、この定時運行バスの代わりに、日時、地域を限定するなどして、高齢者などの買物専用バスの設定はできませんか。このような取組は、富士市や大阪など全国の多くの自治体で行われていると伺います。

4点目、デマンドバスは、1回の乗車につき300円、定時運行バスが200円とのことですが、毎日の利用となれば、年金生活者にとってはかなりの負担であります。定時運行バス、デマンド

バス双方にお得感のある定期券を作り、販売あるいは高齢者への無償配布などできないでしょうか。あるいは、現行の温泉やパークゴルフ場の利用券との併用はできないのでしょうか。

5点目、以上の各方面の対策を推進しながら、高齢者へ運転免許証返納を呼びかけたいかがででしょうか。それぞれ一面的に進めるのではなく、いろいろな角度から対策を立て、推進することによって、高齢者の安全安心な移動が行われ、悲惨な交通事故は減少していくものと考えますが、いかがでしょうか。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 佐藤議員にお答えいたします。私からは、質問の1問目と5問目にお答えさせていただきます。

初めに、後づけの急発進抑制装置の設置助成制度のその後の進捗状況についてであります。

国においては、各メーカーから申請のあった後づけの安全運転支援装置が一定の機能等を有すると認められる製品について、性能認定制度を創設し、安全性を確認しており、認定した18品目の製品を国のホームページで公表しております。

さらに、本年3月から、65歳以上の高齢運転者を対象に、サポカー補助金と併せ、後づけのペダル踏み間違い急発進抑制装置を購入した場合の補助制度も創設しており、抑制装置の種類により、2万円と4万円を補助することとしております。また、全国的に補助制度を創設する自治体が増えており、県内でも、9月1日現在で、長泉町、裾野市など4市1町が創設している状況にあります。

本町の状況は、町内シニアクラブへ後づけペダル踏み間違い急発進抑制装置のアンケート調査を実施したところ、回答者の58%の方から、装置を利用したいとの回答がありました。これらにより、町では、高齢者が国の認定した装置を設置する場合、装置の設置費から国の補助金を控除した残額に対し、上限を定めて補助する方向で検討しており、令和3年度当初予算において措置し、来年4月からの開始を目指しております。

次に、公共交通施策の推進と併せた高齢者の運転免許証の返納を目指すことについてであります。

議員御指摘のとおり、高齢化社会において、高齢運転者の交通事故は社会的問題となっており、自動車の運転に不安を持つ高齢者に対し、運転免許証を自主返納しやすい環境を構築することは重要課題であります。

そのため、町では、今後も公共交通施策を見直し、高齢者が利用しやすい公共交通環境を整え、安全安心な移動手段として、デマンドバスをはじめとする公共交通の利用促進を図るとともに、運転免許証を返納する高齢者への支援策を検討してまいりたいと考えます。

一方、本町におきましては、日常生活や仕事において、自動車を使用する場面が多々あることも事実であります。高齢者が自立して生き生きと暮らすための安全な外出は、高齢者の社会参加の推進を図ることとなり、介護予防にもつながると考えます。

運転を継続される高齢者に対しましては、運転操作の誤りによる重大な交通事故の当事者とならないよう、先ほど答弁いたしました補助制度の活用を推進するとともに、交通安全教育及び安全運転の啓発を継続し、交通事故防止に努めてまいります。

今後も高齢者の安全安心な移動について、関係部局連携の上、検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

その他の御質問については、企画総務部長から答弁をいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（野木雄次君） 佐藤議員の御質問のうち、私からはデマンドバス等に関連した御質問にお答えをいたします。

まず、今後のデマンドバスの在り方のうち、広報に関する取組についてであります。

これまで、デマンドバスの周知及び広報につきましては、町内各種団体が主催する会議等に担当者が直接出向いての説明や、広報誌への記事掲載及び町内各施設にパンフレット、ポスターの配布等を行ってまいりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本年度当初は説明する機会が得られませんでした。6月下旬頃から徐々に再開することにより、これまでに延べ200名以上の方に対して説明及び関係資料の配布を行いました。

今後も引き続き新規利用者の拡大を目指して、町内各種団体に対して説明に出向く機会を設けるなど、町民の方々にデマンドバスについて周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、デマンドバス運行範囲の拡大及びバス停の増設についてであります。

令和3年4月1日から須走地区と御殿場市内の一部を運行エリアに追加する計画について、小山町地域公共交通会議を本年11月25日に開催し、協議をいたしました。

須走地区につきましては、従来の朝・夕方の定時運行バスと併せて、小山・足柄・北郷地区と同様に、新たにデマンドバスの運行エリアへ追加し、これに伴い日中の須走定時運行バスは廃止する計画であります。この取組により、町内ほぼ全ての地域がデマンドバスの運行対象エリアとなります。

また、御殿場市内への運行については、町民の利用が多い医療関係施設、観光客等の利用が見込まれる町内宿泊施設等及び各地区から御要望いただいた箇所について、バス停の新規設置を計画しております。

次に、定時運行バスについてお答えいたします。

定時運行バスにつきましては、議員御指摘のとおり、主に学生の利用が中心であるため、引き続き小中学校、小山高校と連携した運行ルート及び時刻表の設定を行ってまいります。

今年度の利用状況を見ますと、朝の時間帯に利用が集中しており、夕方の時間帯については路線によって利用状況に大きな差が出ていますことから、利用者の多い路線は増便し、逆に利用が見込まれない路線を廃止する代わりに、デマンドバスの運行時間延長により対応することも検討しております。

次に、買物専用バスの運行につきましては、町内の多くのスーパー、コンビニや小売店、飲食店周辺にバス停が設置されておりますので、デマンドバスもしくは定時運行バスの活用により、御要望にお応えすることが十分可能であると考えております。

次に、デマンドバスと定時運行バス双方の定期券使用についてであります。

定時運行バスの定期券は、毎日往復の利用が見込まれる利用者に対して割引を適用しているものですが、デマンドバスの利用状況を見ますと、定時運行バスほどの頻度で利用されている方は少ないように見受けられます。そのため、定時運行バスと同じ考え方で定期券を設定した場合、月に数度あるいは週に数度利用される方にとっては割高な金額設定になってしまう可能性も考えられるため、町としましては、現状のまま回数券の継続対応を考えております。

また、来年度に向けては、バス回数券のまとめ買いに対する割引率の引上げについて新たに検討し、固定客の増加を図ってまいりたいと考えております。

次に、町内の約4,300名の高齢者に配布されている温泉券等とのセットで回数券を配布することにつきましては、コミュニティバスの維持管理等を考慮いたしますと、一律配布することは現実的ではないと考えておりますが、町としましては、今後もコミュニティバスの活用により、利便性の向上と利用者の拡大を図ってまいります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○6番（佐藤省三君） 6点ほど再質問させていただきたいと思います。

まず最初に、1点目の補助具に関するものでありますが、ペダル踏み間違い急発進抑制装置設置への補助制度を検討中とのことですが、補助対象件数や予算総額はどの程度になると予想されておりますか、伺います。

2点目、デマンドバスの関係ですが、広報の方法ですが、シニアクラブの会合をはじめ町内各地区で行っているふれあいサロン等、主として高齢者の会合等に当局が伺い、詳しく説明する機会を今後増加することはできないでしょうか。

3点目、デマンドバスの関係で、須走も運行範囲に入ることのようですが、須走地区内には傾斜の急な住宅地もございます。地区内合計で何か所ほど新規設置が計画されているか伺います。

バス回数券の関係であります。4点目、バス回数券の割引率を上げることですが、どのように上げるのか具体的に伺います。

5点目、運転免許証を自主返納された方へ、デマンドバスの回数券の配布などの補助はできないか伺います。

6点目、最後ですが、全体を通して、公共交通については、本年度は約8,200万円の予算でありましたが、来年度の方針を伺いましたところ、デマンドバスについては、運行範囲の拡大や、町内外のバス停及び運行時間の増加などが検討されており、一方、定時運行バスの一部削減もあるとのこと。来年度は、今年度の予算と比べてどの程度になると予想されていますか。伺います。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 佐藤議員の再質問に、私のからは1番目と5番目についてお答えをさせていただきます。

まず、後づけペダルの踏み間違い急発進抑制装置の補助について、対象件数や予算額ということですが、現在、令和3年度当初予算の編成中でありますので、具体的な予算額については答弁を控えさせていただきますが、シニアクラブ会員へのアンケート調査では、70名程度が利用したいとの回答でございましたので、その数値を基に考えてまいりたいというふうに思います。なお、補助金の上限額等につきましては、県内市町の状況を参考に設定したいというふうに思います。

次に、5番目の再質問でございますけれども、町では、運転免許証の自主返納をされる方に対する生活の支援といたしまして、昨年度から、返納した際に発行される運転経歴証明書ですけれども、この発行手数料用1,100円かかるわけでございますが、この助成をしております。

議員御質問の回数券の配布でございますけれども、更に自主返納を促すためのインセンティブといたしまして、返納された方に一定数の回数券を配布をいたしまして、自主返納の促進とともに併せまして、デマンドバスの利用増加につながるという方法を関係課とともに調査研究してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（野木雄次君） 佐藤議員の再質問のうち、残りの部分についてお答えをさせていただきます。

まず、デマンドバスの広報の方法についてに関してですけれども、現在のところ、今月も2件、ふれあいサロン等に直接出向いて説明をさせていただく予定が入っております。

新型コロナウイルスの感染症拡大が懸念されておりますが、今後もシニアクラブ等、各種団体からの御要望等があれば、それをお答えして積極的に説明をしてまいりたいと考えております。

2つ目としまして、バス停の追加についてですが、須走地区を運行範囲に追加することに伴いまして、40か所を新たにバス停として設置する予定であります。その中には紅富台や高原会などの急傾斜地の住宅地も含まれております。

回数券の割引につきましては、回数券1セット11枚つづりで、1割の割引率を設定しております。ところすけれども、これをまとめ買った場合には、10セットで2割、50セットで3割の割引率に引き上げることを考えております。

それから、来年度予算の見込みについてでありますけれども、現在編成作業中ではありますが、コミュニティバスの負担金につきましては、デマンドバスの運行範囲、運行時間の拡大といった増額の要因とともに、須走ルート廃止等や、それから土日祝日等のデマンドバスの運行台数削減といった減額の要素もあります。それに加えて、補助金の活用、充用などによりまして、今年度予算に比べて負担額、予算的には若干下回るのではないかとこのように見込んでおります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○5番（遠藤 豪君） 以上で終わります。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時02分 休憩

---

午前11時12分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番 高畑博行君。

○8番（高畑博行君） 私は通告に従い、「令和3年度当初予算編成の見通しは」の質問を一問一答方式でさせていただきます。

令和3年度当初予算は、現在策定している第5次小山町総合計画の新たな将来像の実現を目指す第一歩となる重要な予算編成になります。ただ漫然と予算立てするなどということは考えられません。当然、第5次小山町総合計画、特に、前期基本計画に基づく実施計画の具体化を令和3年度の当初予算にどう組み込み、反映させていくのかという点は注目したい点です。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大により、多くの自治体が財政悪化を見込んでいます。共同通信のアンケート調査でも、全国の都道府県と市区町村の88%が財政悪化を見込んでいることが分かりました。感染防止対策や冷え込んだ地域経済の活性化策の財政負担に加え、大半が今後の税収減を懸念しているといえます。「悪化が見込まれない」と答えた自治体は、主に小規模町村の一部のみであったようです。

本町は、ここ数年、新産業集積エリアの最終ごみ処理問題や台風19号によって、町内各所で被害に遭った箇所の復旧対応に加え、総務省からふるさと寄附金制度から除外される事態に至ったために、財政運営上、大変厳しい状況が2年間続いてきました。さらに、今年は新型コロナ感

感染症拡大対応に迫られ、連続パンチを浴びた状態です。そのため、本町も他の自治体同様、極めて厳しい状況下での当初予算編成になることが予想されます。

そこで、令和3年度当初予算の編成に向けて、町の見通しとその対応について質問いたします。まず、町長に伺います。

新聞報道によれば、町長は、令和3年度一般会計当初予算の規模を100億円から120億円程度になる模様だという見解を示しました。しかし、本年度、令和2年度の当初予算が109億4,000万円であったことを考えれば、町長の発表した予想額はそれほど大きな落ち込みではないように思えます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、多くの企業や事業所が大変苦しい経営状況になり、それに伴って様々な税収減が予想され、本町の当初予算も極めて厳しい予算になることが予想されますが、当初予算編成に向けた見通しについて、町長のお考えを伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 高畑議員にお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症が拡大したことにより、世界、そして日本の経済は大きく落ち込み、先行きは不透明な状況にあります。本町におきましても、感染拡大防止に留意しつつ、経済振興を図ることが喫緊の課題であると認識をしております。

このような中、令和3年度一般会計当初予算編成に向けた見通しについてであります。予算規模は100億円から120億円程度となる見込みであります。

令和3年度において、特に、新規に立地した企業に対する地域産業立地補助金及び施設野菜生産体制強化のための産地パワーアップ事業補助の実施など、約20億円を含んでおります。

歳入の一般財源は、新型コロナウイルスの影響を受け、数%の減を見込んでおります。

歳出は、社会保障関係経費の増加に対応しながら、公共施設の老朽化対策に取り組む必要があり、大変厳しい状況となっておりますが、町の元気を創出する事業を力強く進めるため、限られた予算で最大の効果が得られるよう、予算編成を進めてまいります。

令和3年度予算は、第5次小山町総合計画の新たな将来像を目指す第一歩となる重要な予算編成であり、「住民幸福度日本一のまち」の実現に向け、情勢の変化に的確かつ機動的に対応しながら、町民の視点に立った予算としてまいります。

以上であります。

○8番（高畑博行君） 町長答弁について再質問いたします。

まだ、第5次小山町総合計画が策定中であり、現在、前期基本計画の策定作業の最終調整段階だと聞いています。次年度予算編成は、この総合計画の具現化の1年目という捉え方からすると、総合計画の最終決定より予算編成の方を先に決めなくてはならないと思うわけで、果たして予算編成の中に前期基本計画の実施計画を整合性を持って組み込み、具現化することが間に合うのか大変心配になるわけですが、その点での見通しについて伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 高畑議員の再質問にお答えをさせていただきます。

総合計画実施計画との整合性でございますけれども、現在、計画の策定に向けて、関係各課とのヒアリングを実施中という状況でございます。このヒアリングを積み重ねた結果が第5次小山町総合計画基本計画となりますことから、基本的にはこの基本計画に沿って予算要求がされるという認識を持っております。

また、これまでと同様に、実施計画と連動した事業別の予算編成とすることとしておりますので、総合計画担当と財政担当におきまして、緊密な連携を図りながら進める予定でございます。

以上でございます。

○8番（高畑博行君） それでは、具体的な質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、地域経済の停滞による歳入の減少が見込まれるのは、法人事業税やゴルフ場利用税のほか、町税では入湯税などの減収が予想されますが、その他にも税収減の項目はあるのかもしれませんが、そこで、歳入減の見込みに関して、詳しい見通しを伺いたいと思います。

逆に、湯船原の工業団地に進出した企業もあり、新たに法人税や固定資産税などの税収増も期待できますし、再開されたふるさと寄附金も順調だといいい、ふるさと寄附金の税収増も見込めるわけです。また、その他にも税収増を期待できる分野があるかもしれません。それらの点の見通しも併せて伺いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（野木雄次君） 高畑議員にお答えいたします。

初めに、歳入減の詳しい見通しについてであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、各分野において深刻な影響を及ぼしていますが、本町における歳入予算は底堅い固定資産税の構成比率が高いことや、企業の業績に大きく左右される町民税法人分などの割合が他の市町と比べると小さい構造であることから、歳入全体として多少の減収も見込まれますが、大きな影響は少ないと考えております。

具体的には、町税のうち、町民税個人分は、給与所得の減により、今年度に比べ僅かな減を見込んでおります。また、町民税法人分は、国内経済の回復に時間を要することが予想されますことから、5%程度減少するものと見込んでおります。

固定資産税は、新型コロナウイルス感染症対策による特例措置により減収を見込んでおりますが、この減収分と同額が地方特例交付金として措置される見込みであります。

入湯税につきましては、海外からの観光客の回復状況にもよりますが、今年度当初予算に比べ、6割程度の減収を見込んでおります。

町税以外の交付金等の歳入の見通しですが、今年度影響が大きかったゴルフ場利用税交付金につきましては、屋外競技ということもあり、既に入場者数はかなり回復してきていることから、令和3年度への影響は少ないと見込んでおります。

法人事業税交付金は、町民税法人分と同様に、5%程度の減少を見込んでおります。

次に、ふるさと寄附金につきましては、受付再開後、順調に寄附をいただいております。来年度も引き続き寄附をいただけるよう、返礼品の充実を図り、増収を見込んでおります。なお、返礼品などにかかる経費を除いた額につきましては、全額基金に繰入れ、使途の明確化を図ることとしております。

以上であります。

○8番（高畑博行君） 再質問いたします。

入湯税が今年度当初予算に比べ6割程度の減収見込みということですが、どういう予想利用数に基づいた見込みなのか、その根拠について説明願います。

また、逆に、新たに湯船原の工業団地に進出した企業の法人税や固定資産税の増額見込みをどの程度だと見ているのか、そちらも併せて教えていただきたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（野木雄次君） まず、再質問のうち、入湯税に関する件ですけれども、入湯税は宿泊を伴うものが3万4,150人。宿泊を伴わないものが1万3,900人と想定をしているところであります。

令和2年度の当初予算におきましては、宿泊を伴うものが8万6,000人、伴わないものが4万6,000人としておりました。現状の利用者数も変動率がマイナス68.3%と算出されておりますので、今年10月にリニューアルオープンしましたホテルが新たな課税対象となることなどを踏まえまして、利用者数を想定したところであります。

入湯税は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けると考えられるために、今後の状況により、利用者数も大幅に変わってしまうことが想定されますので、予算の提出ぎりぎりまで調整をしていきたいと考えているところであります。

2点目ですが、2点目の湯船原の法人税、固定資産税等についてですけれども、湯船原工業団地の町民税法人分の課税は2社となりますが、コロナ禍における影響の度合いも不透明であります。このことから、個別の算定はしておりません。

固定資産税では、県企業局及び町から各法人に土地の所有権が移転されました5区画分の固定資産税、新たな課税となる一社の家屋及び償却資産の固定資産税等の合計で、約3,200万円の増収を見込んでいるところであります。

以上であります。

○8番（高畑博行君） 次の質問です。

様々な税収減が予想され、財政運営が苦しい見込みであるのなら、歳出面での事業規模の縮小も視野に入れているのではないのでしょうか。例えば、どんな事業の縮小を、現時点で考えているのか伺います。

また、それらが行政サービスの低下につながる心配はないのかという点もお聞きします。

さらに、新型コロナ禍感染症拡大対策費は、当初予算の中で、何らかの形で考えているのかという点も、併せて伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（野木雄次君） 初めに、事業の縮小についての考え方についてであります。令和3年度予算編成においては、新規事業の先送りなどにより対応し、直ちに行政サービスの低下にはつながらないよう対応してまいります。

今後将来人口を踏まえ、持続可能な財政運営とするためには、議員御指摘のとおり、事業の縮小などの行財政改革は避けて通れないところであります。

次に、感染症拡大対策についてであります。今年度開催を見送った事業については、対策を講じながら再開をする予定であります。また、予防的な対応として、防護服セットやビニールエプロンなどの購入を予定しております。さらに、状況が変化した場合には補正予算を編成させていただき対応してまいりたいと考えております。

一方、アフターコロナにおいて、首都圏に隣接し、水と緑、そして、富士山など自然景観に優れた本町の特徴を活かし、サテライトオフィスやワーケーション、企業支援、創業支援の取組を検討しております。

現時点では、国においては3次補正予算の編成が検討されており、その中にはワクチン接種関連費用も計上されるようですので、その動向も捉えながら、新年度予算の編成を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症対策基金の活用も視野に入れて対応してまいります。

以上であります。

○8番（高畑博行君） 再質問いたします。2点伺います。

1点目は、答弁の中で検討していると言われた「サテライトオフィスやワーケーション、企業支援、創業支援」について、もう少し詳しく説明いただきたいと思えます。

2点目は、ワクチン接種関連費用等も、国がどの程度カバーしてくれるのか、現時点では全く不透明で心配される場所ですが、当初予算では、防護服セットなどの購入費程度の予算取りにとどめ、状況変化によって補正予算を組むということですが、現状から考えると、そう簡単に新型コロナ感染症は収束するとは考えにくいです。ならば、もう当初予算の段階で、きちんと感染症対策費用を確保しておく必要があるのではないかと私は考えるわけですが、その点はどうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（野木雄次君） まず、1点目、サテライトオフィス等についてでございますが、これらの施策につきましては、コロナ禍におきまして、雇用ニーズの多様化が顕著になっていると言われております。それらニーズを、町内の雇用の創出に結びつけていければ理想的であると考えているところであります。

具体的な施策につきましては、現在、他市町の事例等を調べながら検討をしているところでありますが、首都圏に比較的近い距離にありながら、富士山を望むことができ、また、自然環境豊かであり、かつ、富士スピードウェイなどの遊びの場としての観光資源が豊富な小山町の良さを活かして、働く場所として小山町を選んでいただくことにより、成果が出せるものと考えております。

以上、申し上げましたことを実現するために、まず町内にある民間施設や公共・公用施設についての情報集約をし、どのような可能性があるかを検討してまいりたいと考えております。

2点目の感染症対策予算の確保をということでございますけれども、議員御質問のとおり、現時点で予防接種費用等の詳細が不明確な状況ですので、具体的に補正予算や当初予算において措置することができないという状況にあります。

しかしながら、国から方針が示されれば、速やかに接種体制の確保に向けて進めることとなりますので、地元医師会と緊密に連携を取り、御殿場市等とも情報交換しながら、予算につきましても迅速な対応をしてまいりたいと考えております。

一方で感染症対策につきましては、感染者数が、現在全国的に増加してきている状況等も踏まえまして、当初予算から計上しておくべき費用がないか、更に検討を重ねていきたいと考えております。

以上であります。

○8番（高畑博行君） 再々質問をいたします。

感染症にブレーキをかけることと経済を回していくことのバランスは、専門家でも難しい課題です。

本町が先に行ったプレミアム付商品券は大好評のうちに終了しました。あの取組で、飲食業や商店も消費者も、ウィンウィンの関係で大いに助かったわけです。

このような取組は、今後のコロナ拡大次第では再導入があり得るのか、伺いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（野木雄次君） プレミアム付商品券の再導入につきましては、今後の状況によりましては、財源を確保して再導入を検討をしていきたいと考えております。

以上であります。

○8番（高畑博行君） 最後の質問です。

いきなり財政調整基金の取崩しなどはないと思いますが、ほかの基金の活用を含めて、基金の取崩しまで考えなくてはならないのか、その予定はあるのか、お聞きします。

また、全国どの自治体でも苦しい財政運営になることは明らかなので、国からの地方交付税の増額を期待する声も多くあるわけですが、国が決めることではあります、地方交付税の増額は期待できないのか、伺いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（野木雄次君） 初めに、財政調整基金の繰入の考え方についてであります、財政調整基金残高8億2,000万円を積立目標としており、令和2年度末の残高見込が7億1,000万円程度でありますことから、令和3年度当初予算編成においては、目標額に達しないことや、年度間の調整が必要となるような急激な減収は生じないと見込んでおり、財政調整基金の繰入は実施しない方針であります。

次に、地方交付税のうち、特別交付税はその年度の災害など特殊事情により交付されますので、これまでの交付額から見込むこととしております。

普通交付税につきましては、その算定基礎となる基準財政収入額は、全体として大きな変動は見込んでおりません。

また、基準財政需要額においては、高齢者の増加による高齢者保健福祉費の増、災害復旧費の元利償還金の増による公債費の増などにより増加を見込んでおりますが、全体としては大きな変動は見込んでおりません。

しかし、地方交付税は、国で徴収する所得税などの総額を地方団体に再配分することから、その算定に当たり、毎年度補正係数などの変更があります。このため、現段階においての増減は申し上げられないというところが実情でありますことを御理解くださいますようお願いいたします。

なお、令和3年度の国の概算要求においては、2.4%の減と公表されておりますが、今後も国の動向等を注視してまいります。

以上であります。

○8番（高畑博行君） いずれにしましても、新型コロナウイルス感染症がもたらした地方財政への圧迫は深刻です。しかし、こういうときだからこそ、本町としても知恵を絞り、最善を尽くした予算編成を期待したいところです。

新型コロナウイルス感染症拡大という、かつて経験したことのない厳しい状況下に置かれている今、各自治体には、どういう工夫をし、うまいやりくりができるのか試されていると思います。

しかも、本町は第5次小山町総合計画実施の初年度です。町の将来を見通せる1年目にするためにも、ぜひ極力無駄をなくし、住民サービスの低下を招かないような予算立てにすると同時に、積極的町づくりが展望できる政策を確実に実施していただくことを期待して、私の質問を終了いたします。

○議長（池谷洋子君） 次に、1番 室伏 勉君。

○1番（室伏 勉君） 通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。件名は、駿河小山駅前交流センターの目的、運用コンセプトと駅周辺の活性化ビジョンについてであります。

駿河小山駅周辺は、昔より小山町の玄関口として、通勤、通学、観光の拠点と多くの方々に利用されてまいりましたが、近年の成美、明倫地区の人口減に伴う御殿場線利用客の減少により、駅前のにぎわいは衰退の一途をたどってきました。

こうした中、今年3月に完成した駿河小山駅前交流センターは、にぎわい創出の拠点として、地元をはじめ、多くの方々が期待を寄せておりました。しかしながら、完成より半年以上経過しているにもかかわらず、当局の本事業に対するコンセプト、熱意が全く伝わらず、十分な説明、議論が不足している状況であります。

10月臨時議会において、駿河小山駅前交流センターの運用及び補正予算についての審議がなされましたが、コンセプトが不明瞭のままでの試行的運用と備品の購入は、既に5,000万円を投じている施設にさらなる税金を投入することとなり、町民と議会への十分な説明と運用に対する理解を得ることが必要と考えます。

これらの点を踏まえ、当局の考えをお聞きします。

最初に、駿河小山駅前交流センターの設立目的及び運用コンセプトをお聞かせください。そして、その目的、運用コンセプト達成、実現を目指す当局の行動指標、目標を伺います。

また、10月の全員協議会の際に示された資料では、令和3年1月より指定管理者選定の準備が始まり、同年9月には指定管理者が決定されます。指定管理者選定の基準を伺います。

次に、駿河小山駅前交流センターは建設に4,990万円、10月臨時会の補正予算として500万円、計5,490万円の税金が令和3年3月までに投入されます。また、同年9月に決定される指定管理料は、維持費用として今後継続支出されます。センターの建設費とその効果についての見解と施設維持費の将来世代への負担についての考えを伺います。また、事業展開不明での備品などの購入は、将来不要となる可能性もあり、税金の無駄遣いと考えますが、どうでしょうか。

最後に、6月定例会で補正された「駿河小山駅周辺活性化ビジョン策定支援業務490万円」における駿河小山駅前交流センターの位置づけと活性化の将来構想、言わばビジョンをお伺いします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 室伏 勉議員にお答えをさせていただきます。

初めに、駿河小山駅前交流センターの目的及び運用コンセプトについてであります。

鈴木議員の御質問にもお答えをしたとおり、このセンターの設置目的は、一つ目に、駅を利用する町民や観光客に対し良好な休憩の場とサービスを提供すること。二つ目に、サイクルツーリズムの拠点機能の充実であり、「誰もが気軽に楽しめるサイクルタウン」の実現を目指して運用していくべきであると考えております。このための準備として、まさに現在実施しております試行運用におけるデータが大変重要であります。

具体的な行動指標としまして、試行開始から2か月ごとにセンターの来訪者数やその利用目的、要望等を分析するとともに、ニーズに対応するサービスの充実を図り、その取組と結果についてホームページ等で公開することを計画しております。

また、静岡県の産官学連携メニューでございます「ふじのくに地域・大学コンソーシアム」におけるゼミ学生等地域貢献推進事業を活用し、静岡県立大学経営情報学部の教授及び学生との連携の下、町内回遊性を高める魅力的なサイクリングコースの調査と、飲食や物販、体験コンテンツを含めたパッケージツアーの検討にも着手しております。

次に、センターの施設運営に関しましては、施設の安全管理はもちろんのこと、鉄道情報や観光情報の発信、カフェや軽食の提供、レンタサイクルやコースガイドの管理運営、サイクルツアーやイベントの開催等、駅前のにぎわいの創出と、サイクルタウン小山の実現に向けた取組を、業務の柱とし、収益事業の積極的な展開を求め、サービスの充実を図りつつ、施設の運営費を圧縮したいと考えております。

これにつきましても、試行運用におけるデータをしっかり分析し、適正な施設の運用に関しましては、広く公募を行い、より合理的な民間活力の導入を図ってまいります。

次に、センターの建設に関する費用対効果についてであります。

先にも御説明いたしましたとおり、センターの整備につきましては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に先立ち、世界からお客様を迎える町として、鉄道の玄関口である2つの駅が、いずれも老朽化し無人駅となっている状況を改善し、魅力的な環境を整えることを前提として実施したものであります。この整備コスト圧縮ため、設計施工一括方式を採用し、事業費4,999万5,000円に対し、県費補助1,390万円を充て、町の財政負担を軽減しました。

公募型簡易プロポーザルの実施に当たっては、専門知識を有する学識経験者のほか、地元区長、商工会長、観光協会会長にも審査員として御参画いただき、デザインの内容や整備費等についての審査を行い、目的を実現するに足る適正な企画提案であるとの判断をいただいております。

試行運用開始から現時点までで、数量的効果を測定することは困難ですが、試行運用開始からの30日間におきまして、1,014人の利用者を迎え、特にユニバーサルデザインのトイレやシャワールーム等は、ハイキングバスの利用者や富士霊園来場者からも大変好評を得ており、飲料や軽食販売要望のお声も多数いただいております。

今後、サービスの充実を図りながら運用していくことにより、満足度・利用者数ともに向上し、十分な整備効果が見られるものと考えております。

こうした公共施設に関しましては、社会教育施設や健康増進施設と同様、採算性、収益性といった経済的観点のみで評価すべきものではないと考えますが、議員も御指摘のとおり、過大な維持管理費が将来への負担となることは避けなければなりません。一つ目の質問でもお答えをしま

したとおり、施設の運営に関しましては、収益事業の展開を必須の要件とし、施設の採算性を高め、町の財政負担を可能な限り圧縮する提案を求めていると考えております。

また、試行運用において整備する備品につきましては、施設の整備要件でありましたカフェ、物販、サイクルツーリズム拠点事業を実施するために、必要最小限度の備品や設備に限っており、今後の収益事業展開にも必要となるものを導入しております。具体的には、休憩スペースのテーブル、椅子、ラック、事務機器、カフェの展開のための厨房機器のほか、誰もが気軽に利用できる電動アシスト付自転車等を備え、スポーツバイクには抵抗がある方や、交通手段として自転車を利用する方の活用も視野に入れております。施設運営に当たりましては、これら備品の利活用も要件とし、投入した経費が無駄になることのないよう、十分な審査の上で選定していきたいと考えております。

次に、駿河小山駅周辺活性化ビジョン策定支援業務における駿河小山駅前交流センターの位置づけと活性化のビジョンについてお答えいたします。

駿河小山駅周辺活性化ビジョン策定支援業務につきましては、駅周辺地域の活性化を図るため、その拠点となるエリアに焦点を当て、効果の高い活用ビジョンを策定するための委託業務であり、現在、集客力や地元経済効果のある事例の収集などを行って、様々な角度から検討し、魅力のある拠点エリア構想となるよう内容を練っているところでございます。

当エリアには、駿河小山駅や駅前交流センター、健康福祉会館のほか、豊門公園や森村橋、鮎沢川など、地域ならではの活用すべき資源が多数存在しております。地域活性化のためには、これらの地域資源と拠点エリアとの連携は欠かせない視点であり、駿河小山駅前交流センターも活性化もために活用すべき大きな要素の一つであると考えております。

策定中のビジョンの内容につきましては、まだお示しできる段階にはありませんが、町内観光のハブ機能や、この地域ならではの体験を提供できるような場所にすることを念頭に置き、活性化の拠点エリアを中心に、周辺地域を巻き込んだ経済循環が生まれ、住民や来訪者の期待値が高い駅周辺地域を目指すビジョンを策定したいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○1番（室伏 勉君） 1点ほど再質問をさせていただきます。

駿河小山駅周辺活性化ビジョン策定支援業務における駿河小山駅前交流センターの位置づけと、活性化の将来構想、ビジョンについてであります。

先ほどの答弁において、「駅周辺地域の活性化を図るため、その拠点となるエリアに焦点を当てた、効果の高い活用ビジョン策定の委託業務」であり、駿河小山駅、駅前交流センター、健康福祉会館、豊門会館、森村橋、鮎沢川を含めた拠点エリア構想となるよう内容を練っているとのことでありました。その一方で、駅前交流センターの目的、運用コンセプトについての答弁は、

「駅を利用する町民、観光客に対し、良好な休憩の場とサービスの提供、サイクルツーリズム拠点機能の充実による、誰もが気軽に楽しめるサイクルタウンの実現」であります。

これは、最初に述べた活性化を図るためのビジョン策定から導き出された結果なのでしょうか。この2つの答弁の兼ね合いは、どうなっているのでしょうか。

例えば自転車なら、広くて芝生があり、富士山が見える健康福社会館の方が私は向いていると思います。また、ビジョンは策定中で公表できないのに、既に駅前交流センターの目的が示され、予算も承認されています。同じ施設に対して、町としての統一的な見解がなく、まさに縦割り行政そのもので、ばらばらに予算をつけているとしか見えません。それこそ税金の無駄遣いです。

6月定例会の条例の審議の際、当初のコンセプトであったサイクルゲート構想は影を潜め、サイクルピットは多目的スペースと資料には表記され、自転車の話はほとんどありませんでした。今回改めて、「町民、観光客に対し、良好な休憩の場とサービスの提供とサイクルツーリズム拠点機能の充実」がうたわれておりますが、以前のサイクルゲート構想、観光案内所、まちの駅の要素を取り入れただけにしか見えません。今の町の事業は全て後处理的な進め方であり、物を作ってから使用目的を考えているとしか思えません。

同じ失敗を二度と繰り返さないためにも、そして、何より町の将来のためにも、しっかりと先を見据えた長期的な戦略と今までと違う視点で、しかも、地元の人々が本当に欲している施設を作るべきです。今からでも遅くはないと思います。補正された駿河小山駅周辺活性化ビジョン策定支援業務490万円を十分に活用して、早急に駿河小山駅周辺活性化ビジョンとしての駅前交流センターの位置づけについて考えるべきだと思いますが、その見解を伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君） 室伏 勉議員の再質問にお答えいたします。

駿河小山駅周辺の活性化につきましては、昨年度の庁内プロジェクトチームにおいて、比較的広い範囲での活性化策の整理を行い、駅前交流センターを含めた駅前や駅前通りの機能、また、豊門公園等の回遊できる地域資源との連携など、それぞれが持つ機能を活かすことで、地域の活性化に結びつけるという方向性を確認いたしました。

特に、駅前の機能といたしましては、来訪者への観光案内の機能や、自転車愛好家が自転車を組み立てるスペースの提供など、駅に降り立つ来訪者のニーズに応える機能が必要であります。一方で、当エリアに車で来られる方の受入れに対しましては、駐車場の確保が課題となりますので、比較的広い土地を想定することが必要でございます。

そこで、健康福社会館東側のエリアを車での来訪者も受入れ可能な活性化の拠点として位置づけ、活性化のエンジンとして機能するようなビジョンを検討しているものであります。

したがって、今回のビジョン策定におきましては、鉄道の玄関口として重要である駅前交流センターでの試行実施の成果を取り込み、拠点エリアの有効利用及び周辺施設との相互補完が

図れるような方策を検討することにより、周辺への経済効果のにじみ出しや、それぞれの施設が持つ特徴や役割を活かせる方向性を、ビジョンを通してお示ししたいと考えております。

説明は以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） 再々質問をさせていただきます。

本日議題としている駅前交流センターだけではなく、町が事業を進めるに当たっては、必ず税金が投入されます。私は、公共施設、事業であっても、町民から預かった税金を使う以上、費用対効果をはっきりさせること、投資した税金は、将来にわたって、形は別として、回収されるべきであること、町にとって株主とも言える町民に、行政サービスの向上など、何らかの形で配当すべきであること、そして、これらのことをもって、その事業を評価すべきであると考えています。

この評価には対象が必要です。そのための第一歩は、責任の所在をはっきりさせることであり、曖昧な運用は失敗のもとであります。

話を戻しますが、駿河小山駅周辺の活性化については、駅前交流センターを含めた地域資源の連携により、その機能を活かすことで活性化に結びつけるという方向性を庁内プロジェクトチームで確認したとの答弁でありました。私は、このプロジェクトチームこそが庁内各担当を指導、管轄し、駿河小山駅周辺活性化ビジョンの策定、駅前交流センター試行的運用の一連の事業の責任を負うべき部署と考えております。

そして、このプロジェクトチームは町当局そのものです。担当部課がばらばらに進めている駿河小山駅周辺の活性化事業を、統一の見解の下、陣頭指揮すべきは町本体です。駅前はやっばり駄目だと言われたいためにも、トップダウンの強力な指導の下、この事業を進めるべきであります。

町長の考えを伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 室伏勉議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず、町の事業に関わります費用対効果、そして事業評価等についての考え方でございますが、私も議員のお考えのとおりであるというふうに思います。

駿河小山駅の北側がといいますか、健康福祉センターの東側の開発、そして駅周辺の活性化に係りますプロジェクトチームでございますけれども、私が町長に就任後に設置したものでございまして、これは縦割りの役場体制から脱却して、関係する職員を集めて、それぞれの職員のアイデアを活かして、よりすばらしいビジョンを作成するというで設置したものでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

なお、町の事業に関わります最終的な責任は私にあると認識しております。

以上でございます。

○1番（室伏 勉君） 以上で終了します。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午後0時01分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、10番 池谷 弘君。

○10番（池谷 弘君） 本日、2件の質問をさせていただきます。

まず、1件目は、菅沼地区小山町有地等の活用についてであります。

小山町では、菅沼地区を開発し、更に発展するために、平成28年度に菅沼地区の農地6,549平方メートルを1億円弱で購入しました。現在、周辺では、(仮称)すがぬまこども園も開設工事を進めており、この地の有望な開発地域であります。

しかし、当初計画していた区画整理事業による宅地化には多くの課題があり、計画実施が難しいとのことですが、新型コロナ等の影響もあり、今後、小山町の財政は大変厳しい状況が予想されます。しかし、投下した1億円弱の税金を無駄に塩漬けにしないためにも、菅沼地区の発展のためにも、この地の有効活用を図っていくことが強く求められています。

現在、内陸フロンティアの湯船原地区においては、二つの工業団地が完成し、現在、順次企業の建設、操業が始まる中で、小山町内への定住を進めていく必要があります。また、この付近の足柄三保線の小山消防署下から明倫小学校への通学路は非常に狭く、道路事情も悪く、子ども達が安心して登校する状況にはありません。

当局は、菅沼地区の区画整理事業を実施せずに、町道整備事業等により民間事業者への宅地開発を誘発することとしております。

そこで、以下の質問をいたします。

1点目、3月定例会の際に代表質問で質問しましたが、まずは幹線・支線道路の整備との町長の答弁でしたが、その後約9か月経過していますが、町道整備事業の内容及び進捗状況はどのようになっているのか。

2点目といたしまして、明倫小学校児童の安全な通学路確保のために、当初、区画整理事業で整備される町道を利用できればと思っていましたが、当面は困難であると考えられるので、町道足柄三保線の改修の考えはあるのか。

3点目として、これも3月定例会の際の町長の答弁ですが、民間活力の導入による宅地開発の促進、誘発を図るとのことですが、その取組はどのように進んでいるのか。

次に、2件目は、小山町の市街化区域と市街化調整区域の線引き見直しについてであります。

小山町は、昭和 51 年に御殿場小山広域都市計画区域として市街化区域と市街化調整区域を定めました。以降、定期的な見直しはありましたが、小山町においては、現状の昭和 51 年に定めた線引きのままとなっています。

昭和 51 年当時と 44 年経過した現在とでは、現況の変化や新たな制限等が設定されている箇所があります。また、小山町民から市街化区域の線引き見直しの要望もあって、平成 30 年度から、小山町で市街化区域の縁辺部（全市街化区域区域界 41 キロメートル）で線引きの見直しを行っています。

また、都市計画道路の大胡田用沢線が 8 月に開通し、北郷地区の中心地でもある道路周辺の開発が期待されています。今後、商業施設等による北郷地区の活性化のためにも、この地区の用途変更を図っていくことが必要になっています。

そこで、以下の質問をいたします。

1 点目、6 月の鈴木議員の質問の答弁でもありましたが、今年度は、県と関係機関と事前協議し、区域区分の変更案を検討とのことでしたが、あれから半年経過していますので、市街化区域の線引き見直しの状況はどのようになっているのか。

2 点目、6 月の際には随時見直しでなく定期見直しがある令和 7 年にとのことでしたが、県決定である線引き見直しの今後の予定に関して、現時点での年度ごとの作業スケジュール並びに手続は。

3 点目としまして、3 月定例会の町長答弁の際に、大胡田用沢線周辺の用途変更を検討していくとのことでしたが、現状の状況はどのようになっているのか。

以上 2 件、回答よろしくお願いたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 池谷 弘議員にお答えをさせていただきます。

初めに、町道整備事業の内容及び進捗状況についてであります。

現在、町が進めております大規模な道路整備事業といたしまして、社会資本整備総合交付金を活用して実施している町道大胡田用沢線及び町道用沢大御神線の道路整備事業や、町道 3975 号線の道路整備事業などがあります。これら事業は、新東名高速道路の（仮称）小山スマートインターチェンジにつながる基幹道路整備として、新東名高速道路の供用開始に間に合わせるスケジュールで計画的に進めており、スマートインターチェンジの供用開始前に完了する計画であります。

その後の交付金事業対象路線として、菅沼地区の町道足柄三保線などを計画していく必要があると考えております。概略図面等がありますので、時期を見計らって地元の意見を伺う機会を設けていきたいと考えております。

次に、明倫小学校児童の安全な通学路確保のためにも、町道足柄三保線を改修する考えはあるかについてであります。

明倫小学校周辺の道路は、議員御指摘のとおり、幅員が4メートル程度の狭隘な道路が多く、家屋が道路沿いに建ち並んでいる状況にあります。

通学路を整備する施策といたしましては、道路拡幅による歩道の設置や路肩部を広めに確保してグリーンベルトを設置するなど、児童が安心して通学できる空間の確保が必要です。

町道足柄三保線につきましては、先ほど述べたとおりですが、当路線も含め、町道の整備事業を計画する際には、安全な通学路の確保を念頭に置き進める必要があるものと考えております。

次に、民間活力の導入による宅地開発の促進、誘発を図る取組はどのように進んでいるのかについてであります。

明倫地区について、宅地開発の意向はありますが、道路要件など技術基準を満たすために、開発に要する費用が増高するなど、開発が進まないという側面もあります。町は平成24年度に都市計画法第29条の開発行為の許可の権限の移譲を受けましたが、これまで、同法第33条の開発許可の基準は、全て県の技術基準を準用してまいりました。

しかし、先ほど述べましたように、技術基準が現状にそぐわないという面もありますことから、本年9月に町の開発許可の技術基準を定め、菅沼地区などの市街化区域の宅地開発に係る道路要件の緩和を図りました。その結果、その技術基準を考慮した民間事業者による宅地開発が菅沼地区でも計画されていると聞いており、徐々にではありますが、民間事業者による宅地開発が誘発されているものと考えております。

その他の質問につきましては、都市基盤部長からお答えをさせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 初めに、見直しの状況についてであります。

議員御承知のとおり、平成30年度に線引きの見直しの候補箇所としまして、数か所の現地調査を行っており、今年度は、静岡県等関係機関と事前協議を進める計画でありました。

しかし、企業誘致が進む「ふじのくにフロンティアを拓く取組」の湯船原地区におきます富士山麓フロンティアパーク小山の地区計画の決定や、その決定に伴う建築物の制限に関する条例の制定事務を優先して進めざるを得ない状況であり、区域区分の見直し作業は進んでいない状況にあるのが現実であります。

次に、線引きの見直しの今後の予定として、現時点での年度ごとの作業スケジュール並びに手続についてであります。

先ほど述べましたように、優先すべき都市計画決定の案件といたしまして、令和3年度には新産業集積エリア、令和4年度には上野工業団地の地区計画の決定及び建築物の制限に関する条例の制定事務を予定しております。

また、3点目の御質問の答弁も含めますけれども、都市計画道路大胡田用沢線沿線や駿河小山駅周辺地区の富士紡第5、第6工場敷地などの用途地域の変更を検討する必要もございます。

したがいまして、これらの進捗状況によりまして、線引きの見直しの時期が明らかになっていくと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○10番（池谷 弘君） 2件、再質問させていただきます。

1件目は、菅沼地区小山町有地等の活用についてであります。

まず、1点目は、新東名（仮称）小山スマートインターチェンジにつながる基幹道路整備は、スマートインターチェンジの供用開始前に完了し、その後町道足柄三保線の改修を計画していくとの答弁がありました。時期はいつ頃を予定しているのか。また、概略図面等があるというので、通学路の確保も計画しているということなので、地元の意見を聞く時期は早い方がよいので、いつ頃を考えているのか伺います。

2点目、民間事業者による宅地開発が計画されていると聞いているとの答弁がありました。小山町は、この宅地開発に関与・助言していく考えはあるのか。

また、1億円弱で購入した菅沼地区の農地6,549平方メートルの今後の活用について、当局はどのように考えているのか、伺います。

2件目は、小山町の市街化区域と市街化調整区域の線引き見直しについてであります。

1点目は、令和3年度に新産業集積エリア、令和4年度上野工業団地の地区計画の決定及び建築の制限に関する条例制定事務を行うとの答弁がありました。町民の要望である小山町で、市街化区域の縁辺部（全市街化区域界41キロメートル）で線引きの見直し、令和7年度の定期見直しで行われるのか、伺います。

2点目として、都市計画道路大胡田用沢線沿線や、富士紡第5、第6工場敷地などの用途変更を検討する必要があるとの答弁がありました。大胡田用沢線沿線等、これからの小山町発展のために重要な地域でございます。特に、都市計画道路大胡田用沢線は道路整備が進んでいますので、沿線の土地利用計画について伺います。及び用途変更の時期はいつ頃行っていく予定があるのか伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 池谷議員にお答えいたします。

まず、足柄三保線についてでありますけれども、先ほどの答弁にありましたとおり、新東名高速道路の供用開始が令和5年度を予定しておりますので、社会資本整備総合交付金によります関連する町道の整理も、この時期までには完了をすることになります。したがいまして、足柄三保線につきましては、最短で令和6年度の着手と今のところ考えており、そこに向けて準備を進めてまいります。また、足柄三保線につきましては、幅員9.75メートルで歩道をつける計画であります。

次に、町が購入した農地、それから土地利用等の助言でありますけれども、市街化区域内の住宅地につきましては、2,000平米を超えます土地利用対策委員会の承認案件になります。

また、都市計画法の29条の開発行為に該当する場合には、当然開発行為の許可の手続を伴いますので、助言というよりも、許可のチェック、承認のチェックというような形になって、町が携わっていくことになると思います。

それから、購入した農地についてでありますけれども、この土地は、当初区画整理の構想がありました。減歩率等の負担の軽減に資するものではないかなということで、購入をいたしましたけれども、その後、当該の区画整理の計画は頓挫しております。

当該農地のうち、約1,700平方メートルは、先ほど町長答弁にありました足柄三保線の道路区域に含まれておりますが、残りにつきましては、町全体で検討をしていかなければならないと考えており、課題であると捉えております。

次に、線引きの見直しについてであります。

いわゆる線引き、区域区分の見直しにつきましては、私が4月から担当したときに、都市計画決定案件の進め方についてはいろいろと考えているんですけれども、都市計画税条例に深く関わっておりまして、何よりも議会の皆様の附帯決議に載っていると、これは最も重いことであると承知しておりますので、ただ、議員さん御存じのように、都市計画税条例そのものが廃止をされてしまったということがあります。

また、区域区分の見直しという都市計画決定案件は、労力、費用、時間等が最もかかる都市計画決定の案件であります。加えて地区計画決定をされた区域の地区につきましては、市街化区域への編入をしなければならないと考えておりますので、湯船原地区の地区計画決定済み区域の編入、それと併せて行うということも視野に入れなければならないのかなと、今のところ考えています。

続きまして、用途地域の変更についてであります。

先ほどの答弁にありましたように、大胡田用沢線、それから駿河小山駅周辺、この2地域につきましては見直しが必要かなと思っておりますので、それぞれにふさわしい土地利用計画を立てながら、用途地域の変更を行うこととしております。

用途地域の変更につきましては、随時変更でありまして、小山町決定でありますので、他の事務の進捗状況を見ながら進めていきたいと考えておりますけれども、来年度には少なくとも素案の作成に着手したいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○10番（池谷 弘君） 都市基盤部長からいろいろ回答いただき、ありがとうございます。

1点、市街化調整区域で見直しの関係なんですけど、線引きの見直し、令和7年度の定期見直しが行われるというふうに私達は考えているんですけれども、それが今いろいろ検討していると

ということなんですけども、この令和7年度の定期見直しということは行って、御殿場市とも協議を開始していくということでしょうか。改めて質問いたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 先ほどの私の答弁は、令和7年度の見直しを全く否定をすることではありません。ただ、他の都市計画決定案件との調整といいますか、タイミングというのがありますので、令和7年度の目標を全く無くすわけではありませんけれども、地区計画決定の決定済区域の編入ということも必要でありますので、それと併せていきたいというふうに考えているということであります。

以上であります。

○10番（池谷 弘君） 以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 次に、3番 小林千江子君。

○3番（小林千江子君） 通告に従い、小山町の移住定住促進に関して、一括質問一括答弁方式にて質問させていただきます。

昭和60年並びに平成2年に回復傾向を見せたものの、昭和35年の2万5,944人をピークに小山町の人口は減少の一途をたどり、令和2年11月現在では、町民の人口は1万8,133人まで減少してしまいました。そこで、町長に、今後の小山町の人口増加をどのようにお考えなのか、数点伺わせていただきます。

小山町では、定住人口の拡大と流出人口を抑制するために、町内に移住するための住宅を取得した際、金融機関から借り入れた住宅資金を対象に、利子補給金を交付されていましたが、残念ながら、令和2年度はこの交付を休止されております。

この利子補給制度は、原則建て替えや増改築は含まず、住宅を新築または購入する方が対象となり、上限を1,000万円とし、年末貸付残高の0.7%を5年間交付する事業です。最大7万円が5年間にわたり町から補助していただける利子補給制度は、移住や新しく家を構えようとされている世帯にとっては大変貴重であり、また家を建てる際の後押しにもなりました。そこで伺いたします。

平成22年度より開始したこの利子補給制度の過去の実績がいかほどであったのか、また令和2年度の交付を休止された理由と、令和3年からは再開をされるのかお答えください。

次に、町が主体となり行われていた宅地分譲に関して質問させていただきます。小山町は宅地分譲事業を町が主体となり行い、須走緑ヶ丘を筆頭に、ヒルズ銀杏、クルドサック16、ヒルズYOUSAWA、わさび平分譲地、そして宮ノ台分譲地と、総合計数104つもの分譲を行い、現在残すところ宮ノ台分譲地の7区画のみと、町としては大変好調な宅地分譲事業を展開してまいりました。そこで、町に伺います。

町が平成 25 年から売り上げた宅地分譲の総売上並びに町外から移住された人数、そして、子育て世代がそのうち何組で、何名の子ども達が共に移住して来たのかお知らせください。また、今後の宅地分譲事業の有無をお答えください。

次に、小山町の移住定住に大きく寄与したおやまで暮らそう課に関して伺わせていただきます。小山町には、移住定住の促進を目指し、出会いから結婚、そして移住定住から出産までを統括的に支援しサポートする課として発足し、様々な事業を展開し、移住をされた方のみならず、町内外からも大変親しまれた課でありました。しかしながら、先の組織改革により、おやまで暮らそう課は廃止されてしまい、それに伴い展開されていた事業も、どこかに消えてしまいました。そこでお伺いたします。

小山町の移住定住に大きく寄与したおやまで暮らそう課は、どのような理由で立ち上げられ、またどのように町は評価され、そして廃止を決定されたのかお答えください。また、不動産バンクなど、大変有益な情報を発信しておりましたが、今はどの課が担当し、どのくらいの成果を上げているのかお答えください。そして、おやまで暮らそう課を廃止された今、小山町への移住定住をどの課がどのように働きかけ、そして戦略的に取り組む御予定であるのかお聞かせください。

最後に、前回の私の一般質問でも町長から回答がありましたが、町長は今後、町外からの移住定住ではなく、町内の幸福度を高めることで、町外への移住流出を抑制することを重点とする施策を打ち出されるとのことでしたが、具体的にはどのような施策をお持ちなのかお聞かせください。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 小林議員にお答えをさせていただきます。

小山町の人口増加を含む移住定住促進に関してのうち、私からは 3 点目以降の御質問にお答えをさせていただきます。

初めに、廃止されたおやまで暮らそう課についてであります。おやまで暮らそう課は、出会いから結婚、移住・定住の仕組みを整え、併せて U I J ターン等の取組を推進するため、本町の組織改革により、都市整備課内に設置した定住促進室を廃止し、平成 27 年 4 月 1 日に新設した課であります。

課の体制といたしまして、婚活に関する事務を行う婚活支援班と、本町への移住・定住促進、U I J ターンの誘致、空き家対策等の事務を行う定住促進班の 2 班体制の下、多岐にわたる移住・定住施策に取り組んでまいりましたが、宅地造成事業等により一定の成果が認められる一方で、施策の継続についてマイナス要素も懸念されたこと、また、移住・定住施策について根本から見直すことも必要であるとの考えから、令和元年度をもっておやまで暮らそう課の事務分掌の見直しにより体制を縮小し、都市整備課内に移住定住促進室を設けて現在に至っている状況であります。

次に、不動産バンクについてであります。事務見直しの結果、現在は、これまでのように町が主体で行うことはいたしておりません。今後は、町内の不動産情報の発信等につきましては、民間の不動産事業者に委ねてまいりたいと考えているところであります。ただし、町が事業主体となり開発いたしました宅地造成事業においては、未契約の土地区画情報等につきましては、現在も町のホームページに公開し、販売促進に努めております。

次に、おやまで暮らそう課を廃止した今、移住・定住に関する戦略的な取組についての展望であります。本町の人口動態は、昨今の少子化の影響による自然減に加え、転入より転出する人が多い社会減の傾向が著しいことが大きな課題となっております。そのため、1人でも多くの町民がこの町で過ごす日常に幸せを感じ、小山町に住み続けたいと思えるような、満足度の高い町づくりを推進することを目指して、私の政策提言として住民幸福度日本一の町を掲げております。

しかし、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、これまでの日常生活が一変し、町民の皆様の働き方、学び方、暮らし方の大変革が求められております。そのような、言わば人類の価値観の大きな転換期をむしろチャンスと捉え、本町の利点である首都圏に近接し、富士山などの豊かな自然景観を活かしたテレワーク、サテライトオフィスやワーケーションに対応した環境の整備、既存空き家の有効な利活用等を推進することにより、人口の社会減からの脱却を目指した町づくりに取り組んでいくことを令和3年度の当初予算編成方針の中でも述べております。そのためにも、移住定住・婚活・子育て支援・空き家対策等を含めた一体的かつ総合的な施策の立案、展開を図ることを目的として、組織機構改革による適正な人員配置を検討しているところであります。

最後に、住民幸福度の向上と町民の流出人口抑制に関する施策についてであります。現在、策定作業中の第5次小山町総合計画におきましても、住み続けたいと思える町づくりを掲げる中で、幸せの定義や価値観の多様化を認め、経済性・効率性の追求ばかりでなく、文化・芸術、スポーツ等を通じ、心豊かに暮らし続けていくことの大切さを基本的な考え方として掲げております。同時に、ポストコロナ社会を見据えた現在は、目まぐるしい情勢変化に対応する柔軟性と、多角的な視点に立った行政運営が課題であり、全庁一体となり部局を横断した施策の一体的展開が必要であると強く認識しているところであります。移住定住施策につきましても、人口政策という大きな枠組みの中で、婚活・子育て及びUIJターン支援、それらに係る各種助成制度等、個々の事業について検討を進めるとともに、時代に即した情報発信により、住み続けていく場所として選ばれる町となるよう取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、都市整備課長からお答えをさせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（岩田幸生君） 次に、個人住宅取得利子補給金について、開始されてからの過去の年度ごとの実績についてであります。

個人住宅取得利子補給金制度は、平成 22 年度に創設され、5 年間の時限補給金として支給しております。年度ごとの申請件数と金額は、平成 22 年度が 37 件、258 万 9,500 円。平成 23 年度が 64 件、447 万 6,500 円。平成 24 年度が 80 件、558 万 3,700 円。平成 25 年度が 116 件、799 万 6,100 円、平成 26 年度が 133 件、989 万 2,400 円となっております。その後、平成 27 年度から更に 5 年間期間を延長したことから、平成 27 年度が 20 件、138 万 3,100 円。平成 28 年度が 29 件、203 万円。平成 29 年度が 40 件、275 万 7,700 円。平成 30 年度が 42 件、289 万 9,000 円。令和元年度が 41 件、284 万 2,400 円となっております。

次に、令和 2 年度の交付を休止した理由ですが、本補給金の支払いについては、5 年間の期限を定めて実施しており、令和元年度に申請を受け付けたものを最終年度としていることから、終了することにしております。

次に、令和 3 年度からまた再開されるのかについてであります。本補給金については、概ね事業が達成したことから、再開する予定はございません。

次に、町が平成 25 年度から売り上げた宅地分譲の総売上は、9 億 2,554 万 8,000 円、町外から移住された人数は 207 人であります。

次に、子育て世代がそのうち何組で何人の子ども達が共に移住したのかについてであります。子育て世代については、約 70 組で約 100 人の子ども達が共に移住しております。

次に、今後の宅地分譲事業の予定は、についてであります。今年度、新たに大胡田地区で概ね 9 区画の整備を行い、宮ノ台宅地分譲地等を含め全て完売すれば、本事業については完了します。

説明は以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○3番（小林千江子君） 移住定住・婚活・子育て支援・空き家対策等を含めた一体的かつ総合的な施策の立案、展開を図ることを目的として、機構改革等による適正な人員配置を検討しているところとありますが、つまり、おやまで暮らそう課が果たしていたような機構を再度構築されるという理解でよろしいでしょうか。

廃止後、再度構築されるということであれば、結果、本来有益であった課を廃止し、それと同じものを再度作り直すという徒労とも言える行為にも見受けられます。おやまで暮らそう課を一定の成果を上げていたと評価していたのであれば、その成果を上げていた事項を継続し、マイナス要素を改善するといった方法は、なぜとられなかったのでしょうか。根本から見直すと言われるのであれば、せめて見直して、対応策が出るまでの期間、おやまで暮らそう課を廃止するのではなく、結果が出ていた事項を継続されるべきであったのではないのでしょうか。

町長に再度お伺いいたします。体制を縮小し、都市整備課内に、移住定住促進室を設けているとのことですが、様々な補助金も廃止されてしまいましたし、不動産バンクなどは、今は閲覧が

できていない状況です。見直しや改善ではなく、このようにそれまで積み上げられていた移住定住の勢いをそぐような手法をなぜとられたのでしょうか。お答えください。

また、廃止されていた期間が無駄に終わるという結果になってしまうようにも見受けられますが、結果、町はこの移住定住促進の活動を縮小していた期間、果たして何をどのように検証し、評価されたのか、お答えください。

次に、移住定住・婚活・子育て支援・空き家対策を含めた一体的かつ総合的な施策とおっしゃられましたが、町が以前は推進していた移住定住助成金や、先ほど質問させていただきました利子補給金制度、地方創生事業や太陽光発電システム設置費補助金や木質燃料ストーブ購入補助金、婚活イベントや出産祝い金や不動産バンクなど、今後、町は具体的にどのような施策を講じようとしているのでしょうか。そちらも併せてお伺いさせていただきます。

次に、利子補給制度ですが、開始から利用状況を見ますと、平成22年から5年間では430件、更に延長され、平成27年からは5年間、件数は半減したものの、172件もの利用が認められるわけです。つまり、それだけの新築事業が小山町で実績として認められているわけです。5年間という期限を定めていたとはいえ、平成27年にはその利用の多さから延長もされているわけですから、町が継続の必要性を感じているのであれば、また結果も出ているのであれば、延長も可能であると考えられます。事業が達成したことから再開する予定はないとのことですが、町はこのことについてどうお考えなのか、お伺いさせていただきます。

また、宅地分譲事業においてもわかりです。平成25年から開始され、総売上が9億2,554万円という大きな実績を上げていながら、なぜ完了してしまうのでしょうか。町外から207名の方が移住されており、さらには子育て世帯が約70組、100名もの子ども達が共に移住してくれています。このような結果を打ち出している事業にも関わらず、なぜ継続がされず完了となってしまうのか、理解に苦しみます。宅地分譲事業や利子補給制度などの取組に代わり、町長はどのような移住促進を図られる御予定でいるのか、具体的な施策をお答えください。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 小林議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、おやまで暮らそう課の関係でございますけれども、先ほども答弁をさせていただきましたが、このおやまで暮らそう課につきましては、一定の成果を上げたものと評価した上で、全てを廃止するというわけではなく、一部業務については継続させるという方針の下、本年度は人員体制を縮小し、移住定住促進室を設置いたしました。しかしながら、ポストコロナ社会における新たな日常を余儀なくされた今、組織機構改革を含む組織体制を見直して、町全体として人口施策の一体的推進を図ることといたしました。いずれにいたしましても、小林議員の御意見も受け止めて、移住定住施策の推進についてはスピード感を持って取り組んでまいります。

次に、総合的な施策の計画でございますけれども、婚活、出産から子育て支援、さらには成長されたお子様の遠距離通学支援やU I J ターンの促進及び働き方など、多岐にわたると同時に、

総合的かつ長期的視点に立った施策が必要でないかと考えているところでございます。そのことから、庁内部局横断をした多面的な施策の検討を進めるためにも、必要な体制を構築し、具体的な施策を講じてまいります。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（岩田幸生君） 先ほど、個人住宅取得利子補給金並びに宅地造成事業の再質問の方をいただいております。

まず、最初に個人住宅の取得利子補給金について、何をもって達成としているのかについてですが、本補給金は、先ほど答弁させていただいたとおり、期限を定めて実施した制度であり、年度途中で終了することのないよう努めてきたことから達成したものであります。

次に、宅地造成事業は継続がされず完了となってしまうのかについてであります。当初、本事業は、町有地の利活用として実施した事業であります。今回の、大胡田宅地造成事業も同様に、町営住宅の跡地利用として実施するものであります。その他、過去に民地を買収し本事業を実施してまいりましたが、町が行う宅地造成事業は、大胡田地区をもって完了とし、今後は民間開発により事業を実施していただくよう促してまいります。

今後の移住促進の具体的な施策についてであります。先ほど町長が答弁させていただいたとおりであります。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） 町長の回答より、一部業務については継続させているということでしたが、残念ながら、これがなかなか私達議員にも、そして町民にも感じる事ができてないような規模に縮小されてしまっているように見受けられます。具体的に縮小された課は何を行っているのか、よろしければそちらもお答えください。

それから、二つ目の再質問でも伺わせていただいているんですけども、結局、町はこの移住定住促進の活動を縮小していた期間、果たして何をどのように検証し、評価されていたのか、こちらも併せてお答えください。

この移住定住の取組には、人口増加という意味合いもあるんですけども、もう一つ重要な事柄があります。それは人材の確保です。この11月に池谷町長が陣頭指揮を取り行われた、おやま秋のアートビレッジにおいて、豊門会館の展示会を成功に導き、小山町の交流人口並びに関係人口増加にも寄与してくださった中心人物も、やはりおやまで暮らそう課による働きかけで小山町に移住を決められた方であると伺っております。時間は有するものの、おやまで暮らそう課が昔まいた種がこのように形をなし、町に還元されている大変分かりやすい成功例ではないのでしょうか。

様々な能力にあふれた人材が町に移住することで、彼らに独創的で創造力豊かな活動を町でつくり上げてもらうことも可能となります。それがさらなる魅力的な取組に繋がり、様々な化学反応を町で起こす起爆剤となってくれるのです。それらは、今までの町ではつくることのできなかつた大きな飛躍を町にもたらしてくれます。それでは、魅力的な人材確保はどうすればできるのでしょうか。いつか来てくれればいいなど指をくわえて待ってればいいのでしょうか。違います。魅力的な取組を町が率先して行うのです。小山町に関心を持ってもらえる機会を創出し、情報を発信し、町に活気を溢れさせ、住みたいと思える町づくりを行う取組を、町自らが行うことなくして人材確保を含めた人口増加の移住定住はあり得ません。もちろん試行錯誤はありますし、予算確保も求められます。学びにつながる失敗ももちろんあることでしょう。ただ、今の町のように、何もせず指をくわえて待っているだけでは、何が創出されるのでしょうか。町長にお伺いいたします。これからの人材確保を含めた、町の移住定住促進をどのようにお考えになれるのか。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 小林議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

私の方からは、人材確保を含めた町の移住定住促進ということで、お答えをさせていただきます。町内外の方が感じる魅力的な事業を町が実施することが、関係人口の増加に繋がり、それが移住定住にも繋がるという点につきましては、議員のお考えと同感でございます。

このたび、足柄駅や駿河小山駅前交流センター、誓いの丘、豊門会館、西洋館、森村橋等、魅力的な施設が新設、あるいはリニューアルされたところでございます。私はこういう施設、あるいは既存の施設もそうでございますけれども、こういう施設を利用して、町内外の方がそれぞれの皆様のアイデアで自主的に何かを計画していただき、自ら楽しみながら町の振興に繋げていただくという取組を行っていただく、そしてそれを町が様々な形で積極的に支援していくということが魅力的な町づくり、そして移住定住の促進につながるかと考えております。議員におかれましては、様々な活動されているということについて承知をしております。これからも町の発展のため、積極的な活動をお願いしたいというふうに思います。よろしくお伺いいたします。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（岩田幸生君） 先ほど、現在何を事業として実施しているのかというところもでございます。主な宅地造成事業につきましては、先日、プロポーザル等によりまして、事業契約の締結等も行いました。やはり分譲から販売というのは中長期的な事業というところもございませし、やはりその場ですぐ完了ということにもならないものですから、まずそちらの方の事業の推進に図っているところもでございます。

また、婚活支援事業につきましては、議員御承知のとおり、やっぱりコロナ禍等の影響によりまして、イベント事業等も、かなり、やはり中止されてできないような状況もなっております。

その代わりまた、相談員さんもおりまして、婚活等の相談につきましては、相談員も含めて、一対一等でいろいろ町も親身にお受けして、こちらの方の推進を図っている状況であります。

以上であります。

○3番（小林千江子君） 以上で質問を終わりにします。

○議長（池谷洋子君） 次に、9番 岩田治和君。

○9番（岩田治和君） 通告に基づきまして、水道料金の引下げについて質問いたします。

本町の水道は、富士山の恵まれた豊富な地下水を活用することにより、良質で安価な原水を得られる大変良好な環境にあります。現在、町の水道会計は、防衛補助の対象となり、国庫補助により一般会計からの繰入れは全く生じていなく、過去5年間の収支を見ても、毎年4,000万円前後の利益が生じているのが現状です。

さらに細部を見ても、経常収支比率は過去10年間1度だけ、平成24年度の決算が100%を下回る状況であり、それ以外は好ましい決算が続いています。

またその後、平成26年4月に料金改定により経営が健全化されていることから、累積欠損金は発生してきていない状況にあり、令和元年度の水道会計決算書によれば、令和2年3月31日現在、内部留保金が3億1,000万円余にも達しているのが現状です。

近年、本町に進出される企業も数多く見受けられ、その中でも食品関連の企業が数件見受けられます。この進出の大きな理由として、首都圏に比較的近く物流が便利であることと、水道料金が安く商品コストの削減に繋がるのが大きな要因とされています。

また、町内に新規に移住される方も、水道料金が安いことは、自然豊かで子育てもしやすい環境とのイメージが強いと考えられます。

直近の水道料金比較表からは、本町は全国の上位から4番目に安い自治体となっています。さらに1世帯当たり月々290円、年間にして2,600万円ほどの利益を削減すること、または一般会計からの繰入れを行うことにより、全国で一番安い自治体になれる水準にあります。

引き続き本町に企業誘致を継続させるためと、町外に居住の方には、本町に移住したくなる住環境の魅力が必要であり、今後、水道料金の引下げを行うことで、全国で一番水道料金が安い小山町になることが重要な行政施策と考えます。以上のことから、町長に本町における水道料金の引下げについて、所見をお伺いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 岩田議員にお答えをさせていただきます。

初めに、現在の水道事業会計の状況ですが、9月定例会で御承認いただきました令和元年度の決算に伴う利益の処分により、施設整備等の補填財源となる積立金の内訳は、減債積立金が2,725万9,000円、利益積立金が2,186万円、建設改良積立金が1億199万7,000円で、合計1億5,111万6,000円となっております。

水道事業会計の基本的な考え方は、収益的収支で出た利益を積み立て、施設整備等を行う資本的収支に充当して、収支のバランスをとりながら執行するということでもあります。これを踏まえて、今後も安全でおいしい水を将来にわたり安定供給していくために、古くなった施設や水道管の更新を急ぐ必要があり、限られた積立金を取崩しながら整備を進める必要があります。このため、将来の施設整備費用の増加に伴う財政状況悪化の懸念から、昨年9月に町の上下水道審議会に水道事業の料金の在り方について諮問し、審議していただいた結果、料金改定について答申がまとめられ、令和2年1月に町に提出をされております。審議会からは、水道料金の値上げが必要であるとの答申をいただいております。これを重く受け止め、今年度早々に料金改定を実施するため、議会6月定例会で条例改正の議案を上程する予定でありましたが、同時期に拡大した新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、現在も見合わせている状況であります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○9番（岩田治和君） 再質問いたします。

答弁で収支のバランスをとりながら、積立金を増やす。もう一点気になるのが、水道料金の値上げをするということで、答弁をいただきました。

数字的な細かいことをちょっと、先ほど示されてなかったものですから、私の方、決算書の収支を5年間ずっと調べてみたんですけど、例えば平成19年約2,900万円の黒字、平成20年2,300万円の黒字、平成21年1,700万円の黒字、平成22年1,300万円の黒字、平成23年1,100万円の黒字、おおむね1,000万から3,000万円の利益が継続して出ております。これ、数字だけ見れば、民間では大変優良企業ということが言えるわけです。

もっと潤沢なお金があれば何も言うこともないわけなんですけど、この数字だけで私はどうも水道料金の値上げというのはまず必要ない、逆に引き下げるべきだというふうに私は考えます。さらに、小山町の場合には、防衛補助の周辺事業整備の8条とか9条の関係になってくると思っておりますけど、この数字を見ても平成19年に3,500万円、平成20年に約3,100万円、平成21年に7,800万円、平成22年に7,200万円、平成23年に1億4,300万円ということで、一般会計からの繰入れを全く生じておりません。

さらに、ほかの自治体で一番困っているのが、企業債償還金の割合が全国平均が27%ほどでありますのが、本町では5%と本当に低い割合です。同じく企業債残高の割合も全国平均が515であるのに対して、本町は90ということで、大変低い額になっています。

上下水道課のスタッフが大変、頑張っておられるようなことは評価したいと思いますけど、このような数字を見ても私のこの決算書からの値では、水道料金の引上げということはまず考える必要はないんじゃないかと思われまして。これにまして給水原価は、全国平均が立米当たり130円であるのに、本町では立米当たり50円と大変低く、水に恵まれているところだということを強く感じております。

このようなことから町長に再質問いたしますけど、もう一度この水道料金の引下げについて考えられるように私は要望しますが、もう一度意見をお伺いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 岩田議員にお答えをいたします。

まず、先ほど再質問の中で岩田議員の御指摘されました黒字の額についてでありますけれども、これは恐らく収益的収支の黒字の額をおっしゃっているのかなと理解をしています。先ほど町長答弁にもございましたように、水道事業会計というのは、基本的には収益的収支が黒字になります。で、資本的収支は赤字を続けると。それで資本的収支に収益的収支の利益、もしくはその利益を積み立てた積立金から補填をしていって運営していくのが水道事業会計の原則になっております。

それから当然、水道事業会計は、公営企業法の全部適用している会計でございますので、先ほど来、岩田議員からございます一般会計からの繰入れということはございません。ですので、水道事業会計だけで運営をするのが大原則になっています。

それから、耐震化の話なんですけど、9条の交付金を使っている、8条の補助金を使っているということですが、例えば9条の交付金の話をしていまして、このところ3,000万円から5,000万円、9条の交付金があてております。それで老朽化、耐震化されてない老朽管の更新をやっておりますが、現在小山町の耐震化率は25%にとどまっております。この後5,000万円の9条の交付金をずっと続けていっても、せいぜい年間1%もしくは1%前後、耐震化率が上がるということで、これでもまだまだ足りない状況にありますが、先ほど岩田議員からもありましたように、上下水道の職員も限られておりますので、この金額の工事の施工が限界かなというふうに考えております。

先ほどの繰り返しになりますけれども、上下水道審議会の答申は値上げなんですけれども、その際の資料の中で、現在の料金体系で水道事業会計を続けていった場合には、令和5年度まではかろうじて水道事業会計全体黒字なんですけども、令和6年度になった場合には、もうここで赤字に転落すると。つまり積立金もなく、資本的収支に補填する財源もなくなってしまうという結果が出ておりますので、値上げの答申をいただいたと理解しております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○9番（岩田治和君） 再々質問いたします。

数字の方でちょっと答弁がありましたけど、ほかの全国の自治体の水道料金の方見ますと、かなり一般会計からの補填というのが出ているわけなんです。それで、起債も多いことは確かなんですけど、小山町の場合には、大変優良な会計状態だというふうには私は見受けられます。ただ今ちょうどコロナ禍でもありますし、近隣の市町ではコロナ禍で水道料金の減免処置というのをや

っているんですね。これも長期にわたって行っています。これは本町全くないものですから、町民もやはりこの点について、だいたい不満が出ているようなところが感じられます。

また、小山町に住んでいるとあまり感じないんですけど、首都圏辺りに生活しますと、小山町の水道料金が大変安いというのをつくづく感じます。私も20年以上小山町から離れてほかの場所に、神奈川の方に住んでいましたけど、確かに本当小山町の水道料金が安いというのはつくづく感謝している次第です。ですけど、どうしても現状でも安いんだけど、町長が就任されて言われているように、「生まれてよし、住んでよし、学んでよし」というような町づくりを考えていることがありますので、水道使用料が全国で一番安い小山町をアピールするということを通じて、池谷町長の施策として私は考えていただきたいものだと思います。

一昨年、町長就任前には、全国的に「静岡県の小山町は」ということで、ネガティブな意見もだいたい出ていました。それを池谷町長で修復されたようなこともありますので、今後更に、私は水道料金を安くするということには、大変魅力があることだと思います。

今後、水道施設の管理にしても、民間委託もできるようになりましたし、籠坂の湧水量も1日当たり7,300立米の相当な量がまだ今確保されて、捨てているような状況です。

炭酸ガスの排出量を減らすようなSDGsのように、今後、水力発電のようなことも考えていただきたいと思いますので、もう一度町長にこの水道料金の値下げについてコメントをいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 岩田議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

先ほど来、部長の答弁も交えまして、この理由につきましては、なぜ値上げをせざるを得ないかという理由は申し述べさせていただきました。

私が一番危惧するのは地震でございまして、地震のときに地下に埋設されている水道管の老朽化をそのまま放っておくと、とんでもないことになるということでもあります。従いまして、老朽管の更新、インフラの計画的な整備というものは絶対に必要であると。この水道はないと町民の皆様は全く生きていけないという状況になりますから、しっかりと守らなければならないインフラの最前線ではないかというふうに考えております。そんな中で、水道料金の審議会の答申でもございましたとおり、下げるということは私の考えの中にはございません。やはり将来の町民の安心安全を考えると、審議会の答申をしっかりと尊重をするというよりも、その答申に沿っていかなければならないというふうに考えているところでございますので、加えまして、まだまだ小山町の水道料は、全国では低い方の上位でございまして、そういう現況下では、私そして部長が答弁したことをぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○9番（岩田治和君） 以上で終わりますけど、最後に一言、小山町に進出される企業または個人が、進出したらずに水道料金を値上げされたというようなことを言われないうちにぜひしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで10分間休憩します。

午後2時11分 休憩

---

午後2時21分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番 室伏武彦君。

○2番（室伏辰彦君） 通告に従い、一括一問方式で質問をさせていただきます。

件名、セットバック部分の占有の解消について。建築基準法第42条第2項で規定された道路は、その道路の中央線から2メートルの線を境界線とみなすとの規定があり、建築物を建築する際には、セットバックをすることが求められています。また、建築基準法第44条では、建築物または敷地を造成するための擁壁は、道路内に、または道路に突き出して建築し、または建造してはならないと規定され、セットバック部分に建築物、構造物を建造することは禁止されています。しかし、小山町では、建築物の検査完了後に、セットバック部分に個人の駐車場や擁壁が築造されている場合があります、周辺の一般車両、または緊急車両の通行を著しく妨げております。

小山町は幅員の狭い道路が多く、通り抜けができない道路も多いことから、一般車両の通行が妨げられれば、その奥の土地所有者の資産価値を著しく毀損し、また、緊急車両の妨げは人命にも関わる重大な事態です。このような事態を未然に防ぐため、静岡県内でも狭隘道路の拡幅整備事業に取り組む市町が増えているようです。町長は、まずは市街化区域内に住んでもらうとおっしゃっておりますが、そこで次の点を伺います。

一つ目、市街化区域内において、第42条第2項の指定を受けた道路の管理はどのようにされているのか伺います。

二つ目、セットバック部分に建築物を築造された場合には、どのように対処されているのか伺います。

三つ目、小山町として狭隘道路の拡幅整備事業に今後どのように取り組んでいくのか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 室伏辰彦議員にお答えをさせていただきます。

セットバック部分の占有の解消についてのうち、初めに3点目の狭隘道路の拡幅整備事業に今後どのように取り組んでいくのかについてであります。議員御指摘のとおり、本町には道路幅員が4メートルに満たない狭隘町道が多く、歩行者の安全確保、緊急車両の通行路確保及び交通利

便性向上の観点から、狹隘道路の拡幅整備事業については、更に推進する必要があると考えております。また、各地区からも幾つかの拡幅改良の要望をいただいております。要望箇所におきましては、実施計画により次年度以降の予算で、順次、測量設計等を計画し、用地確保に向けた協議が整った路線から改良工事に取りかかることにしております。

議員御承知のとおり、今年度におきましても、狹隘道路の拡幅整備事業として、町道 1626 号線道路改良舗装工事に着手しております。また、ほかの路線において、一部地権者の方から用地の協力をしたい旨の申出をいただき、現在、関係地権者との協議と拡幅改良工事に向けて、測量等の準備を進めているところがあります。

このように、狹隘道路の拡幅整備事業を進めるには、用地の御協力が必要不可欠で、重要な要素であります。今後も継続して、要望に対しての対応はもとより、計画的な狹隘道路の改善に向けて検討してまいります。

その他の御質問につきましては、都市基盤部長から答弁をさせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 初めに、市街化区域内において、建築基準法第 42 条第 2 項の指定を受けた道路の管理はどのようにしているかについてであります。

建築基準法の道路につきましては、建築基準法第 42 条の道路の定義において規定されており、そのうちいわゆる 2 項道路については、特定行政庁であります静岡県が指定や管理を行うこととなっております。建築基準法上の道路の窓口等の対応につきましては、県が作成をいたしました指定道路図という冊子により、窓口等にて情報提供をしております。本町では、建築主事を置いていないため、建築基準法に基づく道路の指定や変更などの権限はなく、従って、管理は行っておりません。

次に、セットバックした部分に建築物を築造された場合にはどのように対処されるかについてです。セットバック部分につきましては、建築基準法上の道路区域となるために、同法第 44 条のただし書にあります、地面の下に設ける建築物や建築審査会の同意を得て特定行政庁であります県が許可をしたものを除き、築造することは禁じられております。そのため、違反に関する通報があったものにつきましては、県において行政指導を行っております。

また、建築基準法第 9 条の規定によりまして、県は除却命令を出せることとなっておりますが、これまで静岡県において出されたことはないと聞いております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○2 番（室伏辰彦君） 再質問をさせていただきます。

狹隘道路というものは、主に幅員が 4 メートル未満の 2 項道路を指します。狹隘道路の場合、火災発生時や緊急活動時に緊急車両が進入できず、消火活動への遅れにより、延焼拡大や傷病者の搬送に時間を要してしまいます。

国土交通省住宅局市街地建設課で、令和2年7月に狹隘道路解消のための取組に係る調査及び事例集によると、多くの自治体が拡幅整備事業に係る何らかの補助を行っております。測量費や分筆、登記費、用地取得費などです。

取組を行っている自治体の一つで、長泉町は土地所有者からの申出により、道路後退用地の所有権の移転、または予算の範囲内での買取りも行っております。この道路後退により、日照、通風、防火、避難等、良好な環境の生活道路が確保されることになっております。当然、この後退道路には建築物を造ることは禁止されており、建築される皆様がそれぞれの義務を守るということをうたっております。そこで、次の点を町長に再質問をさせていただきます。

一つ目、今、都市基盤部長の答弁に「セットバック部分への建築物が築造されている旨の通報があった場合には、県において行政指導を行っております。また、建築基準法第9条の規定により、県は除去命令を出せることになっておりますが、これまで県において出されたことはありません。」とのことでありました。これは違反があったとしても、強制力のない指導にとどまり、強制的な処置がとられることはなく、現状としては違反の状態が放置されることと思われま。そうであれば、一般車両の通行が妨げられ、その奥の土地の所有者の資産価値が著しく毀損し、また緊急車両の通行の妨げは、人命にも関わる重大な事態が発生しても、有効な対策がとれないことでしょう。そのような事態を回避するためには、建築確認の段階で行われる狹隘道路の拡幅事業への取組が必要だと思われま。町民の財産、生命を守るため、また10年後、20年後の市街化区域内の景観または良好な住宅環境を実現するため、来年度からでも実際に取り組むべき課題だと思われまが、どのようにお考えですか。

二つ目、先ほど町長の答弁では「狹隘道路の拡幅事業については更に推進する必要があると考えま。また、計画的な狹隘道路の改善に向けて検討してまいりま。」とおっしゃいましたが、具体的なことが分かりませ。区の要望はもちろん、計画的に狹隘道路の改良は必要なことと思いま。そして、新たに狹隘道路に面した敷地に建築される方がある場合には、年度ごとに予算をつけて、小山町でも申出によりセットバック部分の分筆や登記費用等の範囲内で助成することは必要だと考えま。またセットバック部分の買取り、寄附等の受付も必要だと思いま。いかがでしょうか、伺いま。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めま。

○都市基盤部長（湯山博一君） 室伏辰彦議員にお答えいたしま。

まず、最初に違反の状態が放置されているとの御指摘がございましたけれども、建築確認申請を提出された建物、その敷地につきましては、建物完成後に確認申請どおりに建物が建てられているかという検査を行っておりますので、その時点では、道路後退敷地内に工作物がないことを確認をしています。もし万が一、その後の状況であった場合には、いきなり町が拡幅するというのではなくて、まず一義的には、特定行政庁である静岡県が何らかの対応すべきものと考えております。

その次に、狹隘道路の拡幅事業の取組につきましては、建築確認申請の性質上、道路後退、いわゆるセットバックをお願いするのは、建築物の敷地部分のみになりますので、その前面道路の全線が全て下がるというわけにはいきません。ですので、その部分について、買取りその他方法があるにしましても、その前面道路が全部、全ての延長においてそれぞれに4メートルを確保すると、2メートル確保できるということには時間を要するというふうに考えております。

また、セットバックした部分についての土地の舗装、管理、取付け位置なども、建築確認の段階ではなくて、町道整備事業としての位置づけで当面の間は進めていくものではないかなと考えております。

セットバック部分分筆や登記費用等の範囲内での助成についてでありますけれども、先ほど来、申し上げていますように、今のところ考えておりませんが、申出があった部分については別に全て断るというわけではなくて、その時々状況に応じまして対応をしていかなければならないかなと思っております。

非常に分かりにくい答弁になってしまいましたけれども、建築基準法上の道路という扱いで拡幅するというよりも、これまでずっと小山町が進めていたように、町道整備事業、いわゆる道路として、道路法に基づいて譲渡という位置づけをしまして、その拡幅事業として進めていくという従来の方法を、当面の間は続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） 一応、家を建てるときに、4メートル未満のところをセットバックしなければならないんですが、そのときにそのセットバックする部分を、分筆とか、そういうのに助成ができないのか、そして宅地じゃなくてその部分を公衆用道路とするのか、そういうことを聞いているわけです。

あと一点、今現在、町内の多くの建物は昭和40年代、50年代のものがたくさんあります。既にもう建て替えの時期になっていると考えております。その家の子供達が再び小山町に戻ってくるような住宅環境が必要だと思います。また、高齢者の人が外を歩きやすく、または車を運転しやすい環境にすることも必要です。狹隘道路の拡幅事業が2、3年先ではなくて、将来を見据えた施策だと自分は考えておりますので、どのように考えておるのか町長の意見をお聞かせください。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 室伏辰彦議員にお答えいたします。

この分筆部分の助成については、今ここで即答はできませんけれども、例えば家が非常に密集して並んでいる道路脇であって、それぞれ古くて分筆をして、どんどん前面道路の全延長が後退できる見込みがある等には、やっぱり検討はしていかなければならないかなと思っておりますが、

今ところ、その制度というものについては、すぐに設けるといってお答えはなかなか難しいところ  
です。

あと、住宅地の整備につきましては、これまでのように民間開発等があった場合には、開発行  
為もしくは土地利用等で、全面道路の条件というのがございますので、そこは逆に宅地開発業者  
の皆さんに広げてもらって町が引き取るというような方法になると思います。

個々の住宅地の整備で、セットバック部分についてそれぞれ町が積極的に手当てをしていくと  
いうことにつきましては、ちょっと今後検討が必要じゃないかなと考えております。

以上です。

○2番（室伏辰彦君） 以上で終わります。

○議長（池谷洋子君） 次に、12番 渡辺悦郎君。

○12番（渡辺悦郎君） 本日は、おやま秋のアートビレッジについて質問をさせていただきます  
す。一部報道でも取り上げていましたが、未だ町民からの疑問の声が届いていることを踏まえ、  
経緯と結果、対応について町長の考えを質すものであります。

本件は、本年10月12日の議会議員懇談会において、報告事項としてでなく協議事項として取  
り扱われました。議会議員懇談会とは町政に関し、議会の円滑かつ合理的な運営を図るために、  
議会に議会懇談会を置き、協議事項はその目的を達成するために行うと小山町議会議員懇談会運  
営規程に定められております。議員の意見を求めるための協議事項であり、その協議の場におい  
て多くの議員から「なぜ今なのか」などと反対意見が出ました。

当初の説明では、全ての内容が本事業と思われましたが、議員の質疑により年度当初から計画  
されていたアートメダル国際交流展及びうつつろいの住処展に併せて、ストリートピアノやシエ  
ナ・ウィンドオーケストラアンサンブルコンサートを組み込んだ、おやま秋のアートビレッジを  
開催するとの説明でありました。その際、予備費を充当するとの説明に反対の意見が噴出しまし  
た。

議会としては、当初から計画されていたアートメダル国際交流展及びうつつろいの住処展開催に  
は異論はなく、開催時期と急遽計画されたストリートピアノやシエナ・ウィンドオーケストラア  
ンサンブルコンサートに予備費を用いることが主な反対の理由でありました。

19日には予備費を用いることなく、生涯学習事業の予算で開催するとの報告がありました  
が、急遽計画した事業であるからの対応だと考えられます。スタートすればどうにかなるとい  
う安易な考えともとれる内容でありました。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、全世界が自粛モードにあり、今年度開催が予定されて  
いた東京オリンピック2020も、1年延期されました。海外では都市封鎖なども行われておりま  
す。国内においては、国・県はもとより、町でも町が主催する事業、町内の各種団体が予定した  
各種事業でも、縮小や中止の苦渋の決断が行われております。生涯学習事業でも、町民文化祭な

どの事業は中止しております。多くの事業が中止あるいは延期されております。そのような中で  
の開催に疑問を感じるのは当然のことではないでしょうか。

現在、第3波の襲来との報道もあり、県内においても、浜松市や静岡市などにおいてクラスター  
の発生が確認され、11月27日には県知事も緊急メッセージを出し、東部地区でも感染者が増  
加している中、いどこで発生してもおかしくない状況であります。

先日、中川日本医師会会長は、11月の3連休を迎えるに当たり、秋の我慢の3連休と発言さ  
れ、警鐘を鳴らされ自粛を促されましたが、残念ながら現在も感染拡大につながっております。  
そのような中、町外から誘客を促すような催事を開催するからには、より強固なガイドラインの  
制定と履行が行わなければなりません。

芸術を否定しているわけではなく、なぜ今なのか、今の社会情勢を考えると、時期尚早ではな  
いかと考えているのが議会議員懇談会での多くの意見であり、多くの町民が感じていることでは  
なかったのではないのでしょうか。このような厳しい中、おやま秋のアートビレッジのストリート  
ピアノとアンサンブルコンサートの開催を強行したことを踏まえ、次の質問に対し町長の答弁を  
求めます。

一つ、未だ新型コロナウイルス感染症の終息が見込めない中、また、議会議員懇談会の中での多くの反  
対の意見が出たにもかかわらず、開催を強行した理由は何なのか伺います。

二つ、一部報道によると、今年度の開催を踏まえ来年度も開催するとの発言をされたようで  
すが、その真意を伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 渡辺議員にお答えをさせていただきます。

初めに、ストリートピアノとアンサンブルコンサートを開催した理由についてであります。今  
年度は新型コロナウイルスの影響により、町の各種行事やイベントについては中止や延期が相次  
ぎ、町民の文化芸術活動におきましても、外出自粛や施設の使用制限等により、文化活動ができ  
ない状況が続きました。町民文化祭につきましても、町民文化祭実行委員会が中止の決定をした  
ところでもあります。

一方、国は今年の夏からG o T oキャンペーンを推進するなど、感染症対策と経済再興を両立  
させての施策を推進し、町におきましても、山中湖村、忍野村とパイ・ふじのくに連携協定を締  
結いたしました。そのような状況の中、町民から文化活動に触れる機会を願う声が寄せられてお  
りましたことなどから、コロナ禍ではあるものの、町民の元気を創出すること、併せて、リニュー  
ールされた両駅前交流センター、西洋館を町内外に発信すること、さらには豊門会館で同時開  
催される国際アートメダル展、うつろいの住処展を発信し、多くの人に鑑賞してもらいたいと考  
え開催したものであり、この時期に実施したことは非常に意義があると考えております。

具体的に申し上げますと、ストリートピアノは本年7月から総合文化会館のロビーホワイエで  
始めて大変好評で、ツイッターやユーチューブといったSNSを通じた情報発信により、町内は

もとより全国各地から演奏に来ていただいております。今回の「Love Piano」は、映画化された小説「蜜蜂と遠雷」の装丁をデザインしたもので、とても人気がありました。また、アンサンブルコンサートにつきましては、コロナ対策を十分に講じた上で、町民に一流の芸術家の生の演奏を肌で感じてほしいとの思いから実施したものであります。

議会に対しましては、10月12日の議員懇談会において、議員の皆様から様々な御意見をいただき、この事業の実施について町長一任という決定を受けました。その後、内容を見直し、同月19日の全員協議会において御説明申し上げ、本事業を実施したものであります。

次に、来年度の開催についてであります。今回のアートビレッジ開催は初めての試みであり、準備及び検討の時間が十分とは言えない状況での実施となった点につきましては反省しております。内容等につきましては、今後改善することはありますが、中でも会場につきましては、今回の豊門公園や両駅前交流センター、総合文化会館以外にも、誓いの丘や、国が進める文化財の有効活用という観点から森村橋などにも拡大を検討したいと考えております。

1か月間の開催を通じて、来場者のアンケート調査では、「心が癒やされた」「いつでも音楽に触れられる機会を提供してほしい」「文化財を活用してのイベントは素晴らしい」など、多くの皆様から高い評価をいただき、継続して実施してほしいという意向が伺えました。

このたびの若手芸術家達による展示など、町民が身近で見る芸術も振興して、このアートビレッジを町の文化芸術振興に資するイベントとして位置づけ、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。それにはしっかりとした体制づくりが必須でありますので、文化芸術や観光商業関係者、町民等により組織する実行委員会を設立し、今回の検証を十分に反映させて、アートビレッジを核とした様々なイベントを展開し、町民憲章に定める「文化の薫り高いまち」を目指してまいります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○12番（渡辺悦郎君） 再質問させていただきます。

本事業について誤解を招かないために、一言申し述べます。

本事業は議会の議決の必要なく、当局すなわち町長の執行権で開催する事業であります。議会議員懇談会での多くの反対意見が出た中で、町長に一任したのは事実ですが、日ごとに感染者が増加していく中で強行されるとは思っていませんでした。町の最高責任者として、危機管理について疑問を感じております。

町長の答弁で、G o T o事業の推進について述べられておりましたが、この事業は連日報道され、日ごとに感染拡大しているため、現在一部除外や発券延期などの対策をとっております。またこの事業は交流人口を増やすことを目的とし、地域経済活性化を図るための政策であります。

ストリートピアノとして、足柄駅前交流センター、駿河小山駅前交流センターは、11月1日から30日まで開放され、文化会館ホワイエは休館日を除く日を開放されておりましたが、「Love Piano」のとき、すなわち11月1日から11月15日以外は閑散としておりました。

また、西洋館は土日限定で開放されておりましたが、11月13日のホームページで、11月22日日曜日午前中10時30分から12時30分の間、利用中止がアップされておりました。理由も問合せ先なども無記名な不思議な内容でございました。

その後、26日付けの新聞でスロバキア大使が訪れたことが分かりました。何のために訪れたのか分かりませんが、アートビレッジを広く町民等に広報していたにも関わらず、訪れた方々、町民よりも外交官を優先した意味が理解できません。外交官は訪れる場所の住民と交流することを目的とすると聞いております。ピアノを弾いている方々と席を同じにしても良かったのではないのでしょうか。

さらに13日のホームページには、新たに11月29日日曜日にスペシャルコンサートとしてオペラ歌手による声楽も開催するとの案内に、驚きを隠せませんでした。音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインが音楽関連各社団法人から示されております。特に声楽については、飛沫感染、マイクロ飛沫感染について示してあります。

遡りますが、町のホームページには10月9日付で中止または延期する行事・イベントなどとしての広報があり、その中で町主催の不特定多数が集まるイベントの中止・延期対応についてとして、一つ、不特定多数の来場が予想されるもの、二つ、県外からの参加が見込まれるもの、三つ、感染症対策が行えず、感染リスクが高いものを中止するものと掲載されております。この内容から判断すると、町主催で開催することに疑問を感じます。

繰り返しになりますが、事業に反対しているのではなく、時期や内容の問題です。町民が楽しみにしていた町内の事業をほとんど中止している中、県外からの参加者を迎えて、この時期にやらなければならなかった事業でしょうか。町長の考えを伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 渡辺議員の再質問にお答えをさせていただきます。

国では、新型コロナウイルス感染症に対する対応の中で、イベントの開催制限について、9月19日以降、観客の収容人員上限の撤廃やホール等の収容率について緩和をしており、静岡県におきましても、ふじのくに基準による判断基準を設け、いずれも十分な感染症対策を講じた上で、気をつけて催事を開催し、行動するよう求められています。町におきましても、事業実施する際には、イベントごとにガイドラインを設け、町民の安全確保を最優先し、3密の回避、手指の消毒、マスク着用等対策を行って実施しており、来場者の把握を行い、万一の際の後追いが可能となるようにしております。

特に、11月29日に行ったスペシャルコンサートについては、オペラ独唱ということで、歌手の前にアクリル板を張り、飛沫が飛ばないようにし、また観客は全てマスクをした上で実施をい

たしました。小山町出身のこのオペラ歌手は、挨拶の中で「コロナ禍の中、このような機会を得られたことについて、町への感謝の気持ちと同時に、芸術は人を元気づけることができる」と話されました。また、来場された観客の一人は「小山町はすばらしいことやっている」と話されておりました。

催事全体としては、来場者のアンケートから「3密は回避されており、安心して見ることができた」「芸術を楽しむことができ、心が癒やされた」などの意見をいただき、芸術の秋をお楽しみいただきました。また、11月21日及び22日に御殿場市の団体の主催によるスロバキア全権特命大使との交流事業が小山町で行われ、21日に健康福祉会館でガールスカウトの子ども達とスロバキアのクッキー作りで大使夫妻と交流をいたしました。その後、翌22日にも小山町に訪れていただきまして、大使夫妻は紅葉の豊門公園を散策された後、豊門会館で行われているアート展を御覧になり、大使御夫妻は大変お喜びになられ、その後、西洋館で小山町国際友好協会の会長さんも交えまして交流が行われたものと考えております。

感染の急速な拡大が連日報道されている中、国や県の判断基準及び対応方針に基づき、感染拡大防止と社会経済活動の両立が求められています。さらにはコロナ禍においても町民の元気を損なわないよう、工夫を凝らした取組が必要と感じているところでございます。

繰り返しになりますが、来年度は実行委員会を組織して、今回の結果をしっかりと検証し、十分に内容を検討した上で、町民をはじめ多くの皆様に芸術文化に触れる機会を提供してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

なお、質問時間は3分を切っておりますことを御承知ください。

○12番（渡辺悦郎君） いろいろとお尋ねしたいことはたくさんあるんですけども、かいつまんで質問させていただきます。

まず、先ほどありました町のホームページにアップしているこの3点について、これを無視してこうやっているような感じになるんですよ。どれを信じていいか町民は分かりません。まず、それを一つ言わせていただきます。

私もこの会場全部行かせていただきました。ストリートピアノにおいても行きました。先ほど申したとおり「Love Piano」のときは人影を見たんですけども、そのとき、ほかはほとんど見かけておりません。

次に、西洋館でのコンサートですけれども、あの広間に演奏者と聴衆25人ということは、30人以上になります。ソーシャルディスタンスが本当に守られているかどうか疑問です。

最後のファイナルコンサートにおいて、感染症対策ガイドライン、先ほど私言いましたけれども、音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインから見ると外れております。町長の公約であるところの幸福度日本一を目指すのであれば、町民が健康で安全安心

に暮らせるための対応が必要ではなかったのではないのでしょうか。今一度、町長の答弁を伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 渡辺議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まずホームページの関係でございますけれども、前提といたしましては、これは9月末までの町主催の不特定多数が集まるイベントにつきましては、中止または延期を前提に対応することになりましたというふうに書いてございます。中止をすともものは、不特定多数の来場が予想されるもの、今回は答弁でお答えをさせていただきましたとおり、来場者は全て、お名前、連絡先を書きいただいております。ですから、不特定多数、要はサッカーと野球とか、5,000人、1万人集まるようなイベントとは違うということです。

それと、ソーシャルディスタンスですけれども、どの程度がソーシャルディスタンスかとか、ということになるかというふうに思いますけれども、例えばこういう中でも、私と副町長はこれだけ離れている、これがディスタンス十分なのか、あるいは不十分なのかということについては、そういう基準はないかというふうに思います。担当で考えて、そういう距離を置いて、椅子を、西洋館もそうですけれども、文化会館のホワイエでもかなり空けて座っていたというふうに考えております。

従いまして、先ほど答弁しましたけれども、国・県がイベント等に関わります基準を出しておりますが、それは守られたと、そのうえで実施をされたと私は考えております。

以上でございます。

○12番（渡辺悦郎君） 以上で終わりますけれども、日本語の解釈って難しいですね。ソーシャルディスタンス、1メートルから2メートルというのが基準です。終わります。

○議長（池谷洋子君） これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、12月16日水曜日 午前10時開議

議案第111号から議案第126号までの議案16件を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、評決を行います。

本日はこれで散会します。

午後3時06分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 池 谷 洋 子

署 名 議 員 岩 田 治 和

署 名 議 員 池 谷 弘

令和2年第7回小山町議会12月定例会会議録

令和2年12月16日(第3日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君  
3番 小林千江子君 4番 鈴木 豊君  
5番 遠藤 豪君 6番 佐藤 省三君  
7番 藪田 豊造君 8番 高畑 博行君  
9番 岩田 治和君 10番 池谷 弘君  
11番 米山 千晴君 12番 渡辺 悦郎君  
13番 池谷 洋子君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	天野 文子君	企 画 総 務 部 長	野木 雄次君
危 機 管 理 局 長	遠藤 正樹君	住 民 福 祉 部 長	小野 一彦君
経 済 産 業 部 長	高村 良文君	都 市 基 盤 部 長	湯山 博一君
オリンピック・パラリンピック推進課長	池谷 精市君	教 育 次 長	長田 忠典君
企 画 政 策 課 長	清水 良久君	地 域 振 興 課 長	小野 正彦君
総 務 課 長	池田 馨君	総務課課長補佐	渡邊 徹君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	後藤 喜昭君	議 会 事 務 局 書 記	池谷 孝幸君
会 議 録 署 名 議 員	9番 岩田 治和君	10番 池谷 弘君	

閉 会 午前11時26分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 議案第 111 号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センター及び小山町農村活性化センターの指定管理者の指定について
- 日程第 2 議案第 112 号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第 2 - 1 発議第 4 号 議案第 112 号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定に対する附帯決議
- 日程第 3 議案第 113 号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 114 号 小山町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第 5 議案第 115 号 小山町無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 116 号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 117 号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 118 号 令和 2 年度小山町一般会計補正予算 (第 9 号)
- 日程第 9 議案第 119 号 令和 2 年度小山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 10 議案第 120 号 令和 2 年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 11 議案第 121 号 令和 2 年度小山町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 12 議案第 122 号 令和 2 年度小山町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 13 議案第 123 号 令和 2 年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 14 議案第 124 号 令和 2 年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 15 議案第 125 号 令和 2 年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 16 議案第 126 号 令和 2 年度小山町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 17 議員の派遣について

(追 加 日 程)

- 追加日程第 1 町長提案説明
- 追加日程第 2 議案第 129 号 令和 2 年度小山町一般会計補正予算 (第 10 号)

## 議 事

午前 10 時 00 分 開議

○議長（池谷洋子君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。新型コロナウイルス感染予防のため、議場内では、当局の説明並びに議員の発言の際も含めて、マスクを着用することとします。

ただいま出席議員は 13 人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

---

日程第 1 議案第 111 号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センター及び小山町農村活性化センターの指定管理者の指定について

日程第 2 議案第 112 号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定について

日程第 3 議案第 113 号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 4 議案第 114 号 小山町森林環境譲与税基金条例の制定について

日程第 5 議案第 115 号 小山町無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 116 号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 117 号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 118 号 令和 2 年度小山町一般会計補正予算（第 9 号）

日程第 9 議案第 119 号 令和 2 年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 10 議案第 120 号 令和 2 年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 11 議案第 121 号 令和 2 年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 12 議案第 122 号 令和 2 年度小山町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 13 議案第 123 号 令和 2 年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 14 議案第 124 号 令和 2 年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 15 議案第 125 号 令和 2 年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 16 議案第 126 号 令和 2 年度小山町水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（池谷洋子君） 日程第 1 議案第 111 号から日程第 16 議案第 126 号までの議案 16 件を一括議題とします。

それでは、11月30日に各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務建設委員長 池谷 弘君。

○総務建設委員長（池谷 弘君） ただいまから、12月8日、総務建設委員会に付託された11議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

12月8日、午前10時から、会議室において、当局から副町長、関係部課長等、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

初めに、議案第111号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センター及び小山町農村活性化センターの指定管理者の指定についてを報告します。

委員から、随意契約とのことだが、選定委員会において、ふじおやまは今後5年間どのようなことを進めていくと言っていたか。との質疑に。

道の駅では、今後も地域の地場製品の販売をしたい。利用する方の利便性を図るため、町や国土交通省と相談しながら進めていきたい。活性化センターでは、商品の開発等推進をしていきたいと前向きな提案がありました。との答弁がありました。

委員から、選定委員会において、ふじおやまの総合評価は何ポイントだったのか。との質疑に。

委員の平均点ですが、200点満点中153.80点でした。との答弁がありました。

委員から、レストランでは、地元の食材をどれぐらい利用されているのか。との質疑に。

米、長ネギは100%町内産を利用しています。その他の食材は把握できていません。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第111号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第112号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定についてを報告します。

委員から、株式会社ピカから、観光開発株式会社に指定管理が移行するのに、令和3年4月1日にスムーズに管理移行ができるのか。また、現在勤めている従業員の雇用や納品業者の継続に関して、事業者の方針一つで大きく変わる。町と指定管理者との間で、単なる口約束でなく、覚書のような約束をきちっと取り交わし、可能な限り再雇用や納品の継続ができるような手だてを取るべきだと考えるが。との質疑に。

先日、町、ピカ、観光開発の3者で打合せを行い、現場を確認しました。今後も継続的に打合せを行いながら、スムーズな移行ができることを考えています。また、雇用の継続と納品業者につきましても、3者の打合せの際、できる限り地元の方の雇用を確保してほしい、納品業者も地元の納品業者を優先的に使ってほしいと要望しています。今後は、基本協定等の中で記して雇用や納品などは確保していきたい。との答弁がありました。

委員から、観光開発とピカとの総合評価の差はどのぐらいあったのか。との質疑に。

委員の平均点ですが、200点満点で、観光開発は141.10、ピカは140.10の1ポイント差でした。との答弁がありました。

委員から、その採点において、地元雇用や地元業者の取扱いについて、観光開発の方がピカより優秀であったのか。との質疑に。

審査項目に、町内者の雇用、町内業者の活用など地域の活性化のために方策は取られているか、農産物の加工品販売は町内の生産団体を活用した計画であるのかとの項目があり、その採点結果は、20点満点で、観光開発は平均で12.50点、ピカは12.90点でした。との答弁がありました。

委員から、観光開発が指定管理を行う際、施設の改修要望など出てくると思うが、どの程度まで対応できるのか。との質疑に。

施設全体に関して、何とか手を入れていきたいような要望は出ていますが、具体的な話はありません。今後、具体的に要望が出された段階で検討していくこととなります。との答弁がありました。

委員から、ピカの点数が前回より下がっていると思うが、審査項目等が変わったのか。との質疑に。

審査項目については要綱に規程されており、その要綱に基づいて行っています。項目の内容は前回と同じです。との答弁がありました。

委員から、須走の道の駅は観光交流センターであるので、人を集める場所だと思っている。この観光開発株式会社は、どのような仕事をして、集客に対してはどのような熱意を持っているのか。との質疑に。

設立は平成24年で、須走地区で60年ほどゴルフ場等のレジャー産業に取り組んでいる企業のグループ会社です。このグループ会社全体で須走を盛り上げていき、集客としては、年間で34万3,000人の集客を目指しているとのこと。との答弁がありました。

委員から、ピカが持っている備品の取扱いはどうなるのか。との質疑に。

今後の引継ぎの中で協議していきます。現時点で結論は出ていません。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第112号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

その後、委員から附帯決議についての提案がありました。

次に、議案第113号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを報告します。

委員から、延滞金の利率を14.6%から7.3%に変えるということによろしいか。との質疑に。

地方税法の改正に伴うもので、延滞金の利率の変更ではなく、用語を変更するものです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第 113 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 114 号 小山町森林環境譲与税基金条例の制定についてを報告します。

委員から、第 3 条第 2 項に、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができるとあるが、その際、金融機関の専門的なアドバイスを受けるのか。との質疑に対して。

現在、町で保有している各種基金は、基本的には、各金融機関に普通預金及び定期預金で管理しています。有価証券に換える際は、庁舎内はもとより近隣市町の状況を踏まえて協議をして決定していきたいと考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第 114 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 117 号 小山町営住宅の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、滝の台住宅の跡地利用についてどのように考えているか。との質疑に。

敷地の約半分は須走彰徳山林会様の所有地であり、今年度末をもって賃貸借契約を解除し、お返しします。残りの町有地部分につきましては、今のところ未定であり、特定の団体等と協議していることもありません。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第 117 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 118 号 令和 2 年度小山町一般会計補正予算（第 9 号）を報告します。

委員から、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、入湯税を 1,370 万円、ゴルフ場利用税交付金を 1,400 万円減額補正しています。前年度との比較は。との質疑に。

温泉施設では、施設ごとに差はありますが、全体として前年並みには至っておりません。ゴルフ場利用税については、2 月から 6 月分までの利用者数を見るとマイナス 27% となっていますが、ここに来て盛り返しているとの情報もあります。との答弁がありました。

委員から、新東名関連町道整備事業費で、2,000 万円の増額はラウンドアバウトの安全施設の追加設置工事との説明がありましたが、安全施設とはどのようなものか。との質疑に。

公安委員会との協議を行った結果、公安委員会からの指示事項として、交差点内の区画線、防護柵工、案内看板、安全対策看板等を新たに設置するものです。との答弁がありました。

委員から、足柄駅交流センター付帯工事の内容は。また、案内看板と金太郎のモニュメントの設置はいつか。との質疑に。

地区及び利用者の要望により、交流センター南側のスロープ及び階段にステンレス製の手すりを設置するものです。また、駅前広場の管理条例制定に伴い、禁止行為等を表示するための看板

を設置するものです。案内看板と金太郎のモニュメントについては、地区からの要望もありますが、いつ設置するかは決まっています。との答弁がありました。

委員から、おもてなし空間整備事業関連補助金 30 万円はどのようなものか。との質疑に。

今年の夏、県のグリーンバンクの補助メニューを活用して、マリーゴールドを自転車ロードのコース沿道となる柵頭に整備しました。その事業に対する補助金です。との答弁がありました。

委員から、急傾斜地崩壊防止事業費を減額しているが、この場所は。との質疑に。

藤曲地区の急傾斜地と鰐塚の急傾斜地の測量設計を行う予定でしたが、県費補助金の内示額に合わせて減額しています。来年度も補助要望をしていきます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第 118 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 121 号 令和 2 年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 123 号 令和 2 年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 124 号 令和 2 年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 125 号 令和 2 年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計補正予算（第 2 号）を報告します。

委員から、用地交渉の状況は。との質疑に。

用地交渉は、38 人格中、36 人格で契約済みです。第 2 工区として分けたエリアの 2 人格は、まだ契約に至っていません。定期的に町長や職員が伺って、契約成立に努めています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第 125 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 126 号 令和 2 年度小山町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された 11 議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、町道 2416 号線道路改良舗装工事事業用地、足柄 S A 周辺地区開発道路整備事業の現地確認と視察を実施しましたことも併せて御報告します。

○議長（池谷洋子君） 次に、文教厚生委員長 佐藤省三君。

○文教厚生委員長（佐藤省三君） ただいまから、12 月 9 日、文教厚生委員会に付託された 6 議案について、審査の経過と結果を御報告します。

12 月 9 日、午前 10 時から、会議室において、当局から副町長、教育長、関係部課長等、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

初めに、議案第 115 号 小山町無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、個別受信機は、停電時にどのくらいの時間使用できるか。との質疑に。

新品の乾電池で最低 30 時間以上使用できます。との答弁がありました。

委員から、親局や中継局、屋外子局の設置場所について、特に小学校が気になりますが、電磁波などの安全性に関して確約が取れているのか。との質疑に。

電磁波による人体等への影響に関しては、整備計画の段階で、電波法による規制以下の数値であり、設備設置後に、国の基準に合致することを確認します。との答弁がありました。

委員から、今回整備する個別受信機は、御高齢の方々などへの対応や、また、聞き漏らした場合の内容の確認はできますかと。の質疑に。

録音機能がついていますので、その機能を活用していただき確認できるようになっています。との答弁がありました。

委員から、現在、一部で聞こえづらいところがあるが、デジタル化や中継局等々を介して、この問題の解消はできるのか。との質疑に。

デジタル無線により、放送自体はクリアになると思われます。しかし、事前調査で、難聴地域、聞こえない家庭も大体分かっていますので、その場合は、町が費用負担し、外づけのダイポールアンテナを設置し対応することになります。との答弁がありました。

委員から、現在、個別受信機を聞こえないからという理由で持っていない人がいる。持っている家庭は新しくすると思いますが、持っていない方に持っていただけるような広報はしていますか。との質疑に。

個別受信機の配付は住民基本台帳に基づいて行いますので、住民基本台帳に載っている世帯には全て配付する計画です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第 115 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 116 号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、今回の改正で対象となる世帯はどれくらいあるか。との質疑に。

国民健康保険税の 7 割、5 割、2 割の軽減世帯に関するもので、全部で 1,143 世帯あります。なお、今回の改正による影響はありません。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第 116 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 118 号 令和 2 年度小山町一般会計補正予算（第 9 号）を報告します。

委員から、自立支援給付費に関して、利用者の増加で 2,895 万 9,000 円増えたとのことですが、どの程度増加しているのか。との質疑に。

令和元年度は延べ3,122人、今年度は見込みで延べ3,263人で、141人増加になる見込みです。就労移行支援、就労継続支援B型、共同生活援助の三つが昨年度に比べ利用者が多くなっています。との答弁がありました。

委員から、特別定額給付金給付事業における最終的な事業実績は。との質疑に。

8月14日で事業は終了し、対象件数7,515件中、申請件数が7,493件、人数では1万8,138人の方に給付をしました。1人10万円支給したので、支給総額は18億1,380万円、支給率は99.83%でした。未申請の方には2回の勧奨通知や自宅訪問を行いました。結果的に22件、31人の方が未申請でした。との答弁がありました。

委員から、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から敬老会を実施しないことは当然かと思うが、代替策として、福祉的なものを考えてはどうか。との質疑に。

当局側でもいろいろ検討し、感染症の拡大防止を最優先に考えました。そして、秋口には新型コロナとインフルエンザが同時流行するのではと言われていましたので、75歳以上の方にマスクを10枚配布しました。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第118号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第119号 令和2年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第120号 令和2年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第122号 令和2年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）を報告します。

委員から、地域密着型介護予防サービス給付費の増額要因は。との質疑に。

この給付費は、要支援1、2の比較的軽度な方が受けるサービスの利用に伴う給付費です。地域密着型の介護予防サービスは、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、通所介護で利用が当初見込みより増えたことによるものです。との答弁がありました。

委員から、介護予防サービス計画給付費の増額要因は。との質疑に。

要支援1、2の方が介護予防サービスを利用するためには、地域包括支援センターがプランを作成します。この利用者が増えたため増額となりました。との答弁がありました。

委員から、認知症総合支援事業において、会計年度任用職員が1人少なくなり2人体制になったとのことだが、業務に支障が出なかったか。との質疑に。

当初は、認知症地域支援推進員3人を見込んでいましたが、コロナ禍の中で思うように訪問ができないことから、電話対応等に切り替えて実施したため事業に支障はありませんでした。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第122号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された6議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、(仮称)すがぬまこども園建設工事現場の現地確認と視察を実施しましたことを併せて御報告します。

○議長(池谷洋子君) 以上で、各常任委員長の報告は終了しました。

それでは、これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第111号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センター及び小山町農村活性化センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第111号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第112号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論は終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立多数です。したがって、議案第112号は、委員長報告のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩します。

なお、ただいまから、会議室において議会運営委員会を開催しますので、関係者の皆様は御参集願います。

午前10時34分 休憩

---

午前 10 時 43 分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議員から、発議第 4 号 議案第 112 号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定に対する附帯決議が提出されました。

この発議は、所定の賛成者がありますので、成立しました。

お諮りします。日程の順序を変更し、日程第 2-1 として発議第 4 号を追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、日程第 2-1 として発議第 4 号を追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案及び変更後の議事日程を配付します。

（議案等配付）

---

日程第 2-1 発議第 4 号 議案第 112 号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定に対する附帯決議

○議長（池谷洋子君） 日程第 2-1 発議第 4 号 議案第 112 号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定に対する附帯決議を議題とします。

提出者の説明を求めます。7 番 藪田豊造君。

○7 番（藪田豊造君） ただいま議題となりました発議第 4 号 議案第 112 号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定に対する附帯決議について、提出者を代表し、提案理由を説明申し上げます。

提案理由につきましては、小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定に当たり、地域振興の一層の推進を図ることを要望するものです。

決議第 1 号 議案第 112 号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定に対する附帯決議。

小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定に際し、当センターの管理に関する基本協定を締結するにあたり、次の項目について特に配慮されるよう強く要望します。

1、センターの運営に必要な商品及び原材料の調達に際し、町内の生産者及び事業者を優先するとともに、食堂における地産地消及び物産販売での町内の農産物や土産物の販売促進に努めること。

2、従業員等の採用は町民を優先し、地元雇用の促進に努めること。

3、当該業務内容の引継ぎを確実に言い、スムーズな移行がされるよう努めること。

以上、附帯決議する。

令和2年12月16日、静岡県駿東郡小山町議会。

以上、会議規則第14条の規定に基づき、決議書を提出します。

提出者、藺田豊造。賛成者、室伏辰彦、鈴木 豊、高畑博行、岩田治和、池谷 弘。

よろしく御審議のほど、また、御承認賜りたく、お願い申し上げます。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

提出者の説明に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

藺田豊造君提出の決議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第113号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第113号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（池谷洋子君） 日程第4 議案第114号 小山町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第114号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第115号 小山町無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第115号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第116号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第116号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第117号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第117号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第118号 令和2年度小山町一般会計補正予算(第9号)を議題とします。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第118号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第119号 令和2年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第119号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第120号 令和2年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第120号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第121号 令和2年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第121号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第122号 令和2年度小山町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第122号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 123 号 令和 2 年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第 123 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 124 号 令和 2 年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第 124 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 125 号 令和 2 年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第 125 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 126 号 令和 2 年度小山町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第 126 号は、委員長報告のとおり可決されました。

それでは、ここで 10 分間休憩します。

午前 11 時 08 分 休憩

---

午前 11 時 18 分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

日程第 17 議員の派遣について

○議長（池谷洋子君） 日程第 17 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、1 月 29 日に静岡市で開催されます静岡県地方議会議長連絡協議会に副議長を派遣することについて、会議規則第 130 条の規定により、これから採決します。

議員の派遣について、これを行うことに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣について変更を要するときは、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣については、変更を要するときは、議長一任で変更できることに決定しました。

お諮りします。ただいま町長から、議案第 129 号 令和 2 年度小山町一般会計補正予算（第 10 号）の追加議案 1 件が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 129 号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案は既に配付されておりますので、よろしくお願ひします。

---

追加日程第 1 町長提案説明

○議長（池谷洋子君） 追加日程第 1 町長提案説明を議題とします。議案第 129 号について、町長から提案説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君） 今回、追加提案いたしましたのは、議案第 129 号 令和 2 年度小山町一般会計補正予算（第 10 号）であります。

本案は、本年 8 月から寄附受付を再開いたしましたふるさと納税について、当初想定をしていた以上に多くの方から御寄附をいただいていることから、その見込みに合わせ、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ 3 億円を追加し、歳入歳出総額を 147 億 3,197 万 5,000 円とするものであります。

なお、議案の審議に際し、企画総務部長から補足説明をいたしますので、よろしくお願ひをいたします。

以上であります。

---

追加日程第 2 議案第 129 号 令和 2 年度小山町一般会計補正予算（第 10 号）

○議長（池谷洋子君） 追加日程第 2 議案第 129 号 令和 2 年度小山町一般会計補正予算（第 10 号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（野木雄次君） 議案第 129 号 小山町一般会計補正予算（第 10 号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ 3 億円を追加し、予算の総額を 147 億 3,197 万 5,000 円とするものであります。

初めに、歳入について御説明申し上げます。予算書 6 ページをお開きください。

19 款 1 項 5 目ふるさと寄附金を 3 億円追加しますのは、本年 8 月から寄附受付を再開したふるさと納税について、当初想定をしていた以上に多くの方から寄附をいただいております、年度内の見込みに合わせ、増額をするものであります。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。7 ページを御覧ください。

2款1項4目財産管理費、説明欄（3）基金管理費を1億7,527万円追加しますのは、ふるさと納税による寄附の活用希望に合わせ、教育振興基金積立金6,130万円などを見込むものであります。

次に、7ページから8ページにかけて、2款8項1目広報広聴費、説明欄（5）ふるさと振興事業費を1億2,473万円追加しますのは、ふるさと納税返礼品9,220万円、ふるさと納税ポータルサイト利用料2,856万2,000円のほか、ふるさと納税に係る事務費であります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第129号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第129号は、原案のとおり可決されました。

以上で本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、令和2年第7回小山町議会12月定例会を閉会します。

午前11時26分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 池 谷 洋 子

署 名 議 員 岩 田 治 和

署 名 議 員 池 谷 弘